

西村 豐 講述



漢文評釋
韓非子講義
完

東京專門學校藏版

漢文評釋韓非子講義

越溪 西村 豊 講述

總論

愚の今日此の韓非子を講するにあたり、本文に入る前に一言する事あり、そは外か
ならず、此韓非子と云ふ題意書名を解釋し、然る後韓非子の精神本領のある所を知
りて、この書の本文に入ることなり、總へて何の書物に限らず、其題目無きものはあ
らず、故に之か書物を讀まんと欲するものは、その題目に注意せは、其書中には何を
書き載せあるか、本文に入らざる先きに一目判然たるへし、例へば論語と云へる、題
意は如何なるものによと云ふに、孔子の弟子并に當時の人と、仁義道德を論談した
るを記せしより、論語と名け、中庸は道の大本は、不偏不黨にして中正にある事を記
せし故に、中庸と云ひしを知り、大學は至大至極の道理を説明せるを知り、老、莊、孫、吳
の如きは、其姓氏を以て題目と爲せるを以て見れば、其の人自家一個人の意見を述
べしこと、自ら知らるへし、然らば此書の題意は如何なる意なるやと云ふに、元來此

二
書は韓子と稱せり、宋以降始めて非の一字を加へて、今名即ち韓非子と稱し、唐の韓子、即ち韓文公に別てり、大凡、秦漢以上の書に己の姓氏を加へて題目とするものは、其人の自撰自著なり、老子、莊子、孫子、吳子の如し、此書もそれと同様に、自筆のものたるべし、その題目に自己の姓氏を付するを以て知らるべし、又自己の姓氏を以て題目とする以上、その述ふる所は、孔孟の仁義道德とは、大にその趣向を殊にし、自家一人の本領を陳述模寫せしものならん、然らば即ちその書は其人なり、その人は其書なれば、此書を讀むもの、先づ本文に入らずとも、韓非子その人の意見を自ら書寫せし書物なる事は、此の題目に因て知らるべし、既に此書は韓非子一家言なることを知るも、韓非自家の精神本領とする所は何の處にあるやと云ふに、先づ其人の畧傳を探らば、其學問著作の由來する所、自ら判然たるべし、其傳は司馬遷著せし所の史記列傳を以て、尤も正確とす、其傳に曰く、
韓非者、韓之諸公子也、喜刑名法術之學、而其歸本於黃老、非爲人口吃、不能道說、而善著書、與季斯俱事荀卿、斯自以爲不如非、非見韓之削弱、數以書諫韓王、韓王不能用、於是韓非疾治國不務、修明其法制、執勢以御其臣下、富國彊兵、而以求人任賢、反舉浮淫之蠹、而

加地於功實之上、以爲儒者用、文亂法、而俠者以武犯禁、寬則寵名譽之人、急則用介冑之士、今所養非所用、所用非所養、悲廉直不容於邪枉之臣、觀往者得失之變、作孤憤、五蠹、內外儲說難、說林、十餘萬言、然韓非知說之難、爲說難書、甚具、終死於秦、不能自脫、云々

(釋義) 韓非は韓國の公子にて、刑法の學を好み、其學の歸因する所は、黃帝、老子を根本とせり、故に韓非の學門の血脈は黃老に出たり、韓非は言辭詭辯にして自家の説をロツカラ説明する能はず、然れども善く巧に著作を爲せり、季斯と云へる者と、荀子と云ふ學者を師とし、學ひし事あり、當時韓非の學藝は、季斯の上に出でしと見へ、季斯も到底韓非に及はずと思ひし程なり、後韓非は己の國の日々に他邦に削弱侵奪せらるゝを見て、上疏してその主韓王安を諫言せしも、韓王用ふる能はず、是に於て韓非その國を治むるに、法律制度を修明し、又人君の勢力威徳を以て臣下を駕御し、國を富まし、兵を強め、人物を求め、賢者に任せず、却て輕薄浮淫なる名譽利益に奔る、米食蟲の如き、少人を登用して、之を事功實業の大才ある人物の上に加へり、此輩何を以て國益を圖り、事功を立てん、如何となれば、今日信用する所の學者は、兎角古に拘束して、今日の法を非議し、武士は武己の武力に

任せ、禁制を犯すあり、是ぞ害ありて益なきの徒にて是の輩多く朝にあり、然るに今日韓王は少し治平の時にてもわれは儒者の如き名譽の士を寵し、又戦亂にてもわれは甲斐を被むりたる腕力家を用ゐて、一時の亂を防かんとせり、是實に因循姑息の策にて、國家を經綸するの道にあらざるなり、故に王の今日養ふ所は、國家の用ふべき所にあらず、その用ひし所の人、は輕浮外淫の士にして、祿を與へて養ふべき所のものにあらずとて、廉稜正直家なる自家の邪枉の十人の爲めに用ひられざるを、悲み胸中鬱々不平の餘りに、孤憤五蠹、内外儲說林、說難、十餘万言を作れり、即ち此の書中記載する所の篇目なり、然れども韓非は己の抱負を以て、人君に説くは容易ならざる事を知り、說難と云ふ文章を作り、遊說の仕方を説きしも、終に秦に入りて李斯の爲めに讒せられて死せり、

以上の畧歴に参照すれば、韓子の學問本領とする所は、黃老の系統より出たる刑名の學たるを知るべし、刑は形と普通する文字にて、刑名の學とは、即ち形と名と相互に參同する學なり、形は即ち實にて、名の主なり、名は即ち實の實なり、人君と云ふ名、われは、必ず人君の實あり、人臣と云ふ名、われは、必ず人臣の實あり、その實と名と相

互參同して失はざれば、人君は人君だけの職責を盡し、人臣は人臣だけの職責を盡すものと謂つべきなり、その之を盡さずして、名實相反するときは、之を正すなり、是に於て刑法を以て賞罰するの義、必ず生ぜり、故に漢の班固が韓非子を以て法家に列するは亦故なきにあらず、即ち史遷が韓非の傳中に、刑名法術の學と云ふは、大にその當を得たりと謂つべし、元來刑名法術の學は人情を去らざるべからず、人情を去らざれば、刑名を參同し、賞罰二柄を應用すべからず、韓非子學問の由來する所は、黃老にあり、黃老は虛無自然を以て、其道の原則となせり、唯其の虛無自然を原則とする故に、人情上より割り出したる、仁儀道德とは、其の學大に反對せり、即ち韓非子刑名學は、此の虛無自然に由來せる故に、自然の天則を原則として、自然の刑名を參同するを常とせり、若し夫れ人情を以て之を支配するときは、人情上必ず愛憎無からざるべからず、已に愛憎あれば、事を處置し、刑名を參同するに、偏黨して公平ならざるを得ず、譬へば青眼鏡を掛けて、事物を見るが如し、森羅万象、皆青色となりて、其真相を得る能はず、故に韓非子は、黃老の自然といふを原則とし、彼の名のある所、實を責め、實のある所、名を以て參し、敢て私智をその間に用ひざるを、基本とす、故に彼

より善事の實相を持ち來れば、之を賞し、惡事の實相を形はせば、我之を罰し、刑名賞罰は、皆彼の所爲に任せて己れ之れが生殺利柄を乗りて、實施する迄にして、決して私智人情を、その間に狹みて處理せざるなり、猶玲々たる明鏡の物の來るに隨うて、その實相を照らすが如く、決して私情に任せざるなり、若し私情に任せば、愛憎虛偽自ら生じ、何如に明法ありと雖も、死物同然にして、唯物を害し、人を傷ふのみ、故に韓非子の精神本領とする所は、全く私情を去り、名實を參同するにあり、然し此の名實參同の事は、獨り韓非子のみならず、儒者の方にも、亦刑名の術あり、書經舜曲に曰く、敷奏以言、明試以功、と人臣を登用するに、先づ人臣の奏議を用ひて、之を實行せしめ、言行一致にして、反せざるものを擧用せり、即ち言は、功の實にて名なり、功は、言の主にて實なり、又論語に正名の語あり、正名は即ち名實參同するの謂なり、然れども、儒家の原則とする所は、人情上より割出したる仁義道德を以て名實を正ふするなり、韓非子の刑名學は、人情を離れて名實を正ふするにあり、人情を離れて名實を正ふするは、公平無私なるか如しと雖も、立法者も、法を行ふものも均しく人間なるは、其心術を第一に清淨無垢にして、愛憎の心を去り、人情に支配されぬ様に心得ざれば、

如何程、裁判官か人情を去り立法の精神に基き之を實施するとも、法其物既に好惡愛憎を以て組み立てある時は、公平無私の裁判を實施すべからず、况んや判官その人の好惡愛憎あるに於てをや、元來人間は有情の動物なれば、人として人情は到底去り免かるべからず、孔孟は人情を以て人を愛するを仁の原則とせるを以て儒家の刑法は愛情を原則とする故に、人を傷ふの弊少し、然し愛情を原則とすれば、刑法寛に過るの恐あり、之か弊を救ふに義を以てせり、義は宜にて外の裁制の宜に合するを云ふ、即ち賞すべきを賞し、罰すべきを罰し、生すべきを生し、殺すべきを殺すは外の制裁なり、然し外の制裁のみに任すれば、其勢人情生かすべきものも、殺さるべからず、其極實に刻薄に陥る、是の故に儒家は仁義と相待つて、刑名を參同せり、韓非子は、人情を去り、刑名參同する所は、儒家と同一なれども、その心術とする所、已に愛情を去り、虛無に任せんとせり、人情を去り、虛無に任せるは、刑名參同の原則とするは、可は可なりと雖も、人は有情の動物なれば、其心術に至りても、勢その情を去るべからず、寧ろ儒家の愛情即ち任を以て基とし、義を以て之れを裁制すること、殘忍刻薄の弊は無し、司馬遷、韓非子を論じて曰く、韓子引繩墨、切事情、明是非、其弊慘刻少、

恩皆原道德之意、とその引繩墨切事情明是非とは、その克く刑名を參同するを評し、
其極慘礫少恩とは、即ち弊の及ぶ所を論ぜしなり、然し刻薄殘忍、慘礫少恩と云ふ程
に至らざれば、刑名參同の實舉がるべからず、弊の存する所は、利の存する所、利害は
必ず表裏追隨するものなれば、好みてその惡を知り、惡て其美を知ること、克く此書
を讀むものと謂つべし、蜀の先主曰く、申韓の書は人の智意を益す、之を觀誦すべし
と、元の何行が韓非子を進むる序に曰く、竊に謂ふに、人主智畧足らずして、徒らに仁
厚を以て自ら守るは、終に削弱に歸するのみ、孔明手づから申韓の書を寫して、後主
に進む、蓋し權畧を以て仁怨を濟はんとするのみ、今天下の急にする所の者は、法度
に在り、少き所のものは、韓子の如き臣なり、萬機の暇、其書を取りて、少しく意を留め
よと、蓋し人の性に隨て、古人の書を讀むべきと、讀むべからざるとの差ひあり、後主
の昏惰は、非の書を以て對症の藥と爲す、何氏の元主の時に於ける亦然りとするな
り、漢元の優柔不斷は、固より孝宣の苛刻明斷なるに如かず、篇中採るべきもの、其數
限りなし、慘礫少恩の評を以て、之を棄つべからず、朱子曰、理明なるの後、申韓の書を
讀まば、亦自ら得ることありと、韓非子の文は、奇古にして、精深、峭刻にして、雅奧なり、

八

嚴格嚴密にして、實に韓非子その人の如し、然れども千篇一律にして、老莊の如く變
化は少しと雖も、法度繩墨の文字なれば、初學之に熟せば、筆路暢達して、緊束の患無
からん、又韓非子の註に至りて、唐志及鄭樵通志に云ふあり、尹知章の註ありしも、今
亡ふと、今本の註は、王應麟云ふ名氏を詳にせずと、趙用賢曰く、何行の本に李瓊の註
ありと、行は何の書に據りて、李瓊と爲すや、註辭瑣瑣、無職見るに足らず、清の附庸の
職誤あり、九牛の一毛にして、些少の法釋に過ぎず、我邦物茂、卿讀韓非子を著はせし
より、蒲阪圓の纂聞、太田龜叔の翼義、津田鳳卿子の解話あり、近來解話尤も行はる故
に、愚の述する所は、解話に據り、纂聞、翼義、讀韓非子に折衷するあるべし、
韓非子卷之一講義

初見秦

韓非子の秦王に、初對面の節、此意見を上りしもの故に、かく初見秦と名けしなり、
舊本には、初見秦王、又は初見秦第一とあり、

(主意) 此初見秦の一篇の主意は、韓非子自から進んで、秦王に登用されんとするに
あり、故に篇中往々秦廷の謀臣の過失を列舉証排して、自家の説を確め、隱然重き

を示せり、霸王之名不成、此無異故、其謀臣皆不盡其忠也。此句篇中大主意の全露する所なり、又霸王之名不成、四隣諸侯不朝、大王斬臣以徇國、以爲王、謀不忠者也。て主意を結へるに依りて知るべし。

臣聞、不知而言、不智、知而不言、不忠、爲人臣、不忠、當死、言而不當、亦當死、雖然、臣願悉言、所聞、唯大王裁其罪。」

(字義) 臣は韓非子の秦王に對して謙稱せるなり、○臣聞、不知而言、不智、知而不言、不忠の二句は古語なり、○當死は、罪人を處断するを云ふ、即ち罪法をして相當らしむるなり、○大王は秦王を尊稱するなり、○裁は制にて罪の有無を裁判するを云ふ。

(講義) 臣韓非曾て聞きしことあり、人臣たるもの人君に仕へて、事物の道理を已知らずして、此彼博才多辯らしく言ひ立つるは、元來不智慧にて然ることなり、又己事物の道理を知りながら、反て其言ふべき場合に臨みても言上せざるは、此れ君に對して、不忠義不實貞のものなりとの古語あることを聞きしことあり、此古語に依れば、人臣と爲りて不忠なるときは、反て人君を傷ふとも、益の無きことなる

が故に如此人物は、法律を以て處断すべし、及人臣の事理を言上するとも、その宜きに合して事情に適はざるは、亦死罪に當れり、故に今秦廷の人臣の名を有せる以上は、秦の爲めに謀るべし、人君たるもの、そこに注意して、その名あるとも、その實なきものは、法を乗り罰を行ふべしとの意を言外に含め、然の字を以て、一轉すらく、かく白すもの、臣韓非、今意見を充分に吐露せる故に、言ふて當らざるときは、大王陛下、臣韓非の罪を裁制せよとて、冒頭を置き、秦王の注意を促かさんとせり、即ち爲人臣、不忠、當死、言而不當、亦當死の二句は、下段の伏線なり、以上を此篇の

第一大段と爲す、即ち韓非の奏言する所以を叙せり、
臣聞、天下陰、燕陽、魏連、荆固、齊收、韓而成、從、將、西、面、以、與、強、秦、爲、難、臣竊笑之、世有三亡、而天下得之、其此之謂乎、臣聞、之、曰、以、亂、攻、治、者、亡、以、邪、攻、正、者、亡、以、逆、攻、順、者、亡。」

(字義) 陰、燕とは燕國の地位北に位せり、北は陰なり、故に云ふ、○陽、魏とは魏は南方に位する故に陽、即ち南と云ふ、○荆とは楚國の別稱、秦の始皇の父、莊襄王楚の諱を避けて、荆と云ふ、○從は縱と同字にて、協合團結するを云ふ、即ち韓、魏、趙、燕、齊、楚の六國は、秦の東南北に位して、縱形の地位を爲せり、故にそれより轉して、團結協

力するの義と爲れり。○西面とは六國の西方、秦國に向ふを云ふ。○笑之の二字の下、曰の一字を挿みて看るべし。○此の小段は韵を押せり、即ち三亡の亡の字と、攻治者亡の亡の字と、攻正者亡の亡の字と、攻順者亡の亡の字なり、凡べて先秦等の古書中には往々押韵の句あり、是は作者の押韵に意ありて然るにあらず、文章上の語脈の勢にて、自ら然らしむるなれば、別に異とするに足らず。

〔講義〕さて臣韓非の承りたるに、今や天下の形勢上より觀察するときは、燕國を北にし、魏國を南にし、楚國を連合し、齊國と固く結び合ひ、韓國を收め取り入れて、同盟團結せんとしたるは、是は他無し、是の同盟諸國と、西の方に兵を出だし、西方の一大強國なる大王の國を相手にせんと、の策略ならんと聞けり、然しながら、臣、此舉を聞き、心私かに之を笑ふて曰く、世上三つの亡ぶべき形ありて、今六國の諸侯この形を有したりと思へり、其の三亡とは、臣の聞きし所にては、亂國にして、治國を攻むれば必ず亡ぶ、又我國は無理非道の事を爲しながら、他國の正直正道を踏み居るものを攻むれば、其國は必ず亡ぶ、又我國は、横逆邪僻の事を爲しながら、他國須正正理あるものに戦を仕向けるときは、必ず亡べりと聞けり、今日燕、韓、魏、

齊、楚の諸國の内政は、果して大王の國に當るだけの實舉り居るか、決して然らずと、下段を引き起せり、以上を二大段中の一小段とす、一小段は天下の亡ぶべき實あるを虚論せるなり。○此段に、燕、魏、齊、楚、韓の五國の三を擧げて、趙國を擧げざるものは、當時趙は從長たりしが故なり、又陰、燕、陽、魏云々の語は、趙より立たる語なり。

今天下之府庫不盈、困倉空虚、其士民張軍、數十百万、白刃在前、斧頭在後、而卻走不能死也、非其士民不能死也、上不能故也、言賞則不與、言罰則不行、賞罰不信、故士民不死也。』

〔字義〕天下は六國を指すなり。○府庫は寶財を入るゝ處を云ふ。○困倉は穀粟を藏する所を云ふ。○張軍は一本に張、軍勢に作る、從ふべし、軍勢を擴張するなり。○斧頭の頭は擯と音通して、人を斬る臺なり。○卻走は退き走るなり。

〔講義〕今天下六國は亡びんと愚老する所以は、彼の六國の府庫は、軍費ありやと云ふに、貨財缺乏し、兵糧は如何と云ふに、困倉には、穀粟等は一粒も有らず、斯く迄に六國は財粟の缺乏しながらも、大膽千萬にも、其士民を督して、數十百萬の軍勢を張り出して、西面して、秦國に對ひて、干戈を弄せんとせり、皆その戦を爲す處の兵

卒の氣象如何と云ふに、元來なれば戰場に出で、白刃の己の前に閃き斧擲は後
 にありて進めば、白刃に斃れ、退けば斧擲の刑に處せらるべきなれば、志ある者な
 れば、寧ろ進んで白刃に斃るゝも、退きて斧擲の刑に處せらるゝ者なかるべきに、
 左なくて、兵刃干戈の交らざるに先つて、皆々吾も吾もと退却し、一人として屍を
 原野に横へ暴らすもの無し、實に兵士の名あるも、其の實なく、所謂腰拔武士なる
 のみ然れども、是れは六國の士民の怯怖して、かく戰場に屍を暴らす能はざると
 云ふでは無く、六國の人主が、その士民兵卒をして、奪戰奮死する能はざる故なり、
 其の驛合は、士民兵卒の中に質すべき功績のあることを證明し來るも、其賞すべ
 きものを賞せず、罰すへき罪科を證明するとも、罰すべきものを罰せず、實に愛惡
 好憎を以て、賞罰を行ひて大切なる賞罰に、信を置く能はざるが故に、其士民兵卒
 等が、斯様の場合に臨みても、皆々退き逃れて、誰一人も戰闘して、奮發奮死するも
 の無きに至るなり、○以上二段中の二小段とす、二小段は六國亡ぶべき實形あ
 るを論ず、○又一小段の冒頭の臣聞天下陰燕陽魏より、二小段の結末、故士民不
 死也までを二段とす、二段は六國亡ぶべき實形あるを總論せり、

今秦出號令而行、賞罰有功無功相事也、出其父母懷妊之中、生未嘗見寇、耳聞戰闘、頓足
 徒裼、犯白刃、陷鎗炭、斷死於前者、皆是也、夫斷死與斷生、也不同、而民爲之者、是貴奮死也、
 夫一人奮死可以對十、十可以對百、百可以對千、千可以對萬、萬可以對天下、

(字義) 懷妊の懷は、ふところ、妊は衣袴、頓足の頓は、躓いて、躍り足ぶみするなり、○
 徒手は、空手なり、○徒裼とは、はだぬぎにて、袒裼臂を露はすなり、○鎗炭とは、た
 らの燃へ居るすみなり、○斷死とは、死することを眼前に決斷するなり、

(講義) 以上に白せし如く、六國の亡滅すべき形勢のあるは、賞罰等の當らざればな
 り、然るに大王の國は然らず、功勞のあるものには、賞を與へ、功勞無きものは罰せ
 り、又號令發布を出たして、賞罰を行んとするときは、賞罰が、布告號令通りに行は
 れて、虚偽なき故に、國中の士民は功勞あるも功勞なきも、皆戰闘を相互に、仕事役
 目として、怠らざるあり、そは元來秦國の士民の武勇なるや、其初め僅に父母の懷
 や袴の中を出て、生れて、いまた寇敵を見たこともなき子供にても、耳に戰闘の聲
 を聞けば、足ふみ躍りて、勇み立ち、徒手にて、兵器も持たず、袒裼して臂を露はして、
 敵中へ飛びこみ、白き刃を犯して進み、或は鎗火即ちタ、ラモヘテ居る、炭火を踏

みても、少しも畏れず、死することを眼前に、決断して自己の分限なりと爲し心得居るもの、國中一般に然るなり、蓋し死する方に決断すると、生きる方に決断するとは同しからず、死する方は決断しがたし、然るに民か斯様に、死を決するものは、是ぞ奮ふて死するを費べばなり、夫れ一人が奮ふて死する覺悟にて、敵に向へは尋常の十人の敵に對し、戦て勝つことを得べし、其割合に十人は百人に對し、百人は千人に對し、千人は万人に對することが出来て、其万人の奮死は、天下の大衆に對し、尅つことか出来得べしとて、以上の一段は、秦民の勇あることを虚叙し、下節を引き起し、秦國の霸王たるの實あるを論せんとする伏案と爲す、

今秦地折長補短、方數千里、名師數十百萬、秦之命令賞罰、地形利害、天下莫若也。以此與天下、天下不足兼而有也。是故秦戰未嘗不尅、攻未嘗不取、所當未嘗不破、開地數千里、此其大功也。

(字義) 與、天下の與は、猶ほ待と云ふ如く、相手にするの意、○所當の當は、相値ふの意にて、衝き値ひたるを云ふ、

(譯義) 今ま秦の土地長き所を折りて、短き所を補ない、四角方面にして見たれば、四

方ともに數千里の廣さなるべし、又勇敢果死の名ある軍勢は、數十萬人、數百萬人もあり、その上、秦國の號令賞罰の嚴重なること、彼の六國の如きのみならず、土地は四塞要害なる形、勝の利を有して、害なきこと、天下の中、之に次ぎ及ぶものなく、斯様なる強國を以て、天下即ち六國の諸侯を待ちて、之を相手とするときは、其土地を兼ぬ併せても、所有せざるに足らずして、猶ほ餘力あり、是故に秦は戦へば、未だついで勝たざるとなく、土地を開き廣めしこと、數千里、これ秦國の霸たるべき大功業を立つべき實にてあるとて、下段を引き起す、以上を二小段とす、二小段は秦の天下に霸王たるべき功實あることを實叙す。

然而兵甲頓、士民病、蓄積索、田疇荒、困倉虛、四隣諸侯不服、霸王之名不成、此無異故其謀臣皆不盡其忠也。

(字者頓は鈍に通し、勞弊してニアルを云ふ、○索は盡きるなり、○異故は他の故と云ふか如し。

(譯義) 霸王たるべきの功實あるに、然るに今や兵器の切れ味や、甲の堅きものも、皆頓鈍弊敗し、士卒人民は病み勞み、勞かれ、兵糧蓄積杯は充分あるべき筈なるに、既に

缺乏してなくなり、田畑等も荒蕪して困倉として、穀物倉には米穀も虚しくなり、四方の隣國なる諸侯も降服せず、覇者とも主者とも云へる名さへも舉からざるは、何故ぞと云ふに、これは他の原因ならず、大切な國家の計畫を爲すべき、臣下が其名を有するだけで其實なく、即ち忠義を盡さざる故なりとて、秦國の謀臣の失策を詰責して、此の一篇の主意を全露せり、實に篇中の樞機の處たり、以上を三小段とす、三小段は秦の霸王たるべき功實ありて、霸王たらざるものは謀臣が忠を盡さざる故なるを云ふ、謀臣不盡其忠の一句か、此の初見、秦の主意にて、韓非か謀臣となれば、必ず忠を盡し、秦國をして天下に霸王たらしむるを云ふ、○又こゝ迄を三大段とす、三大段は秦國霸王の實ありて、其實舉からざるは罪の謀臣にあるを論じ、前二大段を收む。

臣敢言之、往者齊、南破荆、東破宋、西服秦、北破燕、中伏韓魏、土地廣而兵彊、戰克攻取、詔令天下、齊之清濟、濁河、足以爲限、長城、巨防、足以爲塞、齊、五戰之國也。一戰不克、無齊、由此觀之、夫戰、萬乘之存亡也。

(字義) 伏韓魏の伏字は服と同じく、服屬するを云ふ、○詔令とは、布告命令するなり、

詔は、詔勅の詔なれども、秦、始皇以前は、天子のみに限らず、一般に用ひたり、○往者は、往日と同じく、さきと訓すへし。

(講義) 臣韓非以上言上せし、謀臣の不忠なる所以を充分おしきつて申し上げしに、是よりさきに、齊は南の方、荆の國を破り、東の方は、宋の國を破り、西の方は、秦の國を降服せしめ、北の方は、燕の國を破り、中の方は、韓魏の兩國を降伏せしが故に、土地は廣く、軍兵は強くなり、戰爭するときは、敵人に打ち勝ち攻むるときは、城を乗り取り、天下中に、何事も告げ命じて、差し圖支配する位の勢を得たるなり、又その要害を云へば、齊の清水は、常に清み、河水は常に濁れるとも、この、洋々汪々たる、清水なり、黄河なりの、二大水を以て、國の界限と爲し、要害と爲せしのみならず、長くつきたる城塞あり、巨大なる防禦すべき門闕ありて、國の邊境の砦塞と爲すに足る程の形勝なる堅固あり、それ故に、齊は上文に述べし通り、南は荆、東は宋、西は秦、北は燕、其他、韓魏等の五國と戰爭して、打ち克ちたることありしも、後に、燕將樂毅の爲めに、濟水の一戰に敗北を取り、舉國殆ど亡ぶるに至らんとせしことあり、然れば、此の齊國の勝敗によりて、之の戰のことを考へ、觀るには、戰に於て勝つとき

は國は存し、敗るときは亡ぶるものなれば、戒むべきことにて、實に兵車万乗を出たす資格を有する諸侯たるものは、此に注意せずんばあるべからずとて、以下秦の失策あるを論ぜんとせり、以上を第一小段とす、一小段は齊國の勝敗の實例を挙げ、戰機の忽にすべからざるを以て、秦を戒めり。

且臣聞之曰、削跡無遺、根無與、禍鄰、禍乃不存、秦與荆人戰、大破荆、襲郢、取洞庭、五湖、江南、荆王君臣亡走、東服於陳、當此時也、隨、荆以兵、則荆可舉、荆可舉、則民足、貪也、地足、利也、東以弱齊、燕中以凌三晉、然則是一舉而霸王之名可成也、四鄰諸侯可朝也、而謀臣不為引軍而退、復與荆人為和、令荆人得收亡國、聚散民、立社稷、主置宗廟、令率天下、西面以與秦為難、此固以失霸王之道一矣、

(字義) 削跡は草木の形迹を削り去るなり、○郢は楚の都の名なり、○三晉は韓、魏、趙にて、晉の分離せし地故に三晉と云ふ、○固以の以の字は已と通じ、すでにと讀むべし、○社稷主とは、天神地祇の神主なり、○宗廟令は、祖先を祭る所の吏士なり。

(講義) 且つ臣韓非聞きたることの古言に云へる様には、表面にある草木の形迹を削り去れば、底にある本根まで去りて遺すことなかれ、其根がまた生長して、禍を

爲すに至るべし、故に禍と隣り近づくことなかれ、左すれば、其禍は存生せずとて、秦が禍の根本を遺し置きたる、失策を論じ云へる様には、さきに秦は、荆、楚の人と戦ふて、楚の都、郢を襲ひ、洞庭や五湖や江水の南方の土地を横領したる故に、楚王君臣どもに逃げ走りて、陳の國に降伏せり、此の時、楚國の君臣を追隨するに、兵卒を以てせば、楚國は物を舉ぐる如くに、容易に秦の所有たるべし、既に楚國は秦の所有たれば、其民は秦の國と爲り、土地も秦に屬すべし、然る上は、東方は齊や燕等の國を攻め、又中央に位する、韓、魏、趙の三晉を凌轢すべし、然る時は、一たび兵を擧げ起して、六國を撃ち、隨へて遂に天下の覇と爲り、王たるべき事は成り、遂々へきなり、四方鄰國の諸侯は、秦國に従屬して、朝覲すべきなり、然るに朝廷に居る臣下等は、恬然として俸祿のみを載きて、敢て六國を服屬し、霸王たるべきの計畫を爲さず、軍勢を引き、本國に歸陣し、亡ぶべき楚國と和を構じ、遂に楚人をして、亡國を恢復し、四方に離散したる人民を衆合し、社稷の神位を安置し、祖廟を祭祀する役員を置くが如く、舊來の通りに、國家を再び組織せしめしのみならず、遂に楚國をして、西面して秦國と難を爲さしむ、此れは秦國天下に霸王たるの道を失ふ所

以の事つてあるとて、謀臣の戦機を失へるを論ぜり、○以上を二小段とす、二小段は、古語を引きて、秦國の六國を併呑せざる所以は謀臣の戦機を失へるに由れり、とて詰責す、即ち霸王之可成也、○謀臣不爲の二句、實に二小段中の重要な處たり、天下、又比周、而軍、華下、大王以、詔、破之、兵至、梁、郭下、國、梁、數、旬、則、梁、可、拔、梁、則、魏、可、舉、魏、則、荆、趙、之、意、絶、荆、趙、之、意、絶、則、趙、危、趙、危、而、荆、孤、疑、東、以、弱、齊、燕、中、以、凌、三、晋、然、則、一、舉、而、霸王、之、名、可、成、也、四隣、諸、侯、可、朝、也、而、謀、臣、不、爲、引、軍、而、退、復、襄、魏、氏、爲、和、令、魏、氏、反、收、亡、國、聚、散、民、立、社、稷、主、置、宗、廟、令、此、固、以、失、霸王、之、道、二、矣、

(字義) 華下に秦の領内華陽の地を云ふ、○以詔の詔は一本詐に作るも従ふべし、
す、○郭下は一本部下に作る従ふべし。

(講義) 六國又比周團結して、秦の領内華陽の地に軍して、次第に都迄も押し寄せんとせり、當時大王は謀臣の力を借らず、英断を以て白起と云へる大將に詔して、趙魏の兵を敗り、進んで魏の都なる梁の都城迄闖入し、之を圍むこと數十日にして、梁の都城は間も無く陥落せんとせり、既に梁の都城陥落するときは、魏國は悉く従屬すべし、然るときは、楚趙も助を失ひ、羽翼を殺がるのみならず、楚趙二國の

間に位する、魏が秦に屬する故に、楚趙二國の同盟も自ら断絶し、互に分離孤立して趙危くして荆亦其亡ぶる毎に、孤疑狼狽するに至らん、是に於て東方は齊、燕を弱め、天下の中位に居る三晋を撲滅せしなば、是ぞ一舉して、天下に霸王の名稱を有し、四隣の諸侯を朝せしむべきの術なるに、謀臣、是等の計畫を爲さず、軍を引き退き、復た魏國と和し、魏國をして再び國家を恢復せしむ、此れは秦國の霸王たるの道を既に失へる原因の二つめなりとて、秦の魏を亡ぶべき實形のあるときに當り、恢復して秦に敵せしむるに至るは、謀臣亦戦機を失へる罪なりとて、其戦機を失へるを論結するの二層なり、○以上を三小段とす、三小段は謀臣の戦機を失へる二層にて、霸王之名可成也、謀臣不爲失霸王之道二矣、の句實に重要な處たり。

前者穰侯之治秦也、用一國之兵、而欲以成兩國之功、是故兵終身暴露於外、士民疲病於内、霸王之名不成、此固以失霸王之道三矣、

(字義) 前者は往日と云ふが如し、○穰侯名は魏冉、秦の相なり、○兩國とは侯侯己の邑の三を營みて、秦の計を爲さんとす、故に韓非諷して兩國と云ふ、

〔講義〕 是より先き、穰侯魏冉の秦に相と爲りて秦國を治めんとするや、兵を用るとあるときは、秦の兵を用ひて、其實は己の封せられし私邑を廣めん計畫と爲せり、是ぞ秦國の外に、尙一國の事を謀ることにて、其私勝手も亦甚しきが爲めに、此輩の兵を用ふるときは、干戈止まざるのみならず、兵卒は終身外に身を暴露し、士卒は國內に疲弊せるのみにして、霸王の名は到底成るべき無し、此亦霸王の道を失へるの第三ならずやと、○以上を四小段とす、四小段は亦霸王之名不成、失霸王之道三矣の二句を置きて、秦國謀臣の戰機を失へるを詰責するの三層とす。

趙氏中央之國也、雜民所居也、其民輕而難用也、號令不治、賞罰不信、地形不便、下不能盡其民力、彼固亡國之形也、而不憂民萌、悉其士民軍於長平之下、以爭韓、上黨、大王以詔破之、拔武安、當是時也、趙氏上下不相親也、貴戚不相信也、然則邯鄲不守、援邯鄲、管山東河間、引軍而去、西攻修武、除羊腸、降代、上黨、代、四十六縣、上黨七十縣、不用一領、由不苦一士民、此皆秦有也、代上黨不戰而畢、反爲秦矣、東陽河外不戰而畢、反爲齊矣、中山呼沈以北不戰而畢、爲燕矣、然則是趙舉、趙舉則是韓亡、韓亡則荆、魏不能獨立、荆、魏不能獨立、則一舉而壞韓、魏、拔荆、東以弱齊、燕、決白馬之口、以沃魏氏、是一舉而三晉亡、從者敗也、大

王垂拱以須之、天下編隨而服矣、霸王之名可成也、而謀臣不爲引軍而退、復與趙氏爲利、夫以大王之明與秦兵之彊、乘霸王之業、地曾不可得、乃取欺於亡國、是謀臣之拙也、

〔字義〕 雜民は、雜居の人民にて四方より來りし民を云ふ、○民萌の萌の字は、低と通し、野にあるの人民を云ふ、○管は管轄の義にて、支配するを云ふ、○編隨の編の字は、一本編に作る、從ふべし、あまねくの意にて、衆民徧ねく隨屬するを、編隨と云ふ、垂拱とは夜裝を垂れ手を組むことにて、無事にして治まるを云ふ。

〔講義〕 彼の三晉の中なる趙氏は天下の中央に位せる國なり、中央なるが故に、四方より人民來聚して、内地に雜居するなり、土着の人少き故に、その民は、兎角經濟にして國家の用を爲し難く、從つて號令布告も充分に實施せられざる上に、土地の形勢は要害の便あると無く、人民怠惰に流るゝ故に、民の力を盡くし、骨折り働くを好まざるを以て見れば、是の國は實に滅亡國の形が、現に見はれて居る、而るに其主は人民を心配せず、濫りに干戈を事とし、士民を出だして長平と云ふ所に陣を張りて、韓國の上黨と云ふ所を争ひ取らんとせしが、大王陛下は、白起と云へる名將を遣はし、其策略を以て之を打ち破り、その將趙括を殺し、武安と云へる趙都

邯鄲の西に位する要害の處を抜き取りたり、當時かく趙國の敗北を取りしは、全く上下君臣の一致せず、貴賤尊卑の互に團合せざるを以ての故のみ、此の勢なれば、他日其都する所の邯鄲も、必ず守護する能はざらん、然るときは秦の兵進んで邯鄲より山東や河間を抜ききて、之を管轄專領し、軍を退いて西は修武より、代の上黨に至り、その四十六縣、又其の城市の邑七十有餘までも、間も無く降服せんには一箇の甲士たも用ひず、一士民たも苦めずして、秦國の所有に歸せん、己に代の上黨は、干戈に紛らずして盡く秦の所有となれば、元來趙の得し所の東陽や、河外の地も、戰爭無くして、齊に復歸して趙益々削弱せられん、又中山や呼陀より北部は、燕國の其の弱みを狙ひ必ず之を侵掠して、己の所有と爲さん、然るときは趙國抜き舉かりて亡びるなれば、その與國なる韓國は、將に亡滅せんとす、韓國亡滅するときは、楚魏の兩國も獨立する能はざるなるべし、是に由りて之を見れば、秦國一たび兵を擧げて趙を亡ぼし、韓を破壊し、魏國を盡く蝕殘傷し、南方楚國を抜き、東北は齊燕兩國を弱めし餘威を以て、白馬と云へる水流の水口をきり落して、魏國に注ぎかけて、水攻めにするときは、必ず韓魏趙の三晋は、亡滅するは必定千萬なり、

そこで陛下は、衣裳を垂れ、手を携ぬきて安然として天下は徧なく隨從して降服するなり、然るときは、霸王の名は成れりと謂つべきなり、かく容易に霸業の成就すべきに、謀臣恬然として、その計畫を爲さず、將士は兵を引ききて趙氏と和を構するは、何等の所存ぞや、陛下の明智と、陛下の兵の驪を以て然るに成就すべき見込ある霸業を打ち棄てるのみならず、一寸の地も己の所領と爲さずして、反て詐謀欺術を以て、他國を脅かせしとの評判や、輕蔑を、山東六國に取れるのみ、是は誰の罪ぞ、陛下の謀臣の拙劣なるか、爲めなりと以上を五大段とす、五大段は霸王之名可成也、而謀臣不爲是謀臣之拙也、の三句を以て、秦國霸業の成るべき實あるも成らざるは、謀臣の拙策に依れり、とて、重きを謀臣に歸し、主意を前後呼應せしめ、下段、秦國謀臣拙策の影響する所、少からざるあらんとするを論し起す。

且夫趙當亡而不亡、秦當霸而不霸、天下固以量秦之謀臣一矣、乃復悉士卒、以攻邯鄲、不能拔也、乘甲負弩、戰慄而却、天下固已量秦力二矣、軍乃引而復並、於李下、大王又并軍而至、與戰不能剋之也、又不能反軍罷而去、天下固量秦力三矣、內者量吾謀臣、外者極吾兵力、由是觀之、臣以爲天下之從、幾不難矣、內者吾甲兵、士民病蓄積、索田疇、荒園倉廩、

外者天下皆比意甚固願大王有以慮之也』

(字義) 負弩とは、イシユミを負ひし儘退くるを云ふ。○戰悚とは恐縮畏怖するを云ふ。○李下は地措なり又、不能反の反字の上に、自の字を入れて看るべし、即ち自ら秦軍の圍まれて逃れ去る能はざるを云ふ。○極吾兵力とは、兵力のあらん限りつくし去るを云ふ。

(講義) 前述の如く、趙國亡滅すべき實相ありても亡滅せず、又秦國は覇業を成すべき形ありても、其業を成さず、然るときは山東六國のものは第一に秦の國務を擔任する謀臣の拙劣にして與みするに足らざることを推量すべし、又兵力は如何と云ふに、彼の趙都邯鄲を攻むれども、援く能はざるのみならず、その兵卒どもは、皆甲裏を脱き棄て、弩弓は背より脱し棄つる暇も無く、狼狽急遽して、實に畏怖しきつて、退却すること故に天下六國の徒が、第二番目には秦國の兵力の弱劣なることを量度するなり、尙その上に、當時趙に向ひし兵は一軍の引けを取りしのみならず、その證には、秦國の兵は悉く退きて、李下と云ふ所に、并合して來り來りしにあらざるや、その時、陛下その軍を合併として進みて戰はせしめしも、一向勝を制

する能はざるのみならず、敵方に圍まれて、自ら一人の味方に還り來るもの無く、圍罷して、然る後に去り還ると云ふ様な卑怯の次第にて、實に秦力の弱味を、敵人に證據だてる義故に、天下はその實力の乏しきを益々推量するなりと、以上を六
大段の一小段とす、此段は、他國の秦の謀臣を量るを主として、説き、他國の秦力を量るを陪客と爲せり、即ち固以量秦之謀臣一矣、天下固已量秦力二矣、天下固已量秦力三矣、の三句を見はして、前段謀臣之拙也の句に緊應して、下段にその結果を述べらる、かく他國より内部は、謀臣の拙劣なることを量り知られ、外部は、吾兵力の續かん限り、盡力せしも、その効なし、然るに一轉して、六國の形勢を觀れば、兼て六國團結して、秦に當らんとするものなれば、かく秦國の内外の弱きに乘して、天下六國の合從協合するは、難きことにはあらざらん、實に謀臣拙劣の弊害は、恐るべし、即ち内部は、甲裏や兵器は頓弊し、士卒人民は病み疲れ、蓄積兵糧は盡きて空乏し、田畝は荒廢し、倉庫は虚空になり、外部の六國は、皆一致合同して、秦に當らんとすること甚だ固し、大王篤と此に思慮あらんことを請ひ願ふ、然し臣韓非に任せば、此の謀臣拙劣の弊害を救ひ、秦國の覇功を爲さしめんと、下段を引き起す、以上

を六大段中の二小段とす、一小段を承け愈々謀臣拙劣の弊を論し、重きを願大^〇王有^〇以^〇慮^〇之^〇也の句に歸す、總して此六大段は六國の亡ひす秦の霸^〇九らざるものは天下六國の秦謀臣の拙劣を量るに由るを論せり。

且臣聞之、曰戰々栗栗、日慎一日、苟慎其道、天下可有^〇以^〇知^〇其^〇然^〇也。昔紂爲天子、將率天下甲兵、百方左飲於淇、溪右飲於淇、水竭而淇水不流、以與周武王爲難、武王將素甲三千戰、一日而破紂之國、禽其身、據其地、而有其民、天下莫傷。智伯率三國之衆、以攻趙襄主於晉陽、決水而灌之、三月城且拔矣、襄主鑽龜、龜數筮、占兆以視利害、何國可降、乃使其臣張孟談、於是乃潛行而出、反智伯之約、得兩國之衆、以攻智伯、禽其身、以復襄王之初。

(字義) 戰戰栗栗の栗と、日慎一日の日と、苟慎其道の道と、天下可有の有の字とは、韵を押せり。〇趙襄主は、趙の大夫なるが故に、王と稱せずして主と云ふ、禮に大夫は主と稱すとあり。〇鑽龜とは、龜の甲を灼きてその割目を見て吉凶を判断するなり。〇數筮とは、筮竹を以て易を立て占ふなり。〇占兆とは、龜の割目を兆と云ひ、筮策を云ふ、即ち、ウラ卦なり。〇禽は擒と同じ、捕り見にするを云ふ。

(講義) 臣韓非聞きし古言あり曰く、平常戰々として恐れ、栗々として心を用ひるこ

とは今日は昨日よりと、注意謹慎するなり、かく其道とする所を謹慎注意すれば必ず之を大にしては天下をも有つべしと、此の語意を以て之を事實に徴するに昔殷の紂王は天子と爲りて、天下の兵士百萬を將りて、左は淇水の地より右は淇溪のある所に推し出し、餘り多勢故に、兵士水を飲むときは淇水竭き、淇水は流れぬと云ふ程の多人數を以りて、周武王と戰爭を爲したり、此の多人數なれば充分勝を制すべき様なるに、其れに反して、武王は素甲とて絹の白き絲にて作りたる弱き甲衷を着けたる兵士三千人を引りて、紂王に向へり、實に敗北しさうな、少人數の上に弱き兵器なれども、一日の戰鬪にて、紂の國を打ち破り、其身を禽戮し、その都城人民をも有するに至りしも、天下の民、傷むもの無し、其道を慎むの證ならずやと、以上を六大段中の一小段とす、一小段は古語を引き、其實相を徴し、以て六國亡ぼすべく、秦國霸たるべきの伏案を爲す、即ち武王の紂に勝つは敗を轉して勝と爲す典故の一なり、今又二小段智伯の例を引き、趙の大夫智伯は、韓魏及び己の兵と、三國の衆を合して、趙襄子を晉陽に攻め圍むに、水をきり落して城に灌ぐこと三月の久しきに及び、城已に抜け落ちんとせしとき、襄子乃ち龜を鑽

き策を敷へ、その占卦を考へて、吉凶禍福を見て思へらく、韓魏趙の中何れにか、吾は降服すべきとて乃ちその臣の張孟談と云へるものをして、韓魏に使ひせしめ、智伯に降を入るゝ約に反對して、韓魏兩國の衆を得、遂に智伯を攻め勝を制し、智伯を捕戮して、その初の國を恢復せり是ぞ智伯の敗を轉して勝と爲すの第二典故ならずや、然れば今秦國の勢は何如とて、下三小段を引き起し、次第に主意を歸宿せんとせり以上六六段中の二小段とす。

今秦地折長補短方數千里、名師數十百萬、秦國號令賞罰、地形利害、天下莫如也、以此與天下、天下可兼而有也、臣昧死願望見大王、言所以破天下之從、舉趙亡韓、臣荆魏親齊燕、以成霸王之名、朝四隣諸侯之道。

(字義) 折長補短とは、長き地を折斷し、短き地に補足して、四角四面にするを云ふ。○昧死とは、暗に死罪を犯すと云ふ。○親齊燕の親の字一本觀の字に作る、其意齊燕を朝覲せしむるなり、從ふべし。

(講義) 今秦國土地の廣狹は何如と云ふに、長き地を折斷して短き所に補足するときは、四方四五千里の廣大なる地を有せらるにあらずや、兵卒は精拔有名のもの

四五十万の多を有するにあらずや、又號令明肅に賞罰その當を得るのみならず、土地の要害險固なることは、天下六國の多き決して如き及ぶ所にあらず、斯様な土地の利、兵卒の多きを有して、天下に當るなれば、天下は悉く兼併して、秦國の有たるべきなり、然るに所有し能はざるは、謀臣の拙なりとて、其非を裏面に駁し、更に語を更めらて、臣韓非不肖ながら、敢て死刑に處せらるべきの罪科を暗々裏に身に犯し、一身を犠牲に供して、更に大王陛下を望見して、天下六國の一致協力して、秦國に敵する合從策を打ち破り、六國の首領者たる趙都を抜き落し、韓國を亡し、楚魏二國を服し、東北は齊燕をして朝覲せしめ、天下四隣の諸侯を服屬朝貢せしむるの道理を、充分言上せんとて、前段の奇慎其道、天下可有也の句に照應して、自己の道とする所は、成霸王之名、一朝四隣諸侯之道なりとて、此段の道と、前段の道と、宇と、顧應して、韓非滿腹の大技能あることを、此段に至り、正面より説明せり、即ち此一篇中、正說緊要の處にて、韓非自ら進んで、秦國にあらば、敗を轉じて、勝と爲すを明白に見はせるなり、以上を六六段中の三小段とす。

大王誠聽其說、一舉而天下之趙不破、趙不舉、韓不亡、荆魏不臣、齊燕不親、霸王之名不成。

四鄰諸侯不朝大王、斬臣、以徇國、以爲王、謀不忠者也。

(字義) 齊燕不親の親の字前段と同じく親の字に改め看るべし。○徇國とは人に見せ示すの意。○以爲王の句通鑑綱目には以爲の二字の間に戒の字あり然れども原文の儘加へざるを可とす何となれば文氣薄弱なるのみならず加へざるも通すればなり兎角先秦以上の古書は錯簡衍文多くして讀み難けれども務めて古文書の通する限りは改竄せざるを可とす近來考證の學行はれ動もすれば讀難しとて古文書を改め讀む風流行せり是亦郵書燕説にして其弊恐るべし愚故に一言す。

(講義) 大王陛下眞面目に吾覇業を成し天下諸侯を朝覲せざる道を聽きて之を一たび實行して天下六國の合従協同の計畫破れず趙城陥没せず楚魏臣服せず齊燕來朝の功擧からず兎角反對の失敗を取りて遂に覇業の名を成就せず天下六國の諸侯をして來朝せしめざることをわらば臣の大王に言上する所と相違するなるを以て大王その時は遠慮なく臣韓非を斬罪に處刑せられ天下に曝らし見せかけて韓非といへるものは秦王の爲めに謀りて不實貞不忠節のものなりと

告示せらるべしかく一命を犠牲に供して大王の爲めに霸王の名の成らんことを謀るものなれば大王の謀臣の利祿に汲して恬然爲す無き者とは異なるものなりとて裏面に韓非自己の大經論家たるを證すると共に拙劣爲すなきの謀臣を放逐すべきを含蓄して前三小段の裏面より説き入り霸王之不成以爲王謀不忠等の句を以て反説に主意を歸宿し且結末に爲王謀不忠の句を置き此一篇の冒頭に掲げし爲人臣不忠當死言而不當亦當死の句に遙に照應し自ら罪を引き秦の謀臣の拙劣にして死に處すべき罪あるを諷言す文章の結構實に嚴格井々の中自ら含蓄の意を存し人をして飄爾止む能はざらしむ以上を六段中の四小段とす四小段は反説主意を歸宿し以て此一篇を結ぶ。○或人曰く韓非は韓の公族なり然るに此初見秦篇に韓を亡すことを秦に論し勸めしは其意を得ずと曰く韓を亡ぼすと云ふは我國に偏黨せざるを見はす所以なり此れぞ韓非の秦王に遊説するの手段然らざるを得ず其本意別に存するあり其著はしし所の存韓篇を見るべし殊に當時韓國は日に秦に削弱せられ全く秦の俎上にあり韓非の言の韓に及ぶは是れ漢高の項羽に乃翁の羹を乞ふと一樣の手段なれば尋常儒者の

るまで秦國に貢物を納れ、使役に應ずること、秦の管轄内の郡や縣の貢物を納れ
收めると異ならざれば、獨立の名ありても、其實は秦の屬國と同じ、然れば何の必
要ありて、韓國を征伐することにやとて、下段を引き起す、以上を此篇の一大段と
す、一大段は韓國の能く秦に事ふるを叙し、秦特出銳師取韓地而隨之の句に重き
を置き、存韓一篇の主意を微露し、言外に韓の伐つべからざるを含蓄し、下段の伏
線を爲す。

今臣竊聞、貴臣之計、舉兵將伐韓、夫趙氏聚士卒、養從徒、欲發天下之兵、明秦不弱、則諸侯
必滅、宗廟欲西面行其意、非一日之計也、今釋趙之患、而攘內臣之韓、則天下明趙氏之計
矣。

(字義) 從徒とは天下の協合團結の策を爲し、秦に當らんとするの徒にて、蘇秦の如
き合従の策士を云ふ。○欲發天下之兵の費の字は、聚屬の意にて、聚め附くるを云
ふ。○明とは信ぜずと云ふが如し。

(講義) 上段の如く、吾本國は貴國に事へ來り居るに、今般竊かに貴廷謀臣の計畫す
る所を傳聞すれば、何ぞ料らん兵を繰り出して、吾本國を征伐せんとすと、果して

然らば、失計も亦甚しきなり、何となれば、今日山東六國の中に、趙の國は士卒を
聚集し、合従の策士を養ひ、秦に敵せんとして、天下六國の兵を連屬せんとせり、其
意何れに在るやと云ふに、秦國を削弱せざるときは、六國は常にその患を被り、遂
に秦の爲めに、先祖の廟所までも滅さられんと確信するを以ての故に、西方秦に
進み改め入らんとするの決心、一日にあらざるなり、然るに貴國は、今日趙の團結
して、禍を爲さんとするをも顧みず、藩屬内臣同然の吾韓國を攘はんとするは、天
下の諸侯をして益、趙氏の計畫を信用せしめて、團結の意を固くする義ならずや
とて、秦の韓を收むるの失計を容赦し、今釋趙之患、而攘內臣之韓、則天下明趙氏之
計矣の句中、内臣の二字を點じ、前段の韓入貢職與郡縣無異の句と緊應させて、韓
國を亡滅するは、秦國の禍たることを、反面より略論せり、以上を二大段中の一小
段とす。

夫韓小國也、而應天下四鄰、主辱臣苦、上下相與同憂、久矣、修守備、戒疆敵、存蓄積、築城池、
以固守、今伐韓、未可一年而滅、拔一城而退、則權輕於天下、天下推我兵矣、韓叛、則魏應之、
趙據齊、以爲原、如此、則以韓魏資趙、假齊以固其從、而以與爭、趙之禍、而秦之禍也。

(字義) 應天下四擊とは、天下四方の征伐地に位し當れるを云ふ。○權輕於天下の權の字は、秦國の威權を云ふ。○天下摧我兵の我とは、秦國を親みて我の字を附けしなれば、韓國を稱する代名詞と譯り看る勿れ。○據齊以爲原の原字は、源の字と同字にて、根源根據の意なり。

(講義) 夫れ吾韓國は地、陝小にして天下中央の所に位し、四方の來擊を被るか爲め、主人は常に耻辱を被り、臣民は其戰に苦しみ、上下中外相與に憂患を同じくせり、其の代りに上下共に敵國外患の中に生長するを以て、昏醉惰弱の風なく、皆氣象發達し居るを以て、平時にても城郭の守備を修繕して、強敵を防禦せんが爲めに、戒めを堅固にし、兵糧蓄積を存在して、城池を掘り穿ちて、固く守備を爲し、敢て油斷せず、國を金城湯池の固めに置き、あれば、今日我韓國を征伐せらるるとても、容易に、一年や二年にて、顛滅すべらず、已に韓國を顛滅すべからずとて、漸くその一小城位を抜き落して、軍を退散するときは、秦國の國權は、天下諸侯に輕蔑せられて、少しも價值なくして、一笑に付せられんのみ、然る時は、天下その實權の弱きに乘じ、我秦國の兵を忽ち摧敗撲滅するならん、かく天下より侮りを受くるに至れば、

韓は實權を棄て、反對に立ち、魏と團結せん、然るときは、趙は齊と相應して、秦を攻むる本源根本と爲るに至るべし、此の如く韓魏一致して、秦に叛きなば、趙と齊は共に合従して、六國皆趙に助力するに至るは必然のことにて、益、その合従を固ふして、互に富國強兵を競争する義なれば、實に趙は福を得れども、秦は甚不利益にして、その禍患を被るのみなりとて、秦の韓を攻るは小國と雖も、失計にして、禍たるを論叙せり、即ち韓小國也。而以應天下四擊、主辱臣苦。上下相與同憂久矣。の句を點出し、結末に趙之福而秦之禍也。の句を置き、前段を承け、反面に韓の存せざるべからざるを切言せり、以上を二段中の二小段と爲す。

夫進而擊趙、不能取、退而攻韓、弗能拔、則陷銳之卒、勤於野戰、罷於內攻、則合群苦弱、以敵而共二萬乘、非所以亡趙之心也、均如貴臣之計、則秦必爲天下兵質矣、陛下雖以金石相獎、則兼天下之日未也。

(字義) 陷銳之卒とは、能く敵の銳卒を破り陥るるの兵を云ふ。○勤於野戰の勤の字は、勤勉勞働の意より、轉義して疲勞することを云ふ。即ち「ツカレ」と訓すべし。○負任之旅とは、兵糧を負載運搬する輜重卒なり。○罷於內攻の攻の字は、功と通す、即

ち我陣内の運搬に疲るゝと云ふ。○合群苦弱とは、秦の群卒の勞苦廢せるを聚合驅逐するを云ふ。○共二萬乘の共の字は、供の字に同じ、即ち前段の趙國と齊國との二國の兵力に供應し向ふを云ふ。○均とは、同の字と同義にて、秦王の見る所が、謀臣と同一なるを云ふ。○天下兵質の質の字は、射侯にて箭的のなり、即ち秦が天下兵力の向ふ射的と爲り着目せらるゝを云ふ。○雖以金石相獎の以の字は、與の字と通ず、即ち秦王の壽命の久しきこと、金石の獎敗せざるか如きを云ふ。

(講義) 夫進みては趙國に兵を出だし、伐ちかくるとも、之を攻め取ること能はず、退きて韓を攻むれども、援き落すこと能はざる際には、貴國の兵卒は、野原の戰爭に疲かれ、又糧餉を運搬負擔する所の輻重卒は、内部の勞働に苦み、内外共に疲勞せるときにありては、假令群衆の兵を用ゐるも、皆勞苦昏弱の兵なれば、彼の趙齊二諸侯の勢力を益すとも、決して滅却すること能はざるなれば、貴國の本心所存とする趙國を打ち潰す意に相違して、反對に出づるならん、然るに大王陛下は、同じくその謀臣と計畫見識を一様に爲し置かるゝなれば、秦國は猶射者の的を射るか如くに、天下六國の兵鋒は、皆聚り來りてその鋒的たるなり、然るときは、何如に

大王陛下は、此人間界に久壽して、金石の敗弊せざる如くに堅固なる生命を永く保たるゝとて、陛下の天下を一統せらるゝ大業は、到底期すべからず、然れば、貴臣の計畫には、相反對すれども、韓國征伐は思ひ止まらるべきこそ必要ならん、其策は今之を論述せんと下段を喚起す、以上を二段中の三小段とす、三小段は合群苦弱以敵而共二萬乘非所以亡趙之心也の句を見はし、前二小段中の趙之禍而秦之禍也の句を承接して、再び之を布衍實叙し、遂に兼天下之日未也の句を以て、秦王の大目的とする一統の業成るべからずとまで極論し、秦王をして征韓の志を沮喪せしむ、又今臣竊聞の句より兼天下之日未也の句までを二段とす、二段は秦の征韓の計策は大に失へるを反覆論叙せるなり。

今朕臣之愚計、使人使刑重幣、用事之臣、明趙之所以欺秦者、與魏質以安其心、從韓伐趙、趙雖與齊爲一、不足患也、二國事畢、則韓可以移書定也、是我一舉、二國有亡形、則刑魏又必自服矣、故曰兵者凶器也、不可不審用也。

(字義) 與、趙質とは、秦より趙に質子を入れ送るを云ふ。○二國事畢とは、齊と趙との二國の兵事戰爭の止むを云ふ。○則韓の字は、一本に韓に作る、從ふべし。○移書の

漢文解題 韓非子說難

移の字は、檄文の一跡にて、戰陣間の往復の書簡を檄書又は移書と云ふ書に移すと云ふ義にあらず。

四四

(講義) 今賤臣韓非の愚策は何如と云ふに、先づ使者を楚國に遣はして、その政事を用ふる所の臣に、重き幣物を贈與せしめて、趙國は秦の國を欺き詐りしことあるとて楚國をして趙を信ぜざらしむる様に、其間を離間し、又魏國へは、人質を入れて秦の欺かざるを示めして、その心を安せしめ、遂に内臣同然の韓國と共に一致和同して、趙國を征伐するときは、趙と齊と一致團合して、秦に敵するとも、決して患ふるに足らざるなり、然る際には干戈を用ひずして、韓國は一片の書狀を贈りさへすれば、國國舉つて服屬して決して敵せざるなり、是ぞ一たび韓國を抱き入れれば、趙齊二國は、其勢力を弱めらるゝと故に、亡滅形を見はし、従つて荆魏も必ず自然に服屬するならん、故に古言にも、戰爭は凶惡の器械なりとて戒めしこともあれば、戰爭もその用ひ所を審かにせざれば、無謀の師と爲りて、單に人命を害するに止まりて、益なきとなれば、韓國征伐は、無益の師なりとて、則轉可以移書定也。の一句を以て、存韓の主意を全露して、下段存韓の意を反覆論述せり、以上を三

大段中の一小段とす、一小段は秦の爲めに策を立つ即ち存韓の意全く此段にあり。

以秦與趙敵衡、加以齊、今又背韓而示有以堅荆魏之心、夫一戰而不勝、則禍構矣、計所以定事也、不可不察也、韓秦疆弱在今年耳、且趙與諸侯陰謀久矣、夫一助而弱於諸侯、危事也、爲計而使諸侯有意我之心、至殆也、見二疏、非所以疆於諸侯也、臣竊願陛下之幸、熟圖之、夫攻伐而使從者聞焉、不可悔也。

(字義) 敵衡とは、敵對すと云ふが如し、○意我之心の意の字は、疑慮の義、又我とは、秦を親みて云ふ、○見二疏の見の字は、顯の字に同じ、疏の字は、疎の字と通ず、即ち二

(講義) 尙又秦は趙國と互に敵し合ひ、齊とも干才を交へ、又韓國とも相反目疾視しても、何の益なきのみならず、楚魏の心を團結鞏固にすること能はざるのみなり、夫れ趙國と一戰して勝を得ざるときは、天下六國皆秦に向ひ敵すること、故秦國の禍難忽ち構ふに至るなり、然るに貴廷の計策は、一向此等を慮らざるは何事ぞや、元來計畫は、己の國家の大事を安定に爲すことである、然れば此邊には充分心

を入れ省察すべきことである。趙と秦との疆弱成敗の機は、今年の中で天下分け目の一大事の處である。殊に趙は六國の諸侯どもと、秦國を陰かに謀らんとすることば、一朝一夕のことにはあらず、然るに今秦國一たび兵を出だし干戈を動かしても、其兵力が六國の諸侯より弱きときは、賊に危険千万のことならずや、又貴廷に在りて、折角六國を征滅する計畫を秘密に爲し、六國の諸侯をしてその計畫を知らしめて、秦國を顧慮疑惑せしめて、その臍を固ふせしむるは、至極危きことならずや、斯く以上の二危事の間隙を顯出して、反て六國をして計らしむる様に至るは、諸侯に強きことにあらざるなり、何卒大王陛下、此の點を篤くと熟考せられよ、然るに無謀の師を興して、六國合従の策士をして、その隙を伺はしむるか如きあるならば、臍を噛むも及ぶべからざるなりとて、結末一同に千鈞の力量を添へ、征韓の大不可を極論せり、以上を三大段中の三小段とす、三小段は前段存韓の意を承け、叮嚀反覆に論じ去り論じ來り、攻伐而使從者聞焉不可悔也の二句に主意を歸宿して、全篇を結束せり、又今賤臣之愚計より結末の不可悔也までを三大段とす、三大段は秦の爲めに策を立つ、即ち存韓を以て大主意と爲せり、以上に

て存韓の篇は終結したり、然れども以下李斯の駁議をも、此篇末に附しおれば、更に之を講述せん、讀者其意して看るべし。

詔以韓客之所上書言韓之未可舉、下臣斯、臣甚以爲不然、秦之有韓、若人之有腹心之病也、虛處則悵然、若居濕地、著而不去、以極走則發矣、夫韓雖臣於秦、未嘗不爲秦病、今若有卒報之事、韓不可信也、秦與趙爲難、刑蘇使齊、未知何如、以臣觀之、則齊趙之交、未必以刑蘇絕也、若不絕、是悉趙而應二萬乘也、夫韓不服秦之義、而服於盟也、今專於齊趙、則韓必爲腹心之病、而發矣、韓與刑有謀、諸侯應之、則秦必復見峭塞之患。」

(字義) 韓客とは、即ち韓非を指すなり、○虛處則悵然とは、病者の虛曠無事の時にも、悵然として何か妨碍ある氣あるを覺ゆ、○著而不去とは、其地に土著して去らざるなり、○極走とは、劇走と云ふが如し、○卒報之事とは、急變のことなり、○刑蘇とは、人の姓名にて、秦より齊に至りし人物なり、○峭塞の峭の字は、山の名にて、秦の東にある險阻なる要所なり、齊の宣王嘗て西の方秦を攻め、此の要害の處にて、秦兵を困めしことあり。

(講義) 秦王韓非の上りし所の書中に、韓の征伐して抜き落とすべからざるを論ぜ

し書、即ち前の存韓篇を以て、秦王の臣の李斯と云へるものに、其書を下だして勘考せしめたりに、李斯は意見を陳述して、韓非の存韓篇を駁撃したり、其議に云へるには、以上は編者の記述補足にして、以下李斯の自筆にかゝる、その議に云へるには、秦の韓國に於けるは、譬ば内部なる腹や心臓の病を煩ひ居るもの、若し内部の病氣は、平生事無く病氣安穩にして少し快きときも、兎角氣掛りになりて、びく／＼として、何か氣か足らず、亦病勢か増さんかと恐るゝ氣持あり、平生六國無事の時にも、常に韓國が秦の隙を伺はんかと、秦がびく／＼せねばならざるなり、若し此の病氣持が濕氣多き所に土着して、居るときは、病氣亦復再燃して、劇しく奔走する様な急變の時には、必ず再發するなり、韓國が一時秦に服すとも、秦の事ある時には、必ず反對に出てん、故に韓は秦と地形も相接続して居ること故に、之を獨立させて置くは、木の心に虫の入り、人に心腹の病あると同しく、秦の憂を爲して急變の事件の來るあれば、韓必ず之に乗するならん、今般大王は、荆蘇と云へる使者をして齊に至らしめ、齊と趙とを離間せしめんとせられたれども、荆蘇其人が未だ反命せざるを以て之を推測するとき、齊趙の團結は、荆蘇如き一介の

使者の腕力にて破るべからざるなり、若し果して其團結破り絶つこと能はざるときは、是ぞ趙の兵卒は悉皆秦に向ふのみならず、齊の兵卒も進み來らん、然らば秦は一國を以て二國万乘の諸侯を相手にするととなり、此際韓は必ず秦の從來の恩義に服従せずして、必ず強きに服従せん、然るときは今日秦國が齊趙と専ら干戈を事とするあるなれば、韓必ず秦の腹心の病氣と爲りて反對に出でん、韓國又南方楚に通じ六國團結するあれば、秦亦復前年齊の宣王に攻うたられて、崑山の麓に大敗を取りし如き禍を見るならん、韓國を存せば、秦の大害を爲すを論じ、下段韓非の存韓論は、自便の策論たるを論せんとせり、以上を一大段とす、一大段は、秦有韓若人之有腹心之病也、韓必爲腹心之病而發矣の句を點出し、以て韓は腹心の病たるとの喩にて駁論す。

非之來也、未必以其能存韓也、爲重於韓也、辯說屬辭、飾非詐謀、以釣利於秦、而以韓利、夫秦韓之交親、則非重矣、此自便之計也、臣視非之言、文其淫說、靡辯才甚、臣恐陛下淫非之辯、而聽其盜心、因不詳察事情、

(字義) 辯說屬辭とは、言論文章なり、○淫說靡辯とは、亂暴なる論說口多き辯舌を云

ふ○才甚の才の字、恐らくは大の字の誤ならん。

五〇

〔講義〕 元來韓非の秦國に來りしは、韓國を維持存在せんと欲するにあらで、其實は韓國に己が重ぜられんとするにあり、故に喋々多辯を以て非理なることをも、修飾して機變詐謀して己の國の利益に爲る様に秦國から釣り出して、韓の利爲めになる計畫を抱きて、陛下の心意を伺へり、故に秦國が彼の韓國を征伐杯せずして、その交際を親密にするときは、韓非は韓國より丁重に遇せらるる故に、その計る所は全く自己の便利の爲めなり、それ故に其の陛下に對するに亂暴なる論說や言語費へ多き辯舌を飾りて、巧に最もらしく言立つることが實に甚しき故に、臣恐らくは陛下の其辯說に、淫溺感溺し、その盜賊心ある姦惡の手段に陥りて、遂に事情を洞察せざることを氣遣ひ申すとして、非の來るは自便の爲めなりとて、自便之計也の句に重きを置きて、その議論を駁撃す、以上を二段とす、以下李斯の策略を述べ、大主意に入らんとす。

今以臣愚讖、秦發兵而未名、所伐則韓之用事者、以事秦爲計矣。臣請往見韓王、使來入見大王、見因內其身、而勿遣、稱召其社稷之臣、以與韓人爲市、則韓可深割也。因令象武發東

郡之卒、圍兵於境上、而未名所之、則齊人懼而從、蘇之計、是我兵未出、而勁韓以威、據強齊以義、從矣。聞於諸侯也。趙氏破膽、荆人狐疑、必有忠計。荆人不動、魏不足患也。則諸侯可蠶食而盡、趙氏可得而與、蔽矣。願陛下幸審思臣之計、無忽秦遂遣斯使韓也。

〔字義〕 因、內其身の内の字は、因の字の誤ならん。○圍兵於境上の圍の字は、聞の字の誤ならん。聞とは、車馬を備ひ出すことなり。○趙氏可得而與蔽矣の蔽の字は、一本敵の字に作る、從ふべし。○勿遣の遣の字、遣の字の誤ならん。

〔講義〕 今臣李斯の愚不肖の身を以て考へるに、秦が大兵を出だすも、其伐つべき國は何れにあるやを揚言せざるときは、韓の事を用ふる重立ちたるものは、大に畏怖狼狽して、秦に事ふるを以て計とせん、何となれば秦國の己を伐たんとするを氣遣ひ疑へばなり、然るとき臣李斯往て韓國の王に謁見し、韓國の王をして秦廷に來見せしめしなば、陛下之に謁見の際に韓王を遣し放つと無く、且つ又その韓國の重臣共を招き呼びて、韓人と約して地を入れさせ、然る後に韓王を放還すること、市易の如くに爲すなれば、韓の地は干戈を用ひずして大に割き取らるべし、そのとき陛下の武臣なる象武と云へるものをして、東方の郡縣の兵卒を練り出

して韓國の境上に兵威を觀示して、示威運動を爲し、その兵の向ひ往く所を發表せざる時は、齊人懼れて先年遣はせし所の荆蘇が齊に説きて、趙と交を絶たんとする、六國團結破攘策に従はん、是ぞ我が秦國の兵を一たびも出さずして、韓國の王は秦の威武の爲めに擒囚せられ、付ては齊も秦の兵を用ひざるの義に服さざるの理ならずや、然るときは趙も大に膽を破り驚き、楚も狼狐疑して秦に事へんとする忠義の計を爲さん、元來楚は南方の強國なるが、此の強國恐れて北方趙魏に援兵を出さるゝときは、北方なる魏國は患ふるに足らざるなり、然るときは、六國の諸侯は、蠶の葉を食するが如くに、漸く併呑すべく、趙氏も心ず孤立して與國なくなる故に、我國之に當り敵するも、容易に打ち斃すべきなり、然れば六國を合併するの策は、韓王を囚縛するの一段にあるなれば、大王、臣の計を考察せられよとて、前段に秦之有韓、若人之有腹、心之病也の句に應じて、此段に大王見、因内其身而勿遣、稱召其社稷之臣、以與韓人爲市、則韓可深割也の句を以て、此の二段に大主意を全露し、秦の心腹の病を除くの策を立てたり、是に於て秦王遂に李斯の策論を聽きしと見え、斯を韓に使はしたり、秦遂遣斯使韓也の一句は、叙事にて、李

斯の文にあらず、以上李斯の韓非存韓論を反駁せるなり、以下入韓して韓王に上書す、其文左の如し。

李斯往詔韓王、未得見、因上書曰、昔秦韓戮力一意、以不相侵、天下莫敢犯、如此者數世矣、前世五諸侯皆相與共、伐韓、秦發兵以救之、韓居中國、地不能滿千里、而所以得與諸侯班

位、天下君臣相保者、以世世相救、事秦之力也、
 (字義) 前世は、一本に前時に作る從ふべし、○五諸侯とは、晉魏趙齊楚の五國なり、○班位とは、並び居るなり。

(講義) 李斯韓國に至り事情を述べ王に面謁せんとするも、得ること能はざるが、故に書中その意見を白して曰ふ様、昔秦と韓と一意戮力互にその交際を親密にして、相侵犯凌轢せざること數代の久しに及び、然るに前年五諸侯の同力して韓を伐ちしや、秦國は兵を出して、之を救ひしにあらずや、韓國は天下の中位に居りて、四方の國其兵を出し易き所なるのみならず、その地千里にも足らざるに、諸侯の仲間之列し、君臣安泰に相保つ所以の義は、是外かならず、韓の世々祖先以來、秦に背くべからず、救へられし力ならずやとて、韓の秦には古來より背くべから

ざる証あるを論ぜり以上を一大段中の一小段とす。秦戮力一意の句、此小段の重要な處なり。李斯往詔韓王未得見の句は、叙事にて斯の自筆にあらざ、此の入韓の大意は、李斯の韓王に面見して、入朝を勸むるにあり、故に主意を字句の上に見はさず、唯面見を切望するを以て主眼と爲せり。是他篇と些少異なる所以なり。

先時五諸侯共伐秦、韓反與諸侯先爲雁行以嚮秦軍於關下矣。諸侯兵困力極、無奈何。諸侯兵罷、社倉相秦起兵發兵以報天下之怨、而先攻荆、荆令尹忠之曰、夫韓以秦爲不義、而與秦兄弟共苦天下、已又背秦先爲雁行以攻關、韓則居中、關展轉不可知、天下共割韓上地十城以酬秦、解其兵、夫韓嘗一背秦、而國迫地侵、兵弱至今、所以然者、聽姦臣之浮說、不權事實、故雖殺戮姦臣、不能使韓復疆。」

〔字義〕 雁行とは、次を以て進むことにて、韓の諸侯の先鋒たるを言ふなり。○諸侯兵罷とは、諸侯の兵の罷退するを云ふ。○攻關の關の字は、函谷關にて、秦の東路にある要害なる堡塞なり。○展轉とは、反覆するを云ふ。○姦臣とは、暗に韓非を云ふ。

〔講義〕 前年五諸侯の同心戮力して秦國征伐せるときに、韓國は秦國の反對に出でて諸侯に加擔し先鋒と爲りて秦に打ち向ひ、函谷關の下に陣せり、當時諸侯の兵

力困弊して廢退するに至りて、秦國は社會と云へるもの内に宰相と爲り兵を發して五諸侯を伐ち、その怨に報ひんとして、先づ楚國を攻めたり、その時楚國の令尹は之を心配して云へらく、韓國は初に秦を以て不義無道の國と爲し之に叛きしも、中頃は反て秦と交を親密にし兄弟同然の國と爲りて、共に五諸侯天下の兵を苦めたりしが、後に至りて、又秦に叛き五諸侯の先鋒と爲りて函谷關を攻めたり、韓は天下の中位に居るも、實に表裏反覆極めて甚しき國とて、大に之を惡みて共に韓の上黨の地十城を割き取り、之を秦に入れて酬し、戰を罷めしにあらざや、韓の嘗て一端秦に反對するや、國は他國に迫り取られ、地は侵伐せられ、其結果にや、兵氣薄弱なるとは、現今も然る次第なり、然る所以は他なし、大王の姦臣韓非等の輕薄なる議論を聽きて、之を事實に料らざるの致す所なれば、其罪は姦臣を殺戮しても、餘りあるなれども、今日では最早や詮無きことで復た韓をして強からしむること能はざるなり、然し之が挽回策は、臣斯にありと下段を喚び起す、以上を一大段中の二小段は、今日韓の衰弱の狀を述べ、聽姦臣之浮說、不權事實の一句を以て、衰弱の素因は、姦臣の策を聽くにありとて、前段を承け、下段を起す、即ち胃

頭の昔秦韓戮力一意より、此段結句不能使韓復疆までを一大段とす、一大段の大
意は秦の恩顧ある交際を棄て、姦臣の浮説を聴き、韓國をして衰弱ならしむるを
云ふ。

今趙欲聚兵士卒以秦爲事使人來借道言欲伐秦欲伐秦其勢必先韓而後秦且臣聞之
唇亡則齒寒夫秦韓不得無同憂其形可見魏欲發兵以攻韓秦使人將使者於韓今秦王
使臣斯來而不得見恐左右毀廢之姦臣之計使韓復有亡地之患臣斯不得見請歸報秦
韓之交必絕矣斯之來使以奉秦王之歡心願效便計豈陛下所以逆賊臣者耶臣斯願一
得見前進道愚計退就狙戮願陛下有意焉』

(字義) 將使者於韓の將の字は送と音通し送ると訓すべし○所以逆賊臣の逆の字
は效迎の迎の字と同じく迎ふと訓すべし○得見前とは前に進み見參するの義
にて大に面會するを云ふ○狙戮とは狙上の斬罪を云ふ死刑なり。

(講義) 今趙の國が兵卒を驅り聚て秦國を征伐せんとするときは使者をして兵を
秦に出だす道を假らん然るときは秦に兵を出だすときも其勢必ず韓國を蹂躪
して然る後に秦に入らん且聞かずや古諺に唇の亡ぶるときは齒は必ず寒くし

て孤立せんと云へるあり、今秦の韓とは實に地形上より云ふも唇齒相待つの國
なれば、此際秦國征伐と雖も同意を秦に表し共に憂を分たざるべからず、其實形
實相は已に前陳の如くなる故に魏は最早既に兵を發して韓を攻めんと欲せり、
秦是に於て使者を韓に遣はし、共に協力團合して趙魏の國に當らんとす、且今日
特別に臣斯をして、貴廷に遣はし、共に御意を得て、東方防禦策を講せんとせられ
しに、然るに面謁の叶はざるは怨らくは、左右のものが彼の姦臣韓非の姦計を信
じて、その故智を紹き習ひ、韓をして復び地を喪ふの患あらしめんとするなり、臣
斯面謁を得ずんば、歸國致し、その事情を秦王に報告致さん、然るときは吾王大に
韓の我が好意を無にするを怒り、遂に唇齒相待ちて離るべからざる、秦韓の交際
は必ず斷絶せん、故に貴廷は今般來使の本意のある所を察せられよ、來使は秦王
の歡心を奉承して來るなれば、貴廷の便利なる計畫を致さんと兼て希望せり、然
らば陛下賤臣の斯を巽に郊外に歡迎されし本意にも叶ふべき所以ならずや、故
に臣斯一たび席を御前間近に遷し、進んで愚計を吐露して、若し御意に叶はざる
時は、退きて死刑に處断せらるべし、陛下能くその意を度られたしと、以上を二大

段中の一小段とす、一小段は文章家の所謂入題にて、首段を承け、唇亡則齒寒、夫秦韓不得無同憂の句及び左右獲髮、姦臣之計の句、其他願效便計の句を點出し、李斯の面晤を得ざるは姦臣の之を蔽遮するあるを云ひ、且自己の計畫を吐露せんことを切望したり。

今殺臣於韓、則大王不足以彊、若不聽臣之計、則禍必播矣。秦發兵、不留行、而韓文武發憂矣。臣斯暴身於韓之市、則雖欲察、賤臣愚忠之計、不可得已。邊鄙殘、國固守、鼓鐸之聲聞於耳、而乃用臣斯之計、晚矣。

(字義) 禍必播の播の字は結ふと訓ずへし。○鼓鐸之聲聞於耳とは、陳大鼓陳鐘の響耳に聞ふる程に戰の接近するを云ふ。

(講義) 今大王濫りに臣李斯を殺すときは、秦之を怨み兵を出だす、故に大王はその國を強むる能はず、若し臣の計を聽かざるときは、前陳の如くに秦韓交絶ふる義、故に禍結び成らん、然るときは必ず兵を迅速に出だし、其行を留めず已まず、火急に征伐すること、故韓の國家の不爲めなると知るべし、臣斯處刑されて身を韓の往來多き市中に曝らし、觀せ物にされて然る後、大王之を後悔して臣の愚計を聽

かんと欲するも得べからず、その時は既に已に韓の邊陲は秦國に殘滅せらるゝに至らん、然るときに國舉りて死守するも、已に鼓鐸の音大王の耳朶に聞ふ様に、城下に攻め入らるゝなれば、如何ともすべからざるなりと、以上を二段中の二小段とす、二小段は前一小段を承け、李斯の計を聽き用ひんことを反覆せり、今趙欲聚兵士卒、以秦爲事より用臣期之計、晚矣、までを二段とす、二段は韓廷の李斯を見ざるは姦臣を信ずるに由るを説き、并せてその亡國の禍を招くを云ふ。

且夫韓之兵於天下可知也、今又背彊秦、夫乘城而敗、軍則反掖之冠、必獲城矣、城盡則聚散、聚散則無軍矣、使城固守、則秦必興兵、而國王一都道不通、則難必謀、其勢必不救、左右計之者、不用願陛下熟圖之、若臣斯之所言、有不應事實者、願大王幸、使得畢辭於前、乃就吏誅、不晚也、秦王飲食不甘、遊觀不樂、意專在圖趙、使臣斯來言、願得身見固急、與陛下有計也、今使臣不通、則韓之信、未可知也、夫秦必釋趙之患、而移兵於韓、願陛下幸、復察圖之、而賜臣報決。

(字義) 夫乘城而敗、軍の夫の字、恐らくは衍字、除くべし。○反掖の掖の字は、腋の字と同じ、即ち腋下の叛臣あるを云ふなり。○願得身見固急の固の字、恐らく因の字の

誤ならん又急の字は意の字ならん然らざれば文氣續かず即ち李斯の面見を希望する本意と云ふが如し。

(講義) 韓國の兵の天下を相手にする様に爲る時は到底敗北を取るのみならず今又強秦と交を絶ちて列國と戦を交へ城守を棄て、敗北するときには肘腋に叛臣起り、反て我内臣のもの本城を襲撃するに至らん然るときは城も必ず陥没して聚合せし兵士も離散するに至らん若し又假令城をして固く守護するとも秦と交際断絶のことなれば秦より兵を興して大王を一都城に攻め固まんその時四方の道は塞りて通せず爲めに何知とも謀の致すべきなければ是まで大王の信用せられし左右の計畫も施し用ふる様な危急の時節到來するなれば陛下篇と此邊を考察せられよ萬一斯の如く言上する所虚偽詐術にて實際のことならずは、誅罰に當らんことは固より覺悟のことなり且秦王は近來飲食をも甘しとせず遊幸見物をも樂しとせず一心不亂に東方の團結主たる趙國征伐に意を注ぎ居られけるなれば元來秦韓の舊誼を思ひ此際に臣李斯をして來り言上せしめ大王をして秦國に來らしめて秦王身自ら面見を得んとするにあり其本意と

する所は別義ならず陛下と大に計畫する所あらんとなり然るに今日使臣たる臣斯の意は陛下に通せず爲めに面見だも得ざるときは貴廷の信實一向に秦國に無きこと故に秦國は必ず趙を伐つことを罷めてその兵を貴廷に移し韓國を征伐するならん故に願くは陛下之を熟察して臣斯に決曲の返報を與へられよと以上を三大段とす三大段は韓の秦國に叛けば姦臣却て内に起りて秦の禍を招くを論じ併せて秦王に面見するに如くはなしと云ふに及べり即ち今又背疆秦夫棄城而敗軍則反掖之冠必襲城矣の句を以て姦臣の内に起り秦の禍を招くを言ひ見はし結末に使臣斯來言願得身見固急與陛下有計也の句を以て韓王をして秦に來見せしめんとす與陛下有計也の計の字實に李斯姦謀の在る所なり此一句季斯入韓上書的全篇主意の歸宿せる所なり。

○難言

此篇初見秦と同しく秦王に上りし書にて冒頭の臣非非難言也の難言の二字を以て篇題と爲せしなり。

(主意) 此篇の主意は凡恐の人君には智辯の士も説くことを難かるとして即ち臣非

難言也。の冒頭の句に主意を微露し、中段の以智說愚必不聽の一句に主意を全露し、結末の愚者難說也君子難言也の句に主意を歸宿し、且非賢聖莫能聽の一句を以て反面より主意を固め、以て暗に秦王をして韓非の説を聽かざると、聽くことによりて自己の賢愚を判せしめんとせしめたり。

臣非非難言也。所以難言者、言順比滑瀉、洋洋纒々然、則見以爲華而不實、敦祇恭厚、鯁固慎完、則見以爲拙而不倫、多言繁稱、連類比物、則見以爲虛而無用、總微說約、徑省而不飾、則見以爲虛而無用、總微說約、徑省而不飾、則見以爲劇而不辯、激急親近、深知人情、則見以爲僭而不讓、闊大廣博、妙遠不測、則見以爲夸、而無用、纖計小談、以具數言、則見以爲陋、言而近世、辭不悖逆、則見以爲貪生而諛上、言而遠、俗詭譎、人間、則見以爲誕、捷敏辯給、繁於文採、則見以爲史、殊釋文學、以質性言、則見以爲鄙、時稱書道法往古、則見以爲簡、此臣非之所以難言而重憂也、故度量雖正、未必聽也、義理雖全、未必用也。』

〔字義〕 非難言也の難の字は、畏阻の意にて、ハバムと訓ずべし。○言順比滑瀉とは、言語の順叙立ちて、滑達として水を瀉き下すか如く爽かなるを云ふ。○鯁固慎完の鯁の字は、硬と同じ、即ち旨の堅固慎重なるを云ふ。○總微說約の微の字は、蓋し

微の字の誤りなり、即ち言論の精微を總括して、大體の要領を得るを云ふ。○劇而不辯とは、物を割り裂く如く、文なり雜薄なるを云ふ。○僭而不讓の僭の字は、諂の字の誤にて、即ち人を譏訴して、一步も譲らざるを云ふ。○詭譎人間の詭の字は、危と通じ、躁は躁と通じ、又間の字は、聞の誤なり、即ち議論の危く、人の耳聞を躁がすを云ふ。○道法往古とは、古を引證するを云ふ。

〔講義〕 臣韓非は何人に對して意見を吐露するを畏難はせざれども、容易に意見を吐露せずして、反て畏難するが如くなるその故は、他にあらず、元來言路の順序ありて爽快にして水の洋々然たるか如く、又水を瀧きかける如くに、乾燥無味ならず、俗に云へる立板に水を流がす如き流暢の辯舌を發する時は、聽者反つて餘り外面の華麗なるのみにして、正味の無き言論として、輕んぜらるゝなり、又言論を精神的より敦厚恭敬の心持を以て、論旨をば、堅固慎重に缺點の無き様にすると、きは拙劣にして不順序の辯舌と視なさるゝなり、又滔々多言繁論して、例を引き、喩を取り、一氣呵成に論ずるときは、正味なき空論にて、無用の辯と視なさるゝ然るが故に、精微を探り、要領を總括して、少しも修飾せざるときは、物を斬り割く

如くに、少しも變化なく省察にして辯なきものと視なざる、若し又過激切迫して人情を穿ちて其肺腑まで斬り入りて論ずるときは、反て讒詆の辯にて少しも譲らず、人臣の言べきこととせらる、又論旨廣大深遠にし高尙なるときは、夸大にして實用に益なきものとして棄てらるゝなり、其れに反して小計卑近なる金銭上の計數勘定に及べば、卑劣陋迂の論として遠けらるゝなり、又世事に通じて迂濶悖逆ならざる適切なる議論をするときは、己の生計の爲めに、世事に通じて人主にかく諂諛するとして斥けらる、又世事を離れ俗情に遠ざかり人の耳衆を聳かすが如き議論を爲すときは、虚偽虚誕の説として遠ざけらる、提敏辯給にして言語文采修飾あれば、質朴の乏しくして文飾多しとて疏ぜらる、議論一切文飾を去り釋て、質朴を主とすれば、野鄙陋劣として蔑視せらる然るが故に、時としては古の詩經や書經杯の事柄を引證して古典故例を擧ぐるときは、舊事を誦説すとして疏ぜらる、此れが臣韓非の濫りに先方を見ずに意見を吐露すること、を阻ばみる故なり、然らざれば、反て折角の意見も無用と爲りて、心配を招く義に立ち至るなれば、言論者の胸中度量正しと雖ども、是非とも聽かれると云ふ義で

なく又言論義理正道にあるも、是非とも用ひられざるが故に、向ふ見ずには、言論も致さざるなりと、以上を一大段と爲す、一大段は、難言の事情を陳述す即ち此臣非之所以難言而重憂也の句を見るべし。

大王若、以此不信、則小者、以爲毀譽誹謗、大者、患禍災害死亡、及其身。故子胥善諫、而吳戮之、仲尼善說、匡、管夷吾、賢、而魯囚之。故此三大夫、豈不賢哉、而三君不明也。」

(字義) 匡、國の匡の字は地名なり、○此三大夫とは、子胥、仲尼、管夷吾の三人を云ふ、○三君とは、吳、匡、魯の三國の君を云ふ。

(講義) 大王陛下は以上陳述せし亂暴偏頗なる聽き様を萬一にても爲さるゝ筈はなけれども、若し此の弊に陥りて信用せざるときは、臣韓非子が小は以て大王を非讒讒謗するとせざれば、必ず憤怒の餘り、刑罰に處せられ身を亡すべし、其例古よりも、少からざるなり、即ち吳の忠臣なる子胥と云へるものは、其主夫差の爲めに意見を吐露し、計畫したりしを、吳國之を信せず、誅戮を加へたり、又孔子の如き人物も善く論談して道を明かにせしことありしも、匡人之を殺さんとして取り圍みしことあり、齊の管仲は天下經綸の才ある人なるが、魯之を囚へしことあり、

此等の三人は後世までも模範と爲さるゝ大賢なる故に此の災害を受けしは、他
なし三君の不明にして凡庸なる人物なればなり然れば賢者も凡庸の相手には
説き難しとて三君不明也の不明の二字を以て下段の愚の字を伏したり以上を
二大段中の一少段とす一少段は賢者も不明の君には説き難き引證を擧げたる
なり。

上古有湯至聖也伊尹至智也夫至智說至聖然且七十說而不受身執鼎俎爲庖宰昵近
習親湯乃僅知其賢而用之故曰以至智說至聖未必至而見受伊尹說湯是也以智說愚
必不聽文王說紂是也故文王說紂而紂囚之翼侯炙鬼侯腊比干剖心梅伯醢夷吾束縛
而曹羈奔陳伯里子道乞傳說轉鬻孫子臆脚於魏吳起收泣於岸門痛西河之爲秦卒枝
解於楚公叔座言謂國器反爲桎公孫鞅奔秦關龍逢斬其弘分脛尹子奔於棘司馬子期
死浮於江田明率射宓子賤西門豹不闕而死入手董安于死而陳於市宰予不免於田常
茫唯折脊於魏此十數人者皆世之仁賢忠良有道術之士也不幸而遇悖亂闇惑之主而
死然則雖賢聖不能逃死亡避戮辱者何也則愚者難說也故君子難言也且至言忤於耳
而倒於心非賢聖莫能聽願大王熟察之也。

(字義) 翼侯は即ち鄂侯のことにて紂王の爲めに火あぶりの刑に遇ひし人なり。○

兎侯暗とは鬼侯は乾肉にせらるゝとを云ふ○醢とは鹽漬にするを云ふ○轉鬻
とは處々を流浪して身を賣り奴隸同然の働きを爲すを云ふ○臆脚とは膝骨を
去り取り歩行する能はざらしむるを云ふ○枝解の枝は肢と同様の普通文字に
にて即ち四肢五體を斬り解かるゝを云ふ○陳於市とは人通り多き市中にて尸
體を曝さるゝを云ふ○折脛とは脇骨を折り毀さるゝを云ふ

(講義) 智辯の士も愚暗の人君には説き難き事を事實上引き照らさば昔周の文王
は般の暴悪を諫めしを般主紂王聽き入れず之を羈里と云へる獄屋に囚へ又翼
侯も文王同然に諫言せしを怒り火あぶりの刑に處し鬼侯をは殺して其肉を乾
物にし比干と云へる忠臣をば其胸を割きて殺し梅伯も同しく殺して其身を鹽
漬にして殘虐慘酷なる刑罰に處したり又齊の管夷吾と云へる人物は其主公子
糾に忠義を盡せしも魯入反て之を捕縛せり又曹の忠士曹羈と云へるものはそ
の主を諫言せしも反て怒に觸れしが爲め陳國に出奔し伯里子と云へる人物も
亦同しく君に疏せられ道路に漂浪し乞食するに至れり其他般の傳説と云へる

賢者も世に入れられざる所より、身を口備働に賣りて賤業を取り、又孫子と云へる兵法家は、魏王の怒に逢ひ、刑罪を被り、吳起と云へる軍人は、魏の武侯と云へる主君の讒を信せしか爲めに岸門アノカドと云へる處に立ち、涕を拭ひて、魏の地西河の秦と云へる敵國に掠められんとするを歎したりしが、遂に其四體迄も折り解かるゝに至れり、又秦の公叔座と云へる忠臣は、當時の法律家商鞅と云へる人物を秦の孝公と云へる主君に、其人の一國を擧げて任すべき器量ある人物なりと推薦せしに、反て道理に反せしことを云ふとて怒りを受けたり、其他商鞅は一時衛國の富強の實を擧げ、大に國に盡せしも、その君の爲めに疏せられ、秦に放逐せられ、反て自國に盡さずして他國に盡したり、又夏の忠臣たる關龍逢は、夏桀を諫めて斬罪に處せられ、又周の靈王の臣下たる萇弘と云へる忠臣も、肉體を分裂せらるゝ如き極刑に逢へり、其他尹子は、棘を以て作りし、陷穽ツツの中に入れられて殺され、楚の忠臣司馬子期も、同じく死罪に處せられ、身を楊子江に投して尸を浮ぶるに至り、其他田明と云へる人物は、弓を以て胸を射貫かれ、宓子賤西門豹と云へる二賢者は、其能を嫉まれて、毒手に罹りて死し、又董安子と云へるものも、尸を市中

に曝らさるゝ如き罪禍に處せられ、宰予と云へるものも、齊の田常の爲めに其才能あるを忌まれて殺され、范雎と云ふ人物も、魏國に於て脊骨を折らるゝ罪辱を被りたり、以上の十數人は、皆當時の仁賢忠貞なる人物にて、天下國家を經營する道を有する人物なれども、然れども不幸にして、亂逆昏暗の主人に遇ふて、其意見をも聽かれずして、殘酷の刑に遇ふて死したり、然らば、則ち賢聖の資質才能を具備する豪傑俊士も、誅戮を思ひ死亡の禍ひを避くる能はざるなり、その故を以て、智能の辯士も、立派な議論を持ち、蓄へながら、暗愚凡庸の人君には、説明し難きなり、故に是れか爲めに、今日些少思慮ある君子は、向ふの相手を見ずには、言論を吐露することを阻みて、容易に發言せざるなりと、以上を二大段中の二小段とす、二小段は賢者の刑戮に遇ひし故典を列し、愚者には説き難きことを言ひ見はして、此篇の主意を全露し、且つ今一層を進めて、秦王を變動すらく、至極正理ある言論は、兎角聽手の耳朵には入らず、心に忤ひ觸るなれども、賢聖の人主はその忤ひ反對する言論を能く聽き用ふるなれば、臣韓非の言論は一時大王の耳や心に忤ひ觸るゝと、王賢聖の聽を以てせられよとて、前二小段の重を爲せり、即ち非賢聖

莫能聽の一句三小段の要點とす、以上大王若以此不信の句より此に至るまでを二大段とす、二大段は即ち難言の證を列叙し且つ愚者には難説なるの意を明かす、其の不明と云ひ、闇愚と云ふは皆相照應して文脈明かに條理井然として句法章法の變化甚妙なり、實に韓非子中の名文と爲す。

○愛臣

此篇は愛臣太親必危其身の冒頭の愛臣の二字を取りて篇名と爲せしなり。

(主意) 此の篇の主意は、人主たりとも君權を自由にすることを得ず、人主は人主だけの職權を利用すべし、人臣も君權を假り之を擅にするを得ず、人臣だけの職責を盡すべし、即ち愛臣太親必危其身、人臣太擅必易主命の二句反面より君臣のその職責を盡さざるを論じて主意を微露し、中段處に於て之を盡之以法質之以備の句を以て全露して君臣共に法則を遵奉すればその弊害なきことを云へり、法字備の字篇中の字眼たり。

愛臣太親必危其身、人臣太擅必易主命、主妾無等必危嫡子、兄弟不服必危社稷。

(字義) 太は甚たと訓すべし、○主妾とは主と妾との謂にて妻妾を云ふ。

(講義) 人君たるもの、自ら漫りに其の臣下を寵愛するときは、臣下その愛に狎れ遂に君の位地を奪ひ、威權人臣に移り、人臣遂に君を狎蔑して君の身を危するをも顧慮せざるに至らん、人臣大に君の寵を得て專擅するときは、號令を己より出たして主人の號令を易へ盜むに至らん、妻と妾と區別立たざる様に、妾大に擅まるときは、その生みし妾腹の子が、正腹の子、即ち嫡子を害し家督を受くるに至らん、然るときは主人の兄弟相從服せず、互ひに君權を握り得んとして國家を危ふするに至らん、故に君臣共に名實を正ふし、職責を盡さざるべからずと、以上を一大段とす、一大段は愛臣太親必危其身、人臣太擅必易主命の二句を以て一篇の大意を揭示し愛臣の甚しきは君權遷移の基と爲るを云ふ。

臣聞千乘之君無備、必有百乘之臣在其側、以徙其民而傾其國、万乘之君無備、必有千乘之家在其側、以其威而傾其國、是以姦臣蕃息、主道衰遠、是故諸侯之博大、天子之害也、群臣太富、君主之敗也、將相之後、主而隆家、此君人者所外也。

(字義) 徙其民とは、人民をして己に歸服せしむるを云ふ、○所外とは、疎んじ斥そぐ

るなり故にシツクと訓す○千乗とは戦國時代の小諸侯を云ふ、乗とは車にて其地、車千輛を出すべき資格あるを云ふ。

(講義) 千乗位の小諸侯とてもその法律を厳正にして、事の起らざるに備へを爲さざるときは、百乗の資格ある臣下が、その側に居て其主の隙間を伺ひ、君の威力を己に徙し、その國家を傾けんとす、又万乗位の大諸侯といへども同じことにて備を爲さざるときは、其側に居る千乗の臣下に奪ひ取らるべし、然るときは益、姦臣滋生するのみて、主人の道は行はれざるなり、是の故に諸侯もその資格外の土地を有し、廣大なるときは自然專擅なること故に、天子の害と爲るなり、諸侯の國にて群臣甚だ富むときは、君主を失敗せしむるに至る、又將相の主人の家を管理するときは、權それに徙る故に、主家を後にして、己の家を隆盛にするとなる故に、少し思慮ある人君は、專横なる人臣をは疎んじ斥けるなりと、以上を一大段中の一小段とす、一小段は一大段を受け、人君の備なきときは、人臣の弑虐を免れざることを論す、即ち千乗之君無備の無備の字と、萬乗之君無備の無備の字を照し、反面より法を備具せざるべからざるを云ひ、後段の盡之以法の以法二字と、質之以備

の以備の二字とを喚起せり。

萬物莫如身之至貴也、位之至尊也、主威之重也、主勢之隆也、此四美者、不求諸外、不請於人、誠之而得之矣、故曰、人主不能用其富、則終於外也、此君人者之所職也。」

(字義) 終於外とは、外國にて死するを云ふ○此君人者之所職也の職の字は一本に職の字に作る從ふべし。

(講義) 天下萬物の中にて、己一身の責任に居ると、位置の尊き所に居ると、又人君と爲りて威重を取り、その勢力を有するとの四箇の物に如き及ぶものはあらざるなり、此の四箇の美有は、一旦人君の位置に居るときは、己れ他人に之を請求せずして、賞罰の權生殺の柄も掌握することなれば、何ぞ之を外に求めん、然るに此の美物を有しながら臣下を増長させて、己れの威勢や富貴や皆臣下に奪はれ遂に外國に出奔して、本國にだも還る能はずして死する凡主庸君あり、故に主權の臣下に徙らざる様に戒めざるべからずと、以上を二大段中の二小段とす、二小段は一小段の無備の弊害を受けて、尙之を極論す、即ち臣聞千乗之君の句より、此君人者所職までを二大段とす、二大段は一大段の意を詳明するに過ぎず。

昔者紂之亡。周之卑。皆從諸侯之博大也。晉之分也。齊之奪也。皆以群臣大富也。夫燕宋之所以弑其君者。皆以類也。故上比之殷周。中比之燕宋。莫不從此術也。

(字家) 周之卑とは周の東遷以後諸侯互に吞噬するを云ふ。○類とは似たるを云ふ。即ち富貴威重の其君に類似するを云ふ。

(講義) 昔者殷の紂王の周の武王に滅亡せらるや。又周の平王の東遷以後王室の次第に衰弱するに。皆諸侯の土地を博く大に有するに因るなり。晋の韓魏趙の三國に分れて滅さるゝや。齊の陳恒の爲めに弑滅せらるゝは。群臣の主者より威力や勢權の過ぎたればなり。又燕や宋等の篡弑の臣の絶えたる所以のものも。その臣下の富貴威重のその君に類似するが故なり。故に上は殷周に其例證を取り。中は燕宋に比較し見るに。全く君の君たる術を失ふに由らざるはなしと。以上を三段とす。三段は亡國を引證し。君權の下に徒るを論す。即ち以群臣之大富也の句に重を置たり。

是故明君之蓄其臣也。盡之以法。質之以備。故不赦死。不宥刑。赦死宥刑。是謂威淫。社稷將危。國家偏威。是故大臣之祿雖大。不得藉威。城市黨與強衆。不得臣士卒。故人臣處國無私。

朝居軍無私交。其府庫不得私貸於家。此明君之所以禁其邪。是故不得四從。不載奇兵。非傳非遠。載奇兵革。罪死不赦。明君之所以備不虞者也。

(字義) 質之以備とは事の起らざるに先ちて豫しめ之に備を爲すなり。質とは制すと云ふが如し。○國家偏威とは國家の武力勢權の一方に偏するを云ふ。○是故不得四從の從の字は、徒の字の誤りなり。即ち四方に居を徒すを云ふ。○奇兵とは兵器の通常使用せざるものを云ふ。○傳遠とは宿次きの事にて、今日の郵便局の荷物車の如きを云ふ。

(講義) 人臣に權徒り災害を被る故に、明君の人臣を蓄ひ之に對するときは平生規律を以て之に接し、何事も法則に當てはめるなり。又其禍や事の起らざるに、萬事に注意して豫しめ其防備を爲せり。故に臣下若し規律を犯すときは、直ちに之を刑罰死罪に處して一步も假借せざるなり。若し之を假借するれば、君の威は淫散汗漫して、社稷危殆し、國の威權一方に偏せんとす。是の故に大臣の俸祿は何如程大ききも威權は君にあるもの故に、城市國都に於て之を專にするを得ず。又臣下の黨類多しと雖も、士卒を有し、君の征伐等の權を假ることを得ず。又人臣は國

に居るときも、私家に人をして朝せしむることなく、軍に居るときも、私の交をせしめず、又私に物を民に施與するを許さずして、其分限を明にするなり、斯の如く明君は法律規矩を應用して行く故に、人臣決して邪僻の行を爲さず、強臣と雖も要害險固の地を擇ひ居を轉じ徒すことなく、又兵器等は勿論、車乘に載せて運搬する等の患なきなり、若し然るときは法を以て罰し、死に處して救さざるなり、此ぞ明君の事の起り禍の來を前に備を爲して萬一の不虞を慮る所以なりと、以上を四大段とす、四大段は人君の人臣に對する處置を論ず、其處置は法律を明にして備ふるにあり、故に盡之以法、賣之以備の二句に主意を全露し、結句の此明君之所以備不虞者也の一句を以て主意を歸宿して、冒頭の愛臣太親必危其身、人臣太擅必易主命の二句に應じて一篇を結ひたり。

◎主道

○大主意 此の篇人主の要道を論ず、故に題して主道と云ふ蓋し韓非子の本領とする所の刑名の實は始めてこの篇に見はれたり、故に此の篇の大主意とする所は虚靜以待の四字にあり、抑人主たるものは其心虚靜ならざる可らず、其

心已に虚靜なれば能く刑名を參考して之を物情に歸せんとす、其術は信賞必罰にあり、信賞必罰を欲するときは一毫一點の人情を用ふべからず、人情を用ふるときは其心已に虚靜ならず、虚靜ならざるるときは信賞必罰の實わがらず、故に虚靜以待の四字、これぞ誠に人主の一要領なり。

昔我徳川時代に板倉氏の障子を隔て薄茶を抱きて先づ其心を虚靜にし、以て裁判せしことあり、蓋し障子を隔つるものは原被兩人の面貌を見るときは愛憎生し易し、愛憎生するときは法を用ふること偏頗にして公平ならずと、其意韓子の虚靜を以て自ら持して、臣下の名實を參同して賞罰を定むると同一ならずや。

又篇中に令名自命也、令事自定也と云へるあり、是猶我が法官の認ふるものをして其状を自述せしめ、己唯沈黙としてその自述を聽くが如し、又歸其情と云へるあり、是獨認者の直なるものは其言や直、枉者は其言や枉なる如きを以て法官その自述の言に因て、その實情を探り、事の曲直を判定すると同一なり、是に由て之を觀れば、韓子の刑名參同の術は實に法律上の要訣千古の確言金鑑

不磨の術たるべし。是を以て善く之を用ふるときは、方法井然として、社會秩序不紊れずして、治安を保全すべし。若し之を誤用するときは、其禍測かるべからず。蓋し韓非の術は自ら愚と爲りて、其功を見はざれば、可なり。然るに其道とする所功實あるときは、人君自から其功を奪ひ、罪過あるときは、人臣自ら其罪に任ず。其奸智亦甚しいかな。要するに韓非の情を用ひず、權を下に移さざるは、全く人主の己を私するの利害上より出づ。故に虚静以て待つとは云へども、事實私心なるおれば、既に其心虚静ならず。聖人の忠恕の心を以て、人情を參酌して、事を處置するに如かず。是を以て其弊、慘酷遂に君民和せず。天下をして亂らしむるに至る。嗚呼、異端の害畏れざるべけんや。

道者萬物之始。是非之紀也。是以明君守始。以知萬物之源。治紀以知善敗之端。故虚静以待。令名自命也。令事自定也。虚則知實之情。静則知動者正。有言者自爲名。有事者自爲形。有言者自爲名。有事者自爲形。形名參同。君乃無事焉。師之其情。

(字義) 道者萬物之始とは、韓子の道とする所は虚静にあり。萬物この虚静の道より生ず。故に始と云ふ。○是非之紀とは、是非善惡を明かにするの綱領なり。○令名自

命也とは、人間と云ふ名稱あれば、自己に自らその名稱を舉行するなり。○令事自定也とは、其己れの履行する事を自ら撰定するなり。

(講義) 凡そ天地間の森羅万象、禽獸蟲魚に至るまで、虚無玄静なる道より生ぜざるはなし。天地の未だ渾沌として、剖判せざるときは、空々寂々に似たれども、此の空気がありてこそ、天地剖判して、天と爲り、地と爲り、日月星辰、禽獸蟲魚と爲るなり。然れば、この虚無寂空なるものも、全く作用なき空虚にあらで、實に大自在力を備へし、一種玄妙不可思議のものなり。此の一種玄妙不可思議のものが、天地万物の根柢大本と爲りて、天地万物、禽獸草木に至るまで、各其作用を見はすものなれば、之を名けて道と稱す。この道万物を生出するの根本なる故に、之を始と稱す。既に道なるもの、万物の根柢となれば、森羅万象の形跡に由りて、其道とする所異なれども、所謂万殊一本その本は一の道に外ならず。道はかくの如く、万事万端の本元なるが故に、人間の是非善惡利害得失も皆こゝより分派流出せざるはなし。故に道は語を換へて言へば、是非善惡の綱紀なり。是の故に明君は根本たる虚静の道に従ひ、我心を虚静にして、万端の事を知り、又是非善惡の綱紀なるこの道を守り

て其善惡利純の端緒を知る之を君臣の間にて言へば、人君はこの虚靜の道を遵奉して己れの好惡愛憎を去り、空寥沈黙にして己れの才智を見はさず、臣下の臣下たる名義あれば、其名義のある所のものは如何なる作用を爲すか、又その事を取り職を取るか、臣下その人をしてその名實を擧げしむ、人君既に心を虚靜にし、好惡愛憎を去り、其心を明鏡止水の如くに玄靜にし置く、故に臣下の爲す所行ふ所皆我明鏡に來り映すること、故その實情を知り得るなり、故に人君たるもの自ら虚靜なるときは、人臣の動作の正邪を知り得べし、元來人臣の言論する所は、其名義名稱自ら定まり來るべし、事を爲すも亦必ずその實蹟の見はれ來るものなれば、人君は其名義と其所行とを對照し、又その言論と事務とを參考勘合するときは、是非善惡自ら見はるゝものなれば、人君は其善惡是非の實相を左程に探索せずとも容易に其實を求め得べければ、是に由りてその賞罰すれば公平無私たるべし、以上を一大段とす、一大段は虚靜以待の四字を以て、此段及全篇の主眼と爲し、君乃無事焉、歸之其情の一句を以て、小結束と爲したり。

故曰君無見其所欲、君見其所欲、臣自將表異、君無見其意、君見其意、臣將自表異、故曰去

好去、惡、臣乃見素、去、奮去、智、臣乃自備、故有智而不以慮、使万物知其處、有行而不以賢、觀、臣下之所因、有勇而不以怒、使群臣盡其武、是故去智而有明、去賢而有功、去勇而有疆、群臣守職、百官有常、因能而使之、是調習常。」

(字義) 臣乃見素とは、臣下の心肝の實質を見はすを云ふ、○觀臣下之所因とは、臣下の因縁して爲す所を云ふ、○去勇而有疆とは、群臣をして其武勇を盡さしめて、君與らざれば、國却て自ら強きなり。

(講義) 人君たるものは、臣下の爲す所を見て、その何如によりて黜陟することなれば、決してその嗜欲等に至るまで外形に見はし示すことなかれ、もし之を外形に見はし示す様のこと、あれば、奸佞のもの、その意を逢迎して、之を奨諭して、益事を巧みに取り持ち、彫琢修飾して、人君の心に取り入らんとする、故に人君たるもの、その欲する所を少しにても、見はしなば、臣下その意中を探り、迎へ、君の好む所を賞譽修飾せんとす、故に人君は決して己れの意を外に示すべからず、もし又其意を示すことあるなれば、人臣自ら其好む所に因りて、自己の才能を標榜し、君に取り入らんとす、故に人君たるものは、自己の好惡愛憎を去り、深遠幽壑にして測る

べからざるるときは、人臣その眞面目を見はし取て修飾せざるなり、故に人君は務めて故態を去り、又私智を用ひざれば、君威測り犯すべからざるを以て人君決して汗漫疎漏の行を爲さず、人臣却つて用意謹慎して自らその職を盡さんとす、是を以て人君は智慮あるも、自ら事を與り乘らず、万事万端悉く臣下の爲す所に任せしめて、決して賢才智慮を見はさずして、臣下の爲す所を観るべきなり、又武威の事あるも、君決して其局に當りて、勇を出さず、群臣をして其勇を出だして、事を實施せしむ、是の故に人君は智慮を見はさざる時は、臣下各其職を盡す、故に人臣の情狀明に察し得べし、賢才を見はさずして、臣下に任ずる故に、大功立つべし、群臣をして武勇を盡さしむる故に、國却つて強し、かく人君その才能を用ひざるるときは、群臣その職を守る故に、百官悉くその事に勉む、然るときは人君は垂拱して國治まるなり、以上論し來る如く、人臣の材能に従ふて役使して其の職を責むることを習常として恒久不變の道と云ふ、即ち人君の人臣を御する道は、他に求むべからざるなり、習は變にて重さねつゝの意あり、以上を二段とす、二段は一大段の意を敷衍するに過ぎず、即ち去智而有明、去賢而有功、去勇而有疆の三句は、

全く前段の虚静以待の意なり。

故曰寂乎其無位而處、濇乎莫得其所、明君無爲於上、群臣悚懼於下、明道之道、使智者報其感、而君因斷事、故君不窮於智、賢者効其材、君因而任之、故君不窮於能、有功則君有其賢、有過則臣任其罪、故君不窮於名、是故不賢而爲賢者師、不智而爲智者正、臣有其勞、君有其成功、此之謂賢主之經也。

(字義) 寂乎濇乎とは、人君の心を虚静にし、才能を外に見はさざるを云ふ。○爲智者正とは、智慧あるもの正鵠表準と爲るを云ふ。

(論義) 前段に論ぜし如く、人君は人臣の材能に任せるこそ常道なるが故に、其心跡は寂然として一方一位に偏在するなく、濇乎として其方を見はさず、稍、深遠にして測識すべからざるるときは、群臣如何とも其の胸中を探り得ざるを以て、大に恐懼するに至らん、故に明君の道は智者には其智慮を盡さしめて、その如何に因りて事を斷し、又才能者は自ら其才能を盡さしむる故に、君はその智慮才能を勞せずして、その効を收め得べし、然るに万一智者賢者にして、其過失あるときは、賞罰二柄は君の手裏にある故に、臣下に過失を歸して罰するなり、是を以て臣下益、其

の罰を恐れ過失なからんことを欲して、其智慮を勞し才能を盡す故に、其功名舉がるが故に、人君は大に天下の名聲を博し、惡聲を聞かざるに至る、然るが故に、人君は不賢たりとも、賢者を使役する故に、その師と爲り得へし、又不智慧たりとも、智者の表的たるを得べきなり、是の故に、人臣は、其勞を致すも、人君は其功あるときは、名聲己れに歸する故に成功あり、これぞ賢者の常法常經と謂つべきなり、以上を三大段とす、三大段は、人君虚靜なるときは、大に功を擧げ得るを云ふ、即ち有功則君有其賢、有過則臣任其罪、句此段の重要な處なり。

道在不可見、用在不可知、虚靜無事、以開見、疵見而不見、聞而不聞、知而不知、知其言、以往勿變、勿更、以參合、閱焉、官有一人、勿令通言、則万物皆盡、函掩其跡、匿其端、下能原去其智、絕其能、下不能意、謹執其柄、而固握之、絕其望、破其意、毋使人欲之。」

(字義) 万物盡函すとは、人君たるもの賞罰二柄の權を失はざるときは、万事悉く人君の掌中に包容し歸するを云ふ。○保吾所往とは、人臣の吾に言上する所を能く記憶して忘れ往かざるを云ふ。○誓同とは、人臣の言論と所行とを參照勘同すを云ふ。

(講義) 元來人主の依據する所の道は、寂寥幽漠として見るべからざるものたるは、道跡の實相なれば、其作用も變動轉化して知るべからざるものなれば、人君たるもの、此の本跡と作用の處を、體認して、虚靜にして、事を乘らず、智慧才能を見はさず、自ら關然愚の如くして、人臣の爲す所に任せなば、その症瑕過失了然として、觀ること鏡を懸けて、物を照すが如し、故に、人君自身には、人臣の作用を見ても見ぬ如くにし、聞くも知るも、知り聞かぬ如くにして、其嘗て言論する所の事を能く記憶し、置きて、之を所行と一なるか否やを參同して、取調べもし、前言と後言と符合せざることあるか、或は前行と後行と合一ならざることあるれば、賞罰の權衡を以て處置するなり、その參同誓合の術は、何如と云ふに、毎官に一人の監督を置きて、耳目と爲し、群臣と言路を通達して、比周結託せざらしめずして、能く臣下の言行を察せしめしなれば、臣下各、其才能を致し、局に當るを以て、万事の成績良好にして、函に物を入るゝか如く、君の掌握中に歸するなれば、人君たるものは、務めてその意中及事の端緒だも、人臣に示さざる様に、掩ひ匿し、行くならは、人臣その意の存在する所を、測度すべからざるに至らん、故に、人君は、智能を除去し、賞

罰の二柄を固く握りて、神聖に身を保ち、心神を虚静にするときは、人臣決して僭
踰の企を爲さざるのみならず、各その能を盡くすに至るべし、以上を四大段とす、
四大段は刑名參同の實を述ぶ、韓子本領の存する所亦此篇の主意の全露の處た
り、即ち虚静無事以聞見、疵見而不見、聞而不聞、知而不知、知其言以徃、勿變、勿更、以參
合、聞焉の句に注意すべし。

不謹其閉、不固其門、虎將存、不慎其事、不掩其情、賊乃將生、擅其主、遁其所、人莫不與、故謂
之虎、處其主之側、爲姦臣、聞其主之忒、故謂之賊、散其黨、收其餘、閉其門、奔其輔、固乃無虎、
大不可量、海不可測、同合、刑名、審驗法式、擅爲者、誅、國乃無賊、是故、人主有五、壅、臣、閉、其、主、
曰、壅、臣、制、財、利、曰、壅、臣、擅、行、令、曰、壅、臣、得、行、義、曰、壅、臣、得、樹、人、曰、壅、臣、擅、行、主、則、主、失、明、臣、
制、財、利、則、主、失、德、臣、擅、行、令、則、主、失、制、臣、得、行、義、則、主、失、名、臣、得、樹、人、則、主、失、黨、此、人、主、之、
所以獨擅也、非人臣之所以得操也』

(字義) 不謹其閉の閉は、閉の字と同音にて、門戸を關し閉づるを云ふ、即ち禁令に喩
ふ、○虎とは奸臣に喩へ云ふ、○遁其所の其所は、君位を指す、○聞其主之忒の聞の
字は、聞の字なり、忒とは差なり、人君の内情差事を閉に窺ひ探ぐるを云ふ、○刑名

の刑の字は形と通ず、即ち人臣の行の形はるゝを云ふ、○法式とは法律なり、○臣
擅行其主とは、臣下擅に君權を濫用するを云ふ。

(講義) 人君もし其門戸城壁とする所の禁令法律を汗漫にして之を正ふせざると
きは、姦惡悍猛、虎の如き姦臣が、篡亂の禍を醸さんとす、又人君にしてその事を慎
まざ、其好惡の情を掩匿せざるときは、君意を逢迎するの賊出て來らんとす、故に
人君たるもの、万事に形跡を掩ひ匿し、注意せざるときは、姦惡なる亂臣交、起りて
人君の權柄を奪ひ、遂に君位を伺ひ、亂暴至らざるなきに至るなれば、人民も其威
力の爲めに壓當せられて、遂にその姦臣に加擔するに至らんとす、其姦惡悍猛な
ること、猛虎の如きならずや、又邪佞の小人君側にあるときは、その勢力ある姦臣
の爲めに充分探知して、人主の不利益なる羞惡の事をば、忽ち洩らし告ぐるなり、
明の惠帝の内情を宦官探知して、燕王棣に告ぐるが如く、又我が丹後の局の朝廷
の事情を源賴朝に告げ、藤原公經の朝廷の密事を北條義時に漏せし類なれば、實
に恐るべきは、姦臣亂賊の小人なり、然らば今日その姦臣亂賊の禍を去り絶たん
には、其術如何と云ふに、先づ姦臣の黨類を退去し、其不黨のものをして、君の黨與

と爲し大に君の門戸たるべき權柄を固守して威嚴を盛重に張り、姦臣の輔佐たるべき與黨は放逐せしめば、姦臣勢を喪ひ、角を崩つし禍亂の種子絶ふるに至らん。然るときは、君道の大實に量るべからず、その威深嚴にして犯すべからざるならん。かく君權相立つときは、臣下に對するに名實を責め、言行を一致にして法律を審に適用せしなれば、もしも専横の臣あるとも、法の爲めに誅助せらるゝ故に、國內には亂賊の小人なきなり。是の故に人主たるものは、亂賊の臣の己の聰明を壅閉する五ヶ條を知らざるべからず、その五ヶ條とは、臣下のその主を閉ぢて下情の通達せざるを壅と云ひ、又人臣の君の財利を擅に制することや、其他君命を矯り主を蔑し令を行ふことなり、又仁義を施こし民に慈惠の行を示めし、其他衆を竊み人を樹てることや、擅に君の行ふべき事を行ふときは、人主は其威權勢力を失ふときは、人主は疊々乎として危くして懼るゝより外なし。然らば賞罰二柄は人臣の決して操り用ふべき次第にあらざるなりと、以上を五大段とす、五大段は人主の道を失ふの弊を論ず、即ち同合刑名審驗法式の二句裏面より主意を見はせり。

人主之道。靜退以爲寶。不自操事。而知拙與巧。不自計慮。而知福與咎。是以不言而善應。不約而善增。言已。應則執其契。事已。增則操其符。符契之所合。賞罰之所生也。故群臣陳其言。君以其言授其事。以事責其功。功當其事。事當其言。則賞功不當其事。事不當其言。則誅。明君之道。臣不得陳言而不當。是故。明君之行賞也。暖乎。如時雨。百姓利其澤。其行罰也。畏乎。如雷霆。神聖不能解也。故明君無偷賞。無赦罰。賞偷則功臣墮。其業。赦罰則姦人易爲非。是故。誠有功。則雖疏賤必賞。誠有過。則雖近愛必誅。近愛必誅。則疎賤者不怠。而近愛者不驕也。

(字義) 靜退以爲寶とは、人君の無爲虛靜にして、鋒鏃を見はさず、物事控へ目にすること。人君の寶たるを云ふ。○暖乎とは、藹然として、慈惠あるの義。○偷とは、薄するなり。

(講義) 人君の道は、虛靜恬退なるを以て第一の珍寶と爲し、自ら事局に當りその事を執らずして、人臣をして行、その長する所の材能を盡さしめしなれば、自然と其の爲す所の事の巧拙、行の善悪は判然すべし。故に人君は自ら事局に當らざるのみならず、計畫すべきことも、謀臣に任じさへすれば、謀臣力を盡くして、之に當る

べし、然るときは、吉凶禍福も人臣の行爲の上にて、判明することを得べきなり、かく萬事萬端、人臣に一任して、己は唯、賞罰二柄を握りて、鋒鏃を見はさるが故に、人君は言はず、語らず、垂拱黙識して、その事舉り言應するなり、言應し事舉るときは、人君は符契を執りて、人臣の盡くしし行が、一一符契に合するか否を熟慮して合するとき、賞し、合せるときは、罰するなり、扱てその符契の操り方は如何と云ふに、群臣の言ふときは、黙して之れを聽きて、その言ひし所のことを實際に行はしむ、その實際に當りて、一言ひし所と符合するや、否を検査するなり、即ち事功が其言に當れば、之を賞し、當らざれば、之を罰す、故人臣たる者も、責任なきの言論をば決して、人君に言上せず、若し言上すれば、必ず之か功績は忽ち舉かりて大に見るべきあるなり、是の故に、人君の賞罰も、愛憎の爲めに失せず、好惡の爲めに損せず、信賞必罰、恩威并ひ行はるゝなり、是の故に、明君の賞を行ふや、藹然として、時雨の百穀を濡ほす如くに、恩信自ら布き、百姓人民その澤を利せさることなし、又其罰を行ふや、雷霆の忽然として起るが如く、その赫怒の威、神聖も端倪すべからざるなり、故に、人君の賞罰二柄は、人臣を駕御するには、肝要のもの故に、最

も慎まざるべからず、是を以て、人臣の言行合一に、事功相當るものは、人君たるもの之を賞するには、迂濶偏僻の事を爲さず、充分に賞すべし、然るにもし言行合一、事功相當らざるときは、是亦遷延姑息せず、忽ち誅罰を加ふべし、何となれば、賞にして、若し偷薄輕率なれば、功臣たるも、後來必ずその業を惰り輕ずるに至る、罰その道に當らずして、罪あるものを赦すときは、姦惡のもの益、その非を爲すに至らん、是の故に、人臣にして、苟も功あれば、匹夫匹婦の疏賤といへども、必ず賞せざるべからず、苟も過失あれば、近親骨肉のものと、いへども、誅せざるべからず、近親骨肉のもの誅せらるゝときは、罰已に信なる故に、疏賤のもの怠らず、その業を勵まん、又近臣愛顧の臣も、君の寵を恃みて、決して驕傲下を凌ぐに至らざるなり、以上を第六大段とす、六大段は、刑名の歸着する所を論し、始めて賞罰の字面を見はし、以て刑名參同の實は、即ち賞罰にあるを言ひ、主意を歸宿す、言已、應則執其契、事已、增則探其符、契之所合、賞罰之所生也、の句、是れ主意の落着の處なり。

韓非子卷之二 講義

◎有度

漢文評釋 韓非子講義

此篇目は有法度之制者加于群臣之上則主不可欺以詐僞の句頭の有度の二字を取りて題目と爲せしなり。

九二

○大主意 有度の度は即ち法度のことにて君臣上下法度を守れば國家安寧にして富強なるべきを論ず即ち奉法者強則國強奉法者弱則國弱の二句先づ冒頭に一篇の主意を掲出し結末に法審則上尊而不侵上尊而不侵則主強而守要故先王貴而傳之人主釋法用私則不別の數句を以て篇意を歸着せり要するに君臣共に法律を遵奉せざるべからざることを述ぶ。

國無常疆無常弱奉法者強則國強奉法者弱則國弱荆莊王并國二十六開地三千里莊王之氓社稷也而刑以亡齊桓公并國三十啓地三千里桓公之氓社稷也而齊以亡燕襄王以河爲境以蒗爲國襄涿方城殘齊平中山有燕者重無燕者輕襄王之氓社稷也而燕以亡魏安釐王攻趙救燕取地河東攻盡陶魏之地加兵於齊私平陸之都攻韓拔管勝於淇下雒陽之事荆軍老而走蔡召陵之事荆軍破兵四布於天下威行於冠帶之國安釐王死而魏以亡故有荆莊齊桓則刑齊可以弱有燕襄安釐則燕魏可以強今皆亡國者其群臣官吏皆務所以亂而不務所以治也其國亂弱矣又皆釋國法而私其外則是負薪而救

火也亂弱甚矣。

(字義) 以蒗爲國とは楚國は蒗と云へる縣を以て都城と爲すを云ふ○襄涿方城とは涿は水の名方城とは山の名にて即ち山水の要害あるを云ふ襄とは重にて楚國は蒗縣を以て都城と爲し方城を以て外遷と爲す故に重と云ふ。

(講義) 國家は必ずしも永久に強きと云ふことなし又必ずしも常に弱きと云ふことなし何となれば國家の強弱は法律を奉する何如にあるのみ故に法を曲げ私を行はず人君一意に法律を遵守奉行するときは國從つて強し之に反して法を奉するの度弱ければ國亦從つて弱し故に人君たるものは國の強弱は法律を遵奉するの如何にあるべきことを考察せざるべからずとて冒頭に先づ主意を掲げ以下その典故例證を擧げらく昔し楚の莊王は他國を并吞すること二十有六の多きに及び土地を擴張すること三千有餘里の廣きに及びりかく莊王はその土地に住する多數の人民やかくの如き廣大なる社稷を持ちながら子孫の遂に亡ぶるものは何故ぞや齊の桓公も楚と同様の土地人民を持ち國遂に滅亡せり又燕の襄王と云へる王は前面には洋々たる河水の流を以て國境と爲し蒗縣を

以て都城と爲し、涿水及方城等の山河の險阻要塞を重ね、其餘威を以て南下して齊を殘傷し、中山を滅し、之れを己の屬縣と爲し、一時國勢大に張りたるが爲め、近國のもの、燕に黨するときは、その國却て重く、燕に屬せざるものは、他國の侵掠を被りて殘傷を免れざる程、燕國は強かりしに、忽ち亡滅するに至れり、又魏の安釐王は、昔、隣國なる趙を攻めて、燕を救ひ、地を河東迄取りて、定陶や魏衛の地等は、盡く攻め陥れ、遂に兵を齊に加へ、齊の平陸を私邑と爲し、韓を攻めて、その南方なる管城を抜き、楚を攻め、淇城に捷利を得、遂に睢陽に相持せしも、南方の強國なる楚軍遂に衰弱して、遁走せり、又楚は南方の強國なりしも、昔、蔡や召陵の役には、齊に敵すること能はずして、破れたりしことありしのみ、其外は大抵北方と戦ひしも、勝を得たりしが、今日魏の安釐王の爲めに破られ、魏の兵は益々威勢を得て、その兵は天下に到る處に散在せざるは、なく、威力は益々冠帯を着け居る中國を悉く風塵震動せざるは、なし、然るに安釐王死するや、國遂に亡滅せり、以上臚列引例する所の、楚の莊王、齊の桓公の事蹟に據れば、楚や齊は其人存するときは、天下に覇たるべし、且、又燕の襄王及魏の安釐王の事蹟を考ふるときは、是等の國も齊楚と同

然に覇たるべき筈なるに、今皆亡滅せるものは、他なし、其群臣官吏が法を奉ずることの度實に弱く、國の亂るゝ様に法外の事を行つて、法に一にして私を廢して國の強まることを務めざればなり、以上を此篇の第一段とす、一大段は主意を冒頭に置き、中間故典を擧げて、冒頭の意を證し、結末に其群臣官吏皆務所以亂而不務所以私也の句を點し、以て冒頭の奉法者強、則國強、奉法者弱、則國弱の二柱に暗應せり。

故當今之時、能去私曲、就公法者、民安而國治、能去私行、行公法者、兵強而敵弱、故審得失、有法度之制者、加于群臣之上、則主不可欺、以詐僞、審得失、有權衡之稱者、則主不可欺、以天下之輕重、今若以譽進、能則臣離上而下、比周若以黨舉、官則民務、交而不求、用於法、故官之失能者、其國亂、以譽爲賞、以毀爲罰也、則好賞惡罰之人、釋公行、私術、比周以相爲也、忘主外交、進其與、則其下所以爲上者、薄矣、交衆與多、外內勿黨、雖有大過、其蔽多矣、故忠臣危死、於非罪、姦邪之臣、安利於無功、忠臣危死而不以其罪、則良臣伏矣、姦邪之臣、安利不以功、則姦臣進矣、此亡之本也、若是則群臣廢法而行私、重輕公法矣、數至能人之門、不壹至主之庭、百慮私家之便、不壹圖主之國、屬數雖多、非所以尊君也、百官雖具、非所以

任國也。然則主有人主之名而實託於群臣之家也。故臣曰。亡國之廷。無人焉。廷無人者。非朝廷之衰也。家務相益不務。厚國大臣務相尊而不務。尊君小臣奉祿養交。不以官爲事。此其所以然者。由主之不上。斷於法。而信下爲之也。

(字義) 權は「ハカリ」の垂なり、衡は「ハカリ」の棒の目なり、稱は秤にて「ハカリ」の棒なり、事を權かるは、全く法則に依據するを云ふ。○能人とは、材能ある權臣なり、○屬政とは、官屬のことにて、屬僚を云ふ。

(講義) 上段の如く、國家の亂弱するは、全く群臣の國法を釋て、私を爲すが故に、國勢の亂弱すること、薪を以て火を救ふが如く、益甚しきことなれば、當今の時にありては、能くその臣下と共に、私曲私行を脱却して、公然と法度を立て、その範圍を脱せざるときは、人民安泰にして、國家治まるなり、又能く私行を去りて、法度を一々に遵奉するときは、人臣盡くその職を盡くすこと、故に國も富み、兵氣作りて、敵國を弱め得べし、然れば、則ち人君たるものは、法の依頼遵奉するとせざるもの、利害得失を考察審査して、能く法度の制を以て、群臣の上に位するときは、群臣決して欺くに詐謀術計を以てせざるなり、又亦物を權かるに、その法則に據りて、度

量權衡の器に依頼するが如くせば、遠大の事と雖も、其謀臣等決して詐ること能はず、何となれば、其器、人君の手にあれば、決して欺くに天下の輕重を以てすべからざるなり、故に人君たるものは、何事も法の權衡に依頼せざるべからず、若し然らずして、私勝手の杓子定規を以て、その名譽名望あるとて、人を進むるときは、人臣却て上に従ふより、下の鼻息を伺ふこそ己れの得策なりとて、下に比周して、その虚譽を求めんとするに至る、或は又黨派の勢力ありとて、そのものを官にするときは、民皆交際運動して、その親援を求めて、法則を用ふる事をせざるなり、故に若し此輩をして官に付かしむるも、能力已に其器に堪ふる能はざるものなるが故に、國必ず亂るゝなり、若し又下方のものが、徒らに譽るものを以て賞したり、或は下方のものを毀るとて之を罰するときは、賞を好み罰を惡むの人物は、公理公法に依頼せず、匹夫匹婦を蠱惑して、その歡心を得て、自己の爲めにするに至る、其他餘人を進むるときは、主を忘れ外人に交際して、その黨與を進むるに至る、故に人臣の所爲、既に法に依頼せざるときは、人君たるもの、その威を失ひ、遂に黨與減少せるも、臣下は、却て内外黨比して、主人の大過失を却て喜び、其主人を蔽はんと

するに至る。その中にて僅かの忠臣ありて、人主の耳目となるも、遂に朋黨の爲めに罪に當てらるゝに至りて、姦邪の臣は益々跋扈して無功の利を得んとす。忠臣は已に死する。その罪を以てせざるべきは、良臣亦た退け屈伏せられ、姦臣遂に朝廷に進入するに至る。此れぞ國家は亡滅するの根本なり。然るときは多くの臣下悉く法に畏れず、私を行ひ、數、權臣の門に往來出入して、その鼻息を伺はんとし、人主の廷には一たびも至らずして唯自家の利便を種々に考慮するも、決して國家の利益を考察せず。然るときは朝廷には如何ほど官員屬僚あることも皆尸位素餐の官吏なれば、人君を眞に尊敬してその職責を盡さんとするものにあらざるなり。然らばかく百官具るとても私家の便を慮るものなるが故に國家を任すべき所以のものにあらざるなり。然るときは人君は人君の名あるも威權の實は群臣に奪らるゝに至るなり。故に臣平生云へる様に、亡國の朝廷には國家を憂ふるの人なしとはこの理なり。夫れ亡國の廷に人無きものは、人臣の無きを謂ふにあらず。人臣の自己の利益のみを計りて、國家の利益を厚ふすることを務めず、大臣は務めて相互に勢を以て尊くするも、君家を尊ぶことを務めず、小吏宦官等

は、互に媚佞諂諛して、交際道の道を以て人望を養成し、遂にその職官を以て事と爲さず、これその然る所以のものは、他なし。人主の法を斷行して、人臣をして法に依順せしむる様に、信實を勵行せしめざればなり。以上を第二段とす。第二段は前段の反面に出で、人君たるもの法を用ひざるべきは、國亡滅するを論す。即ち故當今之時、能去私曲就公法の句より、主不可欺、以天下之輕重の句迄は、法を奉ずれば天下能く治まるを云ふ。是を二大段の一小段とす。一小段は正説なり。今若以譽進能の句より、此亡之本也迄を二小段とす。二小段は法を用ひざるの弊を論す。逆説なり。以下三段皆二小段を承けて云ふ。

故明主使法擇人、不自舉也。使法量功、不自度也。能者不可讖、敗者不可飾。譽者不能進、非者弗能退。則君臣之間、明辨而易治。故主讖法則可也。賢者之爲人臣、北面委質、無有二心。朝廷不敢辭、賤則軍旅不敢辭、難順上之爲、從主之法。虛心待命、理無是非也。故有口不以私言、有目不以私視、而上盡制之爲人臣者、譬之若手上以脩頭、下以脩足、清暖寒熱、不得。不救入鎖、鄒傅體、不敢不揖、無私賢者之臣、無私智能之士。故民不越鄉而交、無百里之盛。貴賤不相踰、愚智提衡、而立治之至也。

(字義) 讎法とは法律を以て物事を正しその可否を定むるなり○委質とは仕官するもの、君に見ふるに贊を取り莫く進物なり○脩頭の脩の字は循の字の誤なり脩足の脩の字亦然り○寒熱不得不救の句の下の入の一字は衍文にて本に此字無し従ふべし○鎖鑰とは利刀の名なり○蹙の字は戚の字と同字にて憂心配するを云ふ。

(講義) 元來明君たるものは万事万端法に依據遵奉する故に、人を登用するにも虚名虚譽や、惡名非毀等をして、黜陟進退せず、法制上登用すべき人物なれば、忽ち之を用ひて、決してその間に愛憎偏諷の事を以て人を進退せざる様にし、又功名手柄ある臣下も、法則にあれば之を賞する様にして、決して私見をその間に狭みて、その功を度らざるなり、かく一一法に依頼するときは、權臣といへども、決してその私を蔽ひ飾らざるなり、又事に失敗せしものも、法をくゝりてその過失を飾り立つる様のことばなきなり、又材能なくして他人より名譽を受けし者も、その實力無きが爲めに進み出ること能はず、功名手柄ありて他人より誹讒を被るものも、その誹讒が實際であらざる故に退ぞけられざるなり、かく虚名と虚毀とは

法律が充分取調べする故に、君臣の間は善惡相掩はず、明白にして分別し易きなり、然れば人主たるものは、人臣の能否勉不勉を査閲するには、法に任し律を案してその可否を校定することその道ならん、元來賢者の臣下と爲るや、北面して進物を捧げ君臣の約束を結びし以上は、決して忒心あるなければ、朝廷も一旦その君臣の約束を結びし以上は、如何程その身分が下賤たりとも、之を拒まずしてその職責を重んずるときは、假令干戈鬪争の軍旅に驅逐せらるゝとも、一旦君臣の約束を結びし以上は、之を避け辭せざるなり、只に人主の命令を奉しその行爲に従ひ法を守り虚心その命令を待ちて是非して云々と議するなきなり、然るが故に法制上能くその人を得るときは、口あるも私勝手に之を非議することなく、目あるも私勝手に視ざるなり、故に上の下に向ふて法を以て之れに對するときは、譬ば手足の上は頭目、下は手足、一旦緩急あるときは、手足の頭目を捍ぐが如く、その命令に遵はざることなく、清暖寒熱その場合に應し、之か用を爲さざることもなく、干將鎖鑰の利刀と雖も、憶せず畏れず、自ら扞禦して之れを救はざるはなし、法の効果實に大ならずや、その故に人君たるもの法を枉けて、賢者智能の臣を私を

以て待遇せず、その才能に應じて、之を公に待するときは、その人は決して己れの郷黨を棄て、他郷に入りて仕官することなき故に、人君たるものは、斯く人臣の他郷他國に異望を抱かざるが爲め、百里以外の遠方と雖も心配することなし、内は上下貴賤各、其業務を守りて、その分限外の事を爲さず、愚智賢不肖相共に提携して、其所を獲て、勤くを以ての故に、國亂れんとするも得べからざる次第にて、實に治の至りと謂つべきなりと、以上を三大段とす、三大段は、人主法則を遵奉するときは、人臣亦法則を遵奉して、國家大に治ることを云ふ、即ち明主使法、擇人、不自舉也、使法、量功、不自度也、の四句は、此段の樞要の處とす。

今夫輕爵祿、易去亡以擇、其主臣不謂廉、詐說逆法、倍主強諫、臣不謂忠、行惠施利、收下爲名、臣不謂仁、離俗隱居而以非主、臣不謂義、外使諸侯、內耗其國、何其危險之跛、以恐其主、曰、交非我不親、怨非我不解、而主乃信之、以國聽之、卑主之名、以顯其身、毀國之厚、以利其家、臣不謂智、此數物者、險世之說也、而先王之法、所簡也、先王之法曰、臣毋或作威、毋或作利、從王之指、毋或作惡、從王之路、古者世治之民、奉公法、廢私術、專意一行、具以待任、

(字義) 易去亡とは、人臣の進退を容易にするを云ふ、○伺其危險之跛の跛の字は一

本に隙の字に作る、從ふべし、言は國家の危急の間隙を伺ふなり、○毀國之厚とは、國家の資蓄財産を毀損するを云ふ、○數物とは、數ヶ條と云ふが如し、○險世とは、世態の危險なることを云ふ、○法所簡とは、法律上よりして排斥すべきものたるを云ふ。

講義 人臣たるもの君に仕へてその爵祿を輕蔑し、濫りにその國を去りて己れの意に適合する君を擇ふは、其心既に己に利を貪るにあることなれば、かくの如きものは、廉直の臣と謂ふべからず、又己の説を修飾して、議論がましく法を破りて抵抗して、諫言立てをするものは、徒に主を凌ぎて益なきことなれば、之を忠と謂ふべからず、下民に私惠私利を施與して、名聲人望を收めんとす、かくの如きは己の名の爲めにするのみなれば、仁者と謂ふべからず、己れは隱居して上に事へず、俗を離れて其主を誹譏するを以て義となせども、徒に主の惡を揚ぐるのみなれば、之を義あるものと謂ふべからず、外は濫りに主人をして土木或は戰端を開かして、諸侯を役使して國內をして自ら疲弊耗盡せしめて、己れその國の危險なるに乗して、其主君を畏怖恐懼せしめて云へらく、救を外諸侯に求むる爲めに、

交際するに我輩にあらざれば、彼決して親しく來援せず、又彼の國の怨み儘りを解くも我に非れば解け難しとて、辯舌に任せてその主君に説き入る、是に於てその主亦之を迷信し、遂に國家の權を之に一任して百事万端その爲す所に任せ、遂に人君の名義大分をも、彼に奪はれてその身を顯はさせるに至るのみならず、大切の國家の資産財力をも棄て、權臣の家を肥やさせるなり、かくの如き臣下は、危きを伺ひ主を恐どし國を毀ちて身を利する姦雄なることなれば、人主の依頼すべき智能卓越の士と謂ふべからず、以上陳述する所の數ヶ條の人物は、今日危険の世態には、棲息する故に、人君たるものは、注意せざるべからず、若し此の人物古先王の時にあれば、先王の必ず法を以て黜陟すべきは、當然にて法網をくいる能はざるなり、然ればその先王の法とは如何と云ふに、その大要に云へるあり元來人臣たるものは威權を弄するなかれ、又私利を營み作すことなかれ、唯一に人君の旨趣を奉じて、惡を作すことなく、人君の履行せる所の路を遵守すべしかく臣下に對禦する綱領あるを以て、當時の民は一に皆公上の法を奉じ、私の事を廢し、専心一意にその職を盡くして、主君の任用鑑裁を仰ぎ、決して私の事を行はさ

るものは是ぞ公法の當代に行はるればなりと、以上を四大段とす、四大段に險世の説を擧げて、當代人臣の不法なるを説き、以て下段先王の公法を實施するを説き起す。

夫爲之人主而身察百官、則日不足、力不給、且上用、目則下飾、觀上用、耳則下飾、聲上用、意則下繁、辭先王以三者爲不足、故舍己能、而因法數、審賞罰、先王之所守要、故法省而不侵、獨制四海之內、聰智不得用其詐、險躁不得關其佞、姦邪無所依、遠在千里外、不敢易其辭、勢在郎中、不敢蔽善、飾非、直濇、單微、不敢踰越、故治不足、而日有餘、上之任、勢使然也。

(字義) 因法數の法數とは、法術と云ふが如し、○險躁とは、陰險にして心利に奔るものを云ふ、○不得關其佞の關は、通にて用ふるを訓すべし、言は其姦佞の才能を應用する能はざるを云ふ、○郎中は、王の近侍の職なり、○濇單微の濇の字は、泰と同意にて、主に奏言するなり、單微とは、微少些末の事な云ふ。

(講義) 人主たるもの、一、百官諸有司の爲す所を、一人の身を以て察せんとするときは、日常人力を盡すも、到底察すること能はざるなり、何となれば、人主己れの眼力を以て、人臣の所爲を視察せんとするとき、は、人臣その外觀を修飾して、その巧

拙眞偽を辨する能はざらしむ、人主耳にて聽かんとするときは、その聲容を和らけ、その偽りを知ること能はざらしむ、又心を以て察し、意を用ひてその事を探らんとせば、人臣種々の辯論言辭を繁くして、その説を以て人主の思慮意思を混迷錯雜せしむ、故に先王は到底臣下の所爲を察するは、以上の視、耳、意の三者の力を以て、其真相を識得する能はざるを知るが故に、己れが所能を棄て、法術に任せて、賞罰を審明するなり、是ぞ先王の人臣を對禦する大要處として、遵守せる所のものなり、かく要處骨髓を以て、人心に向ふ故に、人臣愈、その法を畏れて、侵すことなく、四海の内一人の法を濫るなきが爲め、王威は闔國到る所として、震はざるなし、この故に何如ほど、聰明の智者も詐を用ひて、法を枉ぐることも能はず、陰險姦惡の人物も、その佞才を應用して、己れの私を爲すことを得ず、姦邪の小人はその法を避易して、遠く千里の外にありながら、その人君より命令されし辭命を侮り易へるが如きとなく、又官は郎中の職と爲りて、王の側に近侍伺候して、勢力ある臣下とても、敢てその善を蔽ひ、非を飾りて、君側の威を輕侮せず、朝廷群下のものに至るまで、各、その職責を盡くし、微小末事と雖も、勝手氣儘に之を爲し、遂げずし

て悉く人主の奏上を歴るが如く、敢てその分を踰へざる故に、治蹟大に擧がり一の思ふべきなし、故に事を治むる少ふして、閑日月多し、是は何を以て然るか、人君の法教に任用するの勢力結果の然らしむる所なりと、以上を五大段とす、五大段は、人君は一身にて群臣百官の真相を察すべからざるよりして、先王用法の効を述ぶ。

夫人臣之侵其主也、如地形焉、漸洳以往、使人主失端、東西易、而不自知、故先王立司南、以端朝夕、故明主使其群臣不遊意於法之外、不爲惠於法之内、勛無非法、法所以凌過、滅私也、嚴刑所以遂令懲下也、威不貸、錯制不共、門威制共、則衆邪彰矣、法不信、則君行危矣、刑不斷、則邪不勝矣、故曰巧匠目意中、細然必先以規矩爲度、上智捷舉中事、必以先王之法爲比、故細直而枉、木剡、準夷而高科、削權、衝縣而重益、輕斗石設而多益、少故以法治國、舉措而已矣。

(字義) 司南とは、南方を示す磁石にて、法を以て群臣の向ふ所と爲すに喩ふ、○威不貸、錯の錯は、借の字の誤なり、即ち君威の下に假借し移らざるを云ふ、○目意中、細とは、目算が細墨に中るを云ふ、○剡とは削るなり、○準夷の夷の字は、易と通して

「水もりの平均なるを云ふ」高科削の科の字は、等にて高處は削平するなり。

(講義) 人君もし法術に依らずして下に臨むときは、臣下次第に入君の權限範圍内を侵して、不法の行跡を働くこと、譬へは農夫の地盤を耕やし穿つか如く、次第にその私を行ふて、人主の範圍を侵し、遂に人主をして其威權を失はさせ、且方向に迷せて、東奔西走その爲す所を知らざらしむる如くに立ち至らしむ、夫れ人の行路を履みて、その方向を失するときは、磁石に依りて、其方角を定むること、必用なれ、故に先王は司南を製して、朝夕を分ち東西を知らしめたり、その如くに明主は己れの方向を端ふする爲め、法を以て磁針儀司南車と爲して、群臣に對するには、悉く法則に由らしめて、敢て意を法の外に出さしめて、無法なることを爲さしむることなく、又人臣をして法を屈して、私惠を爲さしめて、主權の動搖するか如き處置を爲さしむ、故に人主は日常法律を以て、下に接すること、故人臣敢てその職分を踰へ、罪を犯し私を行ふことなければ、法律と云ふものは、畢竟すれば、過を凌ぎ私を滅するものならずや、又刑罰を嚴行するは、全く人主の命令を實施督促して、臣下を懲らす所以なり、然らば君威を保有せんとなれば、決して主權は人

臣に貸借して移すべからざるなり、又人主より下に令する制法も、人主外に移りて門を二つにして、君と權臣とは二家に出づる様のことを爲さざるなり、然るときは、威權制令共に、人主の手にあるなれば、人臣辟易謹慎して、その職を盡くし、姦惡の小人は、忽ちに、その罪過を見はすに至らん、實に法の利用たる亦大ならずや、若し然らずして、人主たるもの、法を信用して之を實行せざるときは、君の百行万事は、危殆に陥りて、その禍測るべからず、又刑罰を以てその罪を決断せざるときは、邪惡の權臣益、増長跋扈して、その姦惡を正すこと能はざるなり、故に人主たるものは、必ず法を遵守せざるべからず、彼の大工の巧みなるものを見ずや、彼は器具家屋等を製作するに、一見目算の違はさることは、百中なれども、その事に當るには、先づ規矩を以て度と爲すなり、又智者は、事を機敏に實行して、その効果を受むべき才あれども、決して輕率に己一人の私意私見を以て事を爲さず、必らず先王の法を以て標準目的と爲す、夫れ細墨直なるが故に、枉れる木は削らるゝなり、又準水平かなる故に、高き地は卑くさるゝなり、又權衡に錘をかけて重ければ、之を輕くして平均を取る、升斗に衡りて多きときは、多を減して少と爲す、故にその

斗斛平かに不公平なきなり、物皆此の如くに據る所ありて其平均を得るなれば、
 國家の治平無事を欲せば、必ずや法律に一任して事を施行せんのみと以上を六
 大段中の一小段とす。一小段は前段を承け人臣その主を侵すより説きて先王の
 法を遵奉するを述べ、以法治國舉措而已矣の一句を末に點出し前後人君所守要
 の句に照應して法律の國家の上に一日も離るべからざるの意を明かにせり。
 法不阿貴、細不撓曲、法之所加、智者弗能辭、勇弗敢爭、刑過不避、大臣賞善不遺、匹夫故
 論上之失、詰下之邪、治亂決、謬細、羨齊、非一民之軌、莫如法、屬官威民、退淫殆、止詐僞、莫如
 刑、刑重則不敢、以貴易賤、法審則上尊而不侵、上尊而不侵、則主彊而守要、故先王貴而傳
 之、人主釋法、用私、則上下不別矣。
 (字義) 細羨の細は、退くると訓す、羨は貪なり、即ち貪欲のものを排斥すると云ふ。○
 齊非の齊は、情と音相通す、即ち姦惡のものをしりぞくるなり。○民之軌とは、人民
 の道と云ふが如し。○屬官の屬の字は、屬の字の誤、即ち官職を督促勉勵せしむる
 を云ふ。

講義 法律は貴戚顯官といへども、阿諛して之を枉くるを許さざると、猶細墨の曲

處に中るとも、屈し撓まざるが如くに、その應するもに従つて法を加ふべきなり、
 故に法の加ふる所は智者と雖もこれを辭する能はず、勇者といへども之を避く
 る能はず、刑罰の趨く所は大臣といへども、その罪に服せざるを得ず、又賞も刑と
 同様に如何なる匹夫匹婦といへども、その賞すべき理あれば、之を遺漏なく賞す
 るなり、かくの如く、法制賞罰は正直公平なるものゆゑ、人主の過失も是に由りて
 矯正し、人臣の姦邪も是に由りて詰責すべし、又無道を正ふし、誤謬を没し、貪欲の
 小人を退け、邪惡を排斥して、下民の由るべき軌道を均一にするは法律に如くは
 なし、又官吏をしてその職を厲まし、下民をして上を敬みて、その命を奉する様に、
 汗漫疎忽の行なく、淫惡邪殆の心を存せず、詐僞權變の事を爲ざらしむるものは、
 刑罰より重きはなし、此の故に刑重ければ、たとひ貴戚大臣といへども、威權勢力
 を以て愚夫愚婦を慢易輕蔑せざるなり、故に法を審明にするときは、上下の分限
 階級の等を亂さざるを以て、主愈尊ふして人臣に侵されず、かく主勢重く威嚴重
 明なれば、主の勢愈強盛にして、狎侮侵犯すべからず、是ぞ先王の國家を治むる要
 處骨髓の處たり、この要處骨髓は、先生のみならず、後世明主は皆一日も離さざる

貴重物たり然らば人主たるものはこの貴重物たる法律を棄て、私一人の意見に任せて下を治めんとす實に難いかなと以上を六大段中の二小段とす二小段は法を以て國を守るこそ先王の意なるを云ふ六大段は人臣は其主を侵すより説き起して先王法を守るが爲め國強く上下その叙を得るを言ひ以て法審則上尊而不侵上尊而不侵則主強而守要の句を措き冒頭の奉法者強則國強の一句を呼應して君臣上下法を遵守すれば國家必盛ならむとの主意を結べり。

◎二柄

二柄とは此篇冒頭に明主之所導制其臣者二柄而已の二字を以て篇目となせしなり。

○主意

此篇主意は人主は賞罰二柄を以て人臣を制得すべきを言ふ則ち賞罰二柄を以て人臣を制御せんと欲せば刑名を參合せざるべからず刑名を參合せんとするには好惡愛憎の情を去るべきなりと此篇冒頭の句即ち明主之所導制其臣者二柄而已矣の十數字この篇の主意のある所なり以

下この意を反覆布衍し或は刑徳と云ひ或は爪牙と云ひ或は爵祿と云ふも皆この賞罰二柄の換用語たるに過ぎず末尾に劫殺擁蔽之主失刑徳而使臣用之而不危亡者則未嘗有也の句を以て冒頭に回照し主意を裏面より結了せり文法亦謹嚴簡明にして人をして再讀倦まざらしむ。

明主之所導制其臣者二柄而已矣二柄者刑徳也何謂刑徳曰殺戮之謂刑慶賞之謂徳爲人臣者畏誅罰而利慶賞故人主自用其刑徳則群臣畏其威而歸其利矣故世之姦臣則不然所惡則能得之其主而罪之所愛則能得之其主而賞之今人主非使賞罰之威利出於己也聽其臣而行其賞罰則一國之人皆畏其臣而易其君歸其臣而去其君矣此人主失刑徳之患也』

(字義) 導制其臣とは人臣を引き諭し處断するを云ふ○二柄とは賞と罰との二柄を云ふ○易其君の易の字は慢易の易と同義にて輕蔑することなり故にカロンズと訓すべし。

(講義) 人主の其臣下を引導制断する所のものは賞罰二柄を棄て、外に依頼すべきものは無きなり然らばその所謂二柄とは如何なるものを云ふか即ち刑と徳

との二柄なり、その刑徳二柄は即ち人の罪過を正して殺戮するを刑と稱す、又人の功績勞苦に酬ひ賞するを徳と云ふ、元來人臣は人情としても、その誅罰をば畏怯して、その賞典爵祿を利するものなれば、明主はこの人情の弱點を看破して、この二柄を利用するときには、群臣必らずその威を畏れて己れの利する賞譽の方に向ひ罪過失錯なき様に、その職責を盡くすなり、然れば人主たるものは二柄こそ國家の名器なれば、鄭重にせざるべからず、然るに何如程人主のこの二柄に依頼せるも、その心既に己に好惡の情と愛憎の心あるときは、姦臣その處につけ入り姦臣の悪くむ所のものは、その惡を益飾りて、人主に説きこみ、つひに人主をしてその姦臣反對者に法を加へしめ、又姦臣の同類者には、賞譽爵祿を與へしむるに至る、法こゝに至りて、己に不明と謂つべし、又人主たるもの賞罰をして、己れ之行はず、權臣に任せんか、然るときは一國の人、皆その臣を畏れて、その君を輕んじ必ずその權臣に歸服して、その君は威嚴を失ふに至るならん、是は他なし、人君の二柄を棄て、己れの愛する所の臣下に任ずるの愛憎の弊の然らしむる所なりと、以上を一大段とす。一大段は賞罰二柄の必用なることを虚論し、以て一篇の主

意をかゝり、即ち明主之所導制其臣者、二柄而已矣の句、尤も此篇の樞要の處とす、夫虎之所以能服狗者、爪牙也、使虎釋其爪牙、而使狗用之、則虎反服狗矣、人主者、以刑徳制臣者也、今君人者、釋其刑徳、而使臣用之、則君反制於臣矣、故田常上請爵祿、而行之、羣臣下大斗斛、而施於百姓、此簡公失徳、而田常用之也、故簡公見弑、子罕謂宋君曰、夫慶賞賜予、民之所喜也、君自行之、殺戮刑罰、民之所惡也、臣請當之、於是宋君失刑、而子罕用之、故宋君見劫、

(字義) 虎之所以能服狗の虎及び狗の字は、人君と人臣に喩へて云ふ、○爪牙とは、法律に喩ふ、○簡公は、齊の君、○田常は、齊君の權臣なり

(講義) 法律刑罰は、人君に尤も闕くべからざるところの必用のものなれば、之を喩へて云は、彼の猛き虎の能く狗を畏服する故は、他にあらで虎に鋭利なる爪牙あればなり、もし虎をしてその鋭利なるところの爪牙を棄て、狗をして之を用ひしめば、虎は反りて狗に服するに至らん、人主は虎の如し、虎に貴ぶ所のものは爪牙なり、人主に貴ぶところのものは、刑律爵祿なり、刑律爵祿を以てその臣を制御すべき、必要の爪牙なる故に、然るにこの必要の爪牙を棄て、臣下に委するは

猶虎の爪牙を棄て、狗をして之を用ひしむるか如く、人主反てその臣下に制御せらるべきなり、今之を事實の上に徴せんに、彼の齊の簡公の權臣たる田常と云ふ人は、上は主人簡公の闕くべからざる爵祿を、その愛するところの人々に與へ、下人民に向つては、大の斗斛を以て大に慈惠を施せり、かく田常は私恩私惠を群臣上下の間に樹てたるが爲めに、名譽人望自ら田常に屬するが爲め、主人簡公の威徳大に衰へて、簡公は權臣田常の爲めに弑せられたり、又宋の子罕と云へる臣は、宋君を籠絡して、その刑賞の權を奪はんとして云へらく、慶賞賜予は人民の喜ぶべきところのものなれば、君自ら之を直接に行へかし、然れども、人を殺し罪する事は兎角下民の怨惡するところとなるものなるが故に、臣請ふ之を行はんと、宋君その言を聽き、遂に刑罰の權を失ひ、劫やかされたりと、以上を二大段とす、二大段は一大段の虚論を受け、人君刑賞の二柄を失へるを事實にて證す、尤も虎狗の喙は宋君齊公の事實を喚起する陪客として看るべし。

田常徒用徳而簡公弑、子罕徒用刑而宋君劫、故今之爲人臣者、兼刑徳而用之、是世主之危甚於簡公宋君也。故劫殺擁蔽之主、非失刑讓而使臣用之、而不危亡者、則未嘗有也。

(字義) 劫殺擁蔽とは權臣に脅かされその耳目を蔽過昏愚せらるゝを云ふ○非失刑徳の非の字は恐らくは衍字ならん。

(講義) 田常はかく齊君の爵祿恩賞を濫用して、其君の威徳を滅却せざるのみならず、遂に之を殺し、又宋の子罕はその君を欺きて、遂に之を劫かすに至れるは、以上前段に於て之を事實に證明せし如き次第なり、然れば今日の人臣たるもの刑賞爵祿の權を兼ね用ひるものは、其君の爪牙を奪ひとるもの故に、實に之か君たるものはその危きことは、簡公宋君よりも甚しきなり、然れば今日臣下に劫かされ、その耳目を壅蔽さるゝの人主は、既に已に其爪牙たる爵祿刑罰二柄を失ふこと故、必らずその國危亡すること知るべきなりと、以上を三大段とす、三大段は前二大段の事實典故を結ぶに、今事を以てす、收結陳套ならず。

人主將欲禁姦則審合刑名者言不異事也、爲人臣者陳事而言、君以其言授之事、專以其事實其功、功當其事、事當其言、則賞功不當其事、事不當其言、則罰、故君臣其言大而功小者、則罰、非爵小功也、爵功不當名也、群臣其言小而功大者、亦罰、非不說於大功也、以爲不當名也、害甚於有大功、故爵。

(字義) 將欲禁姦の將欲の將の字は欲の字の帶字なれば將欲の二字にてやはり欲すと訓むべし。○以爲不當名の爲の字は所爲の爲の字なれば「シヲザ」と訓すべし。
 (講義) 人君たる臣下の姦惡を禁せんと欲せば、刑名を參同して之を偏廢せざる様に審かに査閱審定せざるべからず、査閱審定すとは、言論と行事と符合するかを充分に判定を下すなり、その充分に判定の下し方は、如何と云ふに、人臣の或る事件に於て、上言するときは、人君たるもの其言論に依りて、之にその事を行はせ試み、其の功績の如何を視察して、若しその功績結果のその言論の如くに行かざるときは、則ち言行一致形名同じからざるを以ての故に、忽ち罰するなり、又群臣中放言高論して、その功績の小にして言大なるときは、是亦罰するなり、これは功の小なるが爲めに罰するに非ず、その功の言論通りに一致せざるを罰するなり、又臣下の言論小にして、反つてその功績の大なるものも、是亦罰せざるを得ざるなり、これは人君のその大功あるを説はざるにあらざりて、その所行の言論と一致せざる點より、罰を下すなり、かく言小にして功大なるも、その言行不相應を罰するは法律上の定規なれば、こゝぞ尤も言の名に當らず、功の言に合はざる所たるなれば、

ば、言の小にして功大なりとて、棄て置くときは、言大にして無成績のものも、賞せざるを得ず、その審實に甚しければ、人主たるもの、尤も此の刑名參同の處に注意せざるべからずと、以上を三大段とす、三大段は審合刑名者、言不異事也の一句を主要とす、即ち人主たるものは賞罰二柄を失はざらんと欲せば、宜しく刑名を査閱參合すべきを虛論せり。

昔者韓昭侯醉而寢、典冠者見君之寒也、故加衣於君之上、覺寢而問、左右曰、誰加衣者、左右對曰、典冠。君因、兼罪典衣與典冠。其罪典衣以爲失其中也、其罪典冠以爲越其職也、非不惡寒也、以爲侵官之害、甚於寒故。明主之畜臣、臣不得越官而有功、不得陳言而不當、越官則死、不當則罪、守業其官、所言者貞也、則群臣不得朋黨相爲矣。

(字義) 典冠とは、王の冠を司とる役人なり。○覺寢とは、目の覺ることを云ふ。○守業其官とは、官職たけの事務を行ひ、その外の事を爲さざるなり。

(講義) 昔韓國の昭侯と云へる君、一日酒に沈酔して假寐す、之が狀を冠りを司とる役人見付けて、昭侯のうたゝ寢は反て感冒せられんことを恐れて、職分の餘事なれども、殊更に昭侯に衣服を加へたり、昭侯夢覺めて、衣服の體にかゝり居りしが

爲め、その親切なることを大に悦ばれ、左右の近侍を顧みてかく衣を余の體に加へくれたるものは何人ぞと尋ねられしに、左右對へらく、典冠の役加へたりと、昭侯因て衣を典とる役人と、冠を典とる役人二人を罪せり蓋し典衣の役人は、其職を怠るが爲めなり、又典冠は己れの職分外の事を爲るが爲めなり、然れば昭侯は典冠の親切にして己れを思ふの情は、悦ばざるにはあられども、官職を侵すの害はその親切の情よりも重く、又その寒よりも甚しければなり、即ち昭侯は私情を棄て、法を實行する人と謂つべきなり、是の故に、明主のその臣下を待遇するときは、その分限職責を明かにし、官職を越えて功名手柄を樹つることを許さず、又其臣下己れの言を陳述すれば、必らず言ふた通りに實施せざるを得ず、若し然らずして官職を越えて功を樹て分外の事を爲すときは、之を法に當て、處断するなり、故に其職あるものは、その官職だけの事より、餘の事を行はず、又言ふところの事も、職外に趨らざるなり、かくの如く臣下真正に、その職を盡くす故に決して權臣等の群同比周して、己れの爲めにする様の事は夢想だもあらざるなり、是ぞ刑名參同の效果ならずやと、以上を四大大段とす、四大大段は三大大段の刑名參同の虚

叙を實叙す、即ち韓昭侯の典故を引き、末路に守業其官所言有貞也の二句を以て前段の虚叙刑名の句と相願應收結す、文心細密、大に姿致ありと謂つべし。

人主有二患、任賢則臣將乘於賢、以却其君、妄舉則事沮不勝、故人主好賢則羣臣飾行、以要君、欲則是羣臣之情不效、羣臣之情不效則人主無以異其臣矣、故越王好勇而民多輕死、楚靈王好細腰而國中多餓人、齊桓公好細腰而國中多餓人、齊桓公妬外而好內、故豎刁自宮、以治內、桓公好味、易牙蒸其首子而進之、燕子嗜好賢、故子之明不受國、

(字義) 楚靈王好細腰の細腰は、女子の腰の細きを云ふにあらざ、男子なり、墨子に曰く昔者楚靈王好士、細腰とあり以て知るべし、齊桓公妬外而好内の外とは、男子にて、即ち男色なり、内とは女子にて、女色を云ふ、○易牙蒸其首子とは、易牙と云ふ人その長子を焼殺せしを云ふ。

(講義) 人主たるものに、二つの大患あり、そは外かならず、人主もし臣下の才能を見て賢なりとして之に政を任ずるときは、その賢臣が己れの賢才に乗して、その君を却かさんとす、さればとて妄りに能不能を辨せずして、之に任薦するとき、その事務必らず毀敗して、事務の整理する時なし、然れば必らず賢能のものを擇び

て之に任せんとて之を好まんか然るときは群臣各その所行を飾り立て、君の欲する所にかなわんとせり、かく外面を装ひ偽るときは、その情見はれざるなり、その情見はれざるときは、人君たるもの、臣下の能不能真偽を辨すると能はざるなり、余その真偽の辨しがたきを事實に徴して云はん、昔越王勾踐と云へる人士の勇を勵まさんとて、蛙の怒りて勇しき眼力あるを見て、禮せしことありしかば、民自ら頸ねてその頭を獻し、勇を示すと云ふことあり、又楚國の靈王は臣下中にて細き腰せるものを愛せしより、一人その寵を受けんとて食を減し、身體を細らし、殆ど餓死するに至ると云へり、又齊の桓公と云へる王は美少年をまりせけて専ら婦人を愛せしより、近侍の堅刁と云へる小人は、自ら男根を割きて、宦臣と爲りて、桓公の寢御の世話周旅を事とせり、又その桓公は種々の味ひ異りたるものを好むところより、易牙と云へる臣は自らその長男をむしやきにして、之を進め、その寵を得んとせり、又燕國の子噲と、太子は己れ國王たるべきに名譽心より、その臣下に子之と云へる人物は、賢人なれば之に國を譲りて、己れ國王たらざれば、賢に譲るの義立つとて、子之に譲りしかば、子之は益之を賛成して、遂に己れ之

か國を篡ひたりと、以上を五大段とす、五大段は人主二柄を明かに用ひざるの害を裏面より陳述し、先づ五大段の冒頭に人主有二患在賢則臣將乘於賢以劫其君妄舉則事沮不勝の二柱を以て、人主に二患あるを言ひ、且つ徐々論じ去論し來り忽ち人主の情を以て臣下に借すの患あるを逼り出せり、其越王勾踐及楚靈王齊桓公燕子噲を叙するは群臣飾行の句を證する典故たるに過ぎず。

故君見惡則羣臣匿端君見好則羣臣匿能人欲見則羣臣之情態得其資矣故子之託於賢以奪其君者也堅刁易牙因君之欲以侵其君者也其卒子噲以亂死桓公蟲流出戸而不葬此其故何也人君以情借臣之患也人臣之情非必能愛其君也爲重利之故也今人主不掩其情不匿其端而使入臣有緣以候其主則羣臣爲子之田常不難矣故曰去好去惡群臣見素羣臣見素則人君不蔽矣。

(字義) 桓公蟲流出戸而不葬の句中戸の字は、戸し戸の字の誤ならん、呂氏春秋に蟲流出於戸の句、以て知るべし、○不匿其端とは、人君所行の端緒を人臣に示さざるを云ふ。

(講義) 前述に實事を以て證言せし如く、人臣たるものは、人君の愛憎好惡の情緒に

従つて、悉く逢迎する故に、人主もしその事を悪くむの色あるときは、人臣亦その事を察し、その悪くむところの事を爲さず、之に反しその事を好む情緒を見せば、羣臣各、その才能を装ひ、君の好むところに應せんとす、故に人主の好悪愛憎の欲情を見はすときは、群臣各、之を弱點として、己れの利益を爲すの資と爲さんどす、故に前段の如く、燕の子之は君の賢名を欲するに託して、遂に君位を篡ひたり、又堅刁易牙の二人は、君の口腹によりて、その君の寵を得んとせり、彼の賢名の端緒を見はし、子臆は殺され、口腹の欲情を示し、桓公は蟲流し、戸を出て、葬式も行ふ能はざる、可憐悲惨の臨終せしは、他無し己れの意思や、所行の端緒及ひ情欲を外に示し、臣下その意を悟り、利を爲す故に、是ぞ情を以て臣に借せし患ならずや、夫れ人臣の情は、必らずしもその君を愛するか爲めならず、全く己れの利を重んずが爲めなり、然るに人主たるもの、其臣下のつけ入るところの、好悪の情を掩ひ置くさゝるときは、人臣その好悪の情に縁りて、その主を侵すに至り、然るときは、群臣悉く燕の子之や、齊の田常の行を爲すこと難しと爲さざるなり、故に余か持論とするところは、人君たるものは、必らずその好悪嗜欲の情を外に見はさ

るときは、臣下たるもの、其の意思の存在する所を測り得ざるを以て、必らず、誠實に其本相を見はして、偽り装ふことなく、各、その真面目の才能通りに職を盡さん、然るときは、人君決して盲目を擁蔽さるゝの患なく、所謂階前万里の事情を知り盡くすべし、以上を六大段とす、六大段は前段人主に二柄を用ひざるの害を承け、人君好悪の情あれば、群臣之に由りて己れの利を取るの資と爲すを論ず、故に人君以情借臣之患の句、此段の主要の處と爲す、末に去好去惡群臣見素の一句を點出し、篇首二柄の一句を回顧し、以て人君の刑徳を用ふるには、好徳の情を去らざるべからざるを言外に含み、一篇を終結せり。

◎揚權

この篇は、人主の權術を明示發揚することを説明す、故に篇題を揚權と云ふなり、一説に權は權の字の誤謬なりと、權とは比較闡揚することにて其義は、揚權と同一なれば何れにても可なり。

○注意

この篇の注意は、人主の術は、虛無自然の一道を遵守するを云ふ、故に篇中

大命と云ひ、無爲と云ひ、要と云ひ、虚と云ひ、又は履理と云ひ、處其宜と云ひ、或は用一と云ひ、素正と云ひ、其他天之道と云ひ、形之理と云ひ、虚静無爲道之情と云ひ、揉度量と云ひ、母弛而弓と云ふが如き、字面を以て虚無自然の大用妙處を形はし、出たし、以て主術の大要は、虚静にして、人臣に窺測せらるべからざるにあるを云ふ、故に篇末に主上用之若電、若雷の句を以て上術の妙訣このうちにあるを述へ、人主の威權を闡揚する方は、全く虚無自然の天則を應用して、賞罰二柄を使用すること、雷電の山没變化する如く、ならば、主命神にして、犯すべからざるなれば、かくの如くにして、人主の威權發揚すべきとの意を結穴とせり。

天有大命。人有大命。夫香美味、厚酒肥肉、甘口而病形、說情而捐精、故去甚去泰、身乃無害。權不欲見、素無爲也。事在四方、要在中央。聖人執要、四方來效。虛而待之、彼自以之。四海既藏、道陰見陽、左右既立、開門而當、勿變勿易、與二俱行、行之不已、是謂履理也。

(字義) 天有大命とは、晝夜四時交、行はれ息まざるを以て、天の正命とせり。○人有大命とは、人は天地の間に生息するものなれば、天の正命を以て道と爲し、害せざる

を云ふ、所謂天命之謂性と云ふものにて、人の賦與する性命は天と同一なるを云ふ。○曼理皓齒の曼理とは細理にて、皮膚の細やなるを云ふ、皓齒とは齒の白く潔清なるを云ふ。○說情の說の字は悅なり。○捐精の捐の字は一本に損に作る、從ふべし、人の精氣を減却するを云ふ。○去甚去泰の句の甚泰の二字は、何れもはなくしきと訓し、酒色飲慾の度に過ぐることを除去するを云ふ。○與二俱行とは刑名を參同してこの刑名の二物を手離さざるを云ふなり。

(講義) 夫れ人の根元は、天に出づるものなれば、天に則とらざるべからず、その則とるべき天は、寒暑日月の變化は相違なく、錯行して、自然と天則を實施運用せり、是れそ全く天の正直なる命令ならずや、人も性來天賦の性命あるなれば、その天賦の命令權に違背すべからざるなり、然るに往々違背することあり、そは外界の慾に誘惑せられて然るなり、今之を辯せん、夫れ香美なる味や柔軟にして口に適し易すき美味や、美酒美肉の類は、人情皆欲せさるところなし、然れども人情欲せざるなき所よりして、過度に飲食し、遂に身體を毀損して、病氣を醸すに至るなり、又皮膚の細かに、齒の白き美人どもは、人の欲するところなれども、一たび沈溺すれ

ば、人の心神を昏耗し、勢氣をして減損せしむるに至る。かくの如く人は、兎角天則に違背するは、外界の物に誘はれて、過度に沈溺すればなり。それ故に老子と云へる賢者の云へるには、人は天則を遵守し、その正命を全うせんには、酒色飲食の心神を昏ます甚しきものを近づけざる様にすれば、天命を全うするに決して害あるなしと云へることあり。然れども以上論し來る所は、人間一身上の攝養の上にあるのみ、もし之を人主の臣下を駕御する、威權の上より云ふときは、如何と云ふに、一身の天則を遵守すべきと、毫も異なるなし。その駕御權を固く掌握して無爲自然の天則通りに君の正命を守りて、思慮の他に馳せざるなり。譬へば天の四時寒暑を錯行するが如く、人君は無爲自然に任せて、その行の端緒理由を人臣に知らしめざるなり。故に天下の廣き、人民の多きといへども、各その職を守り力を盡くすこと、四時寒暑の行はるゝが如し、かく四方各、その事務舉がるも、人君は中央政府にありて、その要領とするところの命令權を掌握する故に、四方の臣民その威に服し、皆來賓せざるなきなり。かく人君は命令權を掌握して、その威を外に見はさず、虚靜の心を以て之に對する故に、彼の臣民その意思の在るところを窺ひ知

らざるか爲め、彼益、畏服して、その能を盡くすなり。故に天下國家も太平に治まるなれば、主君たるもの此の際、愈々權威を外に見はさる様に、身心を虚靜陰味の處に置くなれば、四民の舉動明かに見はるなり。その舉動の分外にあるあれば、刑名賞罰の二柄を以て參同すべし。之れ例を以て云へば、こゝに左右の關門あり、この門を開きて、堂奥の穰々たる所に坐するときは、その入り來る人物の舉動情貌の美不美善不善判明すべし。即ち人君はその要領骨髄とするところの命令權を濫用せず、自ら虚靜に居て、その應し來る所の人臣の何如によりて、是非ともこの刑名賞罰の二つのものを以て應用すること、天の命穰々として已まず、四時晝夜を錯行するが如きなるが故に、是を天理天則を履行するといふなり。以上を一大段とす。一大段は冒頭に、天有大命、人有大命、二句を置き、以て人主の要術は、天の大命に基き、虚靜無爲の自然に則とるべきを概論す。即ち權不欲見、素無爲の句、此段既に已に全篇の主意を微露せり。

夫物有所宜、材者有所施、各處其宜、上下無爲、使雞司夜、令猫執鼠、皆用其能、上乃無事、上有所長、事乃不方、矜而好能、下之所欺、辯惠好生、下因其材、上下易用、國故不治、用一之道。

以名爲首。名正物定。名倚物徙。故聖人執一以靜。使名自命。事令自定。不見其采。下故素正。因而予之。彼將自舉之。正與處之。使皆自定之。上以名舉之。不知其名。復修其形。形名參同。用其所生。二者誠信。下乃真情。謹修所事。待命於天。毋失其要。乃爲聖人。聖人之道。去智與巧。智巧不去。難以爲常。民人用之。其身多殃。主上用之。其國危亡。因天之道。反形之理。督參鞠之。終則有始。虛以靜後。未嘗用己。

(字義) 上有所長事乃不方とは、人主たるもの人臣の材能をして、各事を盡さしむるときは、事業一方に偏せず、完全にその事舉がるを云ふ。○督參鞠之とは、督責してその不能不成就を鞠問するなり。○終則有始の有の字は、又の字と普通せるなれば、またと訓すべし。

(講義) 夫れ人の材能は、各、その長技あるを以て、物事にその材能の適合して宜しきを得ると、得ざるとあるなれば、その適合するところに當れば、材能を用ひてその力を盡くすを以て、事務宜しく成功あるべし。彼の雞猫を見ずや、一は夜を司とるに適し、一は鼠を取るに長ず、その如くに人主たるもの、人臣の材能に適する様に之を用ひしなれば、其成功必らず、一方に偏せず、各、分業に働く故に、事務皆圓滿に

成就すべし、然れども人主その自己の長技を以て下に矜り示せば、上の好むところの意を逢迎し、下各、その所能を修飾して、その意に應せんとして、人主を欺むくに至るべし、又獨り所能を人臣に示すは、悪しきのみならず、辯舌や惠は慧と同字なれば、智慧と見るべし、智慧だてして、自己の得意發明するを好めば、下必らず辯佞小智を以て、人主の自ら材能とするところより取り入らんとす、是の如く上は下に欺かるゝ様になるときは、上の威自ら衰へ、下の力益、上を凌がんとする故に、その上下の職分大に顛倒するを以て、國用舉からず、杼軸空しからん、然れば人君たるものは國家を治むべきには、一つの秘訣あり、その秘訣は、他なし、名義名目の三、名義正しければ、其實たることろの物も、確定するは、必常なり、譬へば人臣と云へる名義あるときは、その職責を盡すべきことは、必常のとなり、然れども、名は實の實なれば、その職責を盡さずして、君の威を弄すれば、其名義従ふて變せざるを得ず、彼の陪臣のその職責を盡さずして、君權を弄し、遂に主人の國を顛滅して、己れ主君の名を得るが如く、名義はその物の如何によりて變化するなれば、國家を治るに、長したる聖人は、人臣に對するには、無爲虛靜にして、自らその名義を定

めず、人臣をして自ら命せしめ、事も同しく自ら命せしむ、例へば人臣の事務に當るや、その巧と拙との品評は、人臣の能不能と勉不勉とによりて、美不美の名を自ら定むるなるべし、事も又た然り、かく人臣の事務に對するには、自ら命し、自ら定めさせて、人主は決して己れの技能所長を示さざるなり、もしも示さば、人臣必らず君の意を逢迎するに至らん、故に人主は少しもその文彩飾美を外に示し、見はさゝるときは、下必らず正直に、その材能を盡くして、君に事へん、かく事務は自ら之を事とせしめ、又自ら定めしめて、人主は其勤怠巧拙を正すには、その名義のある所を以て、之に對するなり、もしその事と名と合一せざれば、必らず罰するなり、もし又其名義如何を以て責むる能はされば、其形迹上に見はるゝところの事に循ふて、その名と合一になるや否やを正するなり、かく形名を審らかに參同して形名より生ずるところの結果如何を利用して賞罰すべし、既に已に形名參同の結果上より生ずるところの賞罰を賊直に利用するときは、人臣は必らず眞面目を以てその職責を上致すならん、然れば人主たるものは尤もこの賞罰二柄を謹みて濫用せざる様に、形名參同の後に施用することこそ、人主の臣下を駕御する要

領なれば、其要領を取り失はずしてこそ、聖人の地位に立ち至るべし、尤も注意すべきは、聖人は物に對するに己れの智巧とて智恵や材能を見はさゝるなり、もし之を見はさるときは、民人々に倣うて智巧を用ひるに至らん、故に人主たる者こゝに注意せざれば、その國は危亡するに至らん、故に人主は務めて天の道とすることの無爲自然に則とり、人の履行すべき形迹上の道理に反省して、人臣を督促鞠責すること循環已まず、終始之を實行すべし、一言之を簡約すれば、人主は常に材能智巧を去り、虚庸にして人の後に立ち、自己の意を用ひず、唯人臣をして自ら命し自ら定めしむるのみと、以上を二段とす、二段は、一大段の權不欲見、素無衣を受けて、之を詳に論ず、權不欲見、素無衣の方は、形名參同に外ならず、故に形名參同用其所生の句及び虚以靜後未嘗用己の句に重きを措きたり。

凡上之患、必同其端、信而勿同、万民一從、夫道者、弘大而無形、德者、覈理而普至、至於群生、斟酌用之、萬物皆盛、而不與其寧、道者、下周於事、因替而命、與時生死、參名異事、通一同情、故曰、道不同於萬物、德不同於陰陽、衡不同於輕重、繩不同於出入、和不同燥濕、君不同於群臣、凡此六者、道之出也、道無雙、故曰、一是故、明群貴、獨道之容、君臣不同道、下以名騰、君

操其名臣效其形形名參同上下和調』

(字義) 必同其端とは、臣下多くは君の意を逢迎し君の意思のある通りに同一にするを云ふ、端とは意思の端緒なり○萬物盛の盛の字、義は、もると訓して、道の万物をもち載せるを云ふ○因替而命の而の字は、爾と通し汝と訓すべし、即ち道か万物の主宰となりて、その生死を替考與奪するなり○道之出也とは、道理上よりかく生出するを云ふ○道之容とは、道理の跡とする所を云ふ。

(講義) 大凡人君の思たるは、他の故ならず兎角その技能を見はす故に、人臣その意を逢迎し君の意見と端を同じくせんとするにあるなれば、主君たるものその端緒を見はすなく、人臣にその職責に應じて之を盡さしめなば、各、その職とする所異同あるも、その能を盡くすは一なるが故に、万民皆その業に一に従事するに至らん、夫れ道理の及ぶところは、弘大無邊なるも、元來無形のものなり、又万物を發育するところの徳は、群物に普及すれども、一物一事の上より云ふときは、その物相應の資格を有するなれば、万物はこの無邊普及の道德の餘澤によりて發育すれども、梅は梅、又は松は松と、各、その徳澤の及ぶ所、自ら斟酌あり、然れども梅松そ

の斟酌に従ふて、その資格通りに花咲き緑を結ぶなり、是ぞ道物の物と與みせずして物自ら寧するの義なり、又かくの如く道理は事々物々に普及すれども、其生死與奪の權を有するなり、譬へは春は花咲き、秋は凋むの類にて知るべし、然れば人主は元來天然に則とるべきものなれば、万民に徳澤を及ぼすには、天則の春與へ秋奪ふの如く、生死賞罰の權を充分大切にせざるべからず、その方法は何如と云ふに、名と形と參同するなり、名と形と參同するには、その事異なるときは、名に照らし、名異なるときは事に照らす様に、この義を守一無適に利用して、人臣を駕御するなり、かく人主は要領を掌握して人臣と技能を競はず何事も人臣とは階級區域を劃裁してその道を同ふせされば、國家太平なり、其故に活眼を以て遠觀するときは、彼の天道既に己に万物とその道を同ふせさるなり、日月星辰その道異なるにあらざや、その異なるどころあるが爲め、天道大に行はるゝなり、物の輕重をはかる衡石は、物の輕重と同一の量ならず、その量同じからざるが故に、その斤兩を度料し得るなり、又準繩は物の出したる引きこんたり高下曲直と、その跡を異にするが故に之を正し得るなり、又和と云ふ、音樂器は聲律を均一にするもの

なれども時氣の寒暑燥濕と同一ならざるが故に時氣の寒暑燥濕によりて其聲律を調和し得るなり物皆かくの如し然らば人君たるものは勿論かの群臣と同様に才能技術を競争せざるなりその理は道理上より生出することなれば必らずかくあるべきなりその道理は万物と同ふせず自然無雙のものなれば人君の自然を貴び獨立して臣下と同ふせざることはこの點より割り出せることなり故に人君の依頼すべき道の容は單獨を以て貴ぶ獨り君のみならず臣下も人君と技能を競ず唯その名義名稱の在るところを以て盡くし見はすものなればその時人君たるものその名義名稱を操持して之を監察するときは臣下その實相に従ひ其能不能を見はす故に人君は形名參同の術を必らず忘るべからず然るときは上下和調してその事必らず舉がり臣の君を篡奪するの禍なかるべしと以上を第三大段とす三大段は天道は万物と異なるが故に人君はこれに則たり人臣と技能を同一にせず獨立無雙に身を居きて下に臨み形名參同すべしと即ち明君貴獨道之容君臣不同道下以名購君操其名效其形形名參同上下和の句主意の全露するところなり。

凡聽之道以其所出反以爲之入故審名以定位明分以辨類聽言之道溶若甚醉脣乎齒乎吾不爲始乎齒乎脣乎愈悒悒乎彼自離之吾因以知之是非輻輳上不與構虛無無爲道之情也參位比物事之形也參之以比物伍之以合虛根幹不革則動泄不失矣動之溶之無爲而改之喜之則多事惡之則生怨故去喜去惡虛心以爲道合上不與共之民乃甯之上不與義之使獨爲之上固閉內屬從室視庭參咫尺已具皆之其處以賞者賞以刑者刑因其所爲各以自成善惡必及孰敢不信規矩既設三隅乃列主上不神下將有因其事不當下考其常若天若地是謂累解若地若天孰疎孰親能象天地是謂聖人』

(字義) 明分以辨類とは臣下の身分を明かにしてその職責を辨へ盡さするを云ふ
 ○溶若甚醉とは闊然間漫として智能を見はさず酒に酔へるか如くするを云ふ
 ○上不與構とは人君の決して人臣と争ひ較せず即ち取り合はざるなり○根幹不革則動泄不失矣とは無爲虚靜に身心を置くこと宛も樹木の根幹の動き革め移らざる如くなれば君の舉動するところ溶然として間暇あり失敗せざるなり
 ○參咫尺とは咫は八寸尺は一尺なり即ち寸尺を度る定規にて法令に比して云ふ言ふは法令に參五照同するなり○規矩既設三隅乃列とは賞罰の規矩既に一

方に立て設くれば、三方皆規律方正に爲るなり。○若天若地、是謂累解とは、天地は高厚にして測るべからざるものなり、君の意を用ふること、天地の高厚なる如くなれば、下皆之を恐れてその職を盡さざることなし。累の字は類の字と通し、その臣下皆事々に力を盡くすを云ふ。○若天若地、孰孰親とは、天に私覆なく、地に私載なく、天地私なく、親疎の別なく、公平無私なるを云ふ。

(講義) 人君の臣下の言論を聴くの道は如何と云ふに、万一臣下の言論にありて猶未だ判明せざることある、その際にはその臣下の言上せしところの言論につき、之を反問して吾より殊更に他の問題を設けて詰問せざるなり、之を其出すところを以て、之が入るを爲すと云ふ、かく反問訊鞠すれば、其事實は愈々判明確然する故に、それよりしてその身分も従ふて明かに爲ることなれば、物事自ら辨へ明かなるべきなり、又聽言の術には、今一つの工夫あり、それは人君は闇に居りて明を招き、愚に坐して智を求め、第一の秘訣なるが故に、今譬へは彼の酒に酔へるものはその昏々たるが如くに、吾より始を爲さず、言者をして自らその事を言ひ盡さしむるなり、今一つ喩へ云は、彼の脣齒をして言語を發せしめて、吾の脣

齒を閉ちて言はざる如くに、吾は益、懽々々として彼の言を聴くのみするときは、彼自ら言論の上にて、おのづと、その善惡を自述するなれば、吾れは唯その善惡を心に判断するも、自ら喋々發言して、始を爲さず、彼の善惡是非ともに吾に聚集湊合せしめて、昏然之を聽き決して之と競ふて辯論せざるなり、かく虚心平氣に己れを置き、訟者に因りてその事理の善惡邪正を判すること、是ぞ虛無自然の天則の心情なり、かく虛無自然の天則に心を置きて、人臣の言論行爲を參伍比較して、その自然の虛無に合する様に、その大幹の根幹を堅固にして、動搖せざるときは、その真相を失ひ、又その威嚴を損することなきなり、かくの如く己れの舉動するところ、物と競はず、溶々昏々たるときは、たとひ大に事物を改革することあるども、虛無自然の道より事を改革すること故に、その過誤の生じ見はることなし、然れば人上たるもの無爲の天則を奉じ、一身を處する上にて、喜怒哀善惡の情を去りて、外に見はさることを必要なれ、何となれば、若し聽言の際に人君もしその言を喜ばば、彼必らず自ら媚ひて、その事を益爲し、言は益多からんとす、もし其言を惡まば、怨を生ぜんとす、故に喜怒哀善惡の情を去り、虚心平氣なるときは、自然

の天則が來り舍ざる故に、道に適合するなり。この故に人上たるものは賞罰は一
 人その柄を固く持して之を臣下と共に分ち握らざるなり。然るときは、下民之を
 畏れて反て人上を寵愛するに至るなり。又万事万端已れ一人その要處を握りて
 下と共に之を議せず、一人之を統督すること、譬へば内局を固く閉ぢて、己れ室に
 座して庭を見るが如くに、何事も喜怒を見はさず、己れは陰よりして陽を見るが
 如くし、以て尺寸長短を度るところの規矩なる法律に參互照同して執行するど
 きは、群臣の狀情皆明かに具はり見ゆる故に、其際に乘じて賞すべきものは賞し
 罰すべきものは罰し、その臣下の成すところに因りて、賞罰するなれば、賞罰公平
 なる故に、誰人もその賞罰の不信なりとて輕侮する所のものはあらざるなり。右
 の如く賞罰の規矩、その度を違はざるときは、一隅の規律既に已に擧がれば、三隅
 亦從つて嚴正なるべし。是は人主の賞罰二柄を實施するの結果なるべし。然れど
 も人主その賞罰を利用すること神變不測ならざるときは、威權の畏るべき無き
 故に、下將に之を輕侮せんとす故に、その賞罰は神變不測にして、且つその賞罰の
 信實ならんを要すも、し賞罰信實ならざるときは、下の之を侮るのみならず、國家

の紀綱忽ち紊るゝに至らん。故に信實必罰且つ神變不測ならん事を要するなり。
 かく人主の注意をこゝに置くこと、天地の高厚にして公平なる如くに信實必罰
 を利行するなれば、物事その類を以てその能を盡くし、國家の治安全かるべし。故
 に人主の不公平なく、天地の高厚にして私なきに則するものを聖人と稱するな
 りと、以上を第四大段とす。四大段は前三大段の形名參同の意を承け、その形名參
 同は天地の私覆私載なきに象り、公平無私に施行すること、天則に合するなれど
 の意を叙述す、即ち虛靜無爲道之情也の一句この段の綱領主要なり。

欲治其内、置而勿親。欲治其外、置一人、不使自恣安得。移并大臣之門、唯恐多人。凡治之
 極、下不能得。周合刑名、民乃守職。去此更求、是謂大惑。猾民愈衆、姦邪滿側。故曰、母富人而
 貸焉。母貴人而逼焉。母專信一人而失其都國焉。腓大於股、難以趨走。主失其神、虎隨其後。
 主上不知、虎將爲狗。主不蚤止、狗益無已。虎成其群、以殺其母爲主。而無臣、奚國之有。主施
 其法、大虎將怯。主施其刑、大虎自寧。法刑狗信、虎化爲人。復反其眞、欲爲其國、必伐其聚。不
 伐其聚、彼將聚衆。欲爲其地、必適其賜。不適其賜、亂人求益。彼求我予、假讎人斧、假之不可
 彼將用之、以伐我。

(字義) 欲治其内置而勿親とは内密なる人主の機密機事をして失はざらしめんと
なればその置くところの臣は私に之を親むことなき様にするを云ふ○母富人
而貸焉とは齊の田氏の如く民に貸するに大斗を以てするか如く人臣を富まし
私悪を行はせしめざるを云ふ○母貴人而通焉とは人臣に威權を與へ自然とこ
れを費くせしめなば人主の位地を危くするなり○主上不知虎將爲狗とは主君
の人臣が威嚴を損するを知らざるときは人臣猛惡虎の如きも益その威を隠く
し用を藏くして外見狗の如く柔順に装ひて陰かに篡奪の地を爲すを云ふ○欲
爲其地必適其賜とは臣下の封域を擴張せんとする勢あるときは早くその賜與
せしどころの地域を節制するを云ふ

(講義) 人主その内密のことを漏泄せんことを欲せばその側に平生侍べるところ
の臣を親狎することなかれ若し之を親狎するときは機事を漏すを以てなり又
人主庭外の事を治め官紀をして慎肅せしめんとせば毎課毎局に一人を置くへ
し然るときは専らその事に當り他人と競争又は猜疑の心を生ずることなし又
大臣の門には屬僚を減すべし若し屬僚多きときは自ら大臣を主君同様に戴き

威權をして之に歸せしむるに至るなり凡そ國家を統御するの術は人主の爲す
所のことをして臣下に悟らしめずして万事皆神隱不可思議なるを以て國家を
治む工夫の極則とす故に刑名賞罰を濫用せず密周に適應するときは人民その
職外に思慮を出さすその分を安せん然らば此の刑參同の術より他に工夫ある
ことなし工夫のこゝに出でざるは大に惑へるの甚しと謂ふべし若し大に惑へ
る仕方を以て國家を駕御するの危き次第は何と云ふに元來君側には狡猾の臣
民や姦邪の人物多きものなれば若し形名參同の術を忽にするなれば危きこと
は無論の事なればなり故に臣下に封祿地域等を濫りに與へて私惠を下民に行
ひ遂に君の實權を取るが如き田氏の類の臣下を來すなかれ又その臣を費くし
て君則を伺はんとする魯の三桓の如き權臣を生ずるなかれ又一人の臣下のみ
を愛寵して權を失ひ遂にその城邑を奪はるか如きことを爲すなかれ譬へば股
より小なるべきはづの脛の後肉が股より大なるときは歩行して身體を動かす
難きの類なり又人主その神隱を失なひ刑賞を濫用しその威立たざるときは虎
の如く獐惡なる姦臣その爪牙をかくし却て媚を容れて人主の鼻息を伺はざれ

は、或はその間隙機密を探索せしめんが爲めに、小人を使令して狗と爲して伺はしむる故に、人主はこゝに注意せざるべからず、虎の爲めに使役せらるゝ狗、益多數に君側を往來してその密書を漏すに至るその極、虎遂にその母たる人主を害せんとす、是の故に人主その虎たる所の姦臣に制裁を加へなば、虎たる所の姦臣畏服してその道を履み、遂にその真相にかへり、その職責を盡さん、况んやその黨類たる小狼をや、然らばその國を爲めんと欲せば、先づその臣下の朋黨聚合するものを伐ち絶たざるべからず、その黨與の朋黨聚合を伐ち絶たざれば、彼の姦臣益、勢力を有せんと、又臣下に土地所領を與へんとする際には、必らずその賜與するところの土地を節減して宜しきに適すべし、然らざれば、亂人は土地の大を恃みて、己れに敵せん、假之は驢人に斧斤を假すと一様にて、彼まさきに我に手向はんとすればなりと、以上を五大段中の一小段とす、一小段は刑名、周合の方法を説く、即ち周合刑名、民乃守職、去此更求、是謂大惑の句、尤も要領のところなり、

黄帝有言曰、上一日百戰下、匿其私、用試其上、下操度量、以割其下、故度量之立、主之寶也、黨與之具、臣之寶也、臣之所不弑其君者、黨與不具也、故上失扶寸、下得尋常、有國之君

不_レ大_レ其_レ都_レ有_レ道_レ之_レ臣、不_レ貴_レ其_レ家、有_レ道_レ之_レ君、不_レ貴_レ其_レ臣、貴_レ之_レ富_レ之_レ備、將_レ代_レ之_レ備、危_レ恐_レ殆_レ、急_レ置_レ太子、禍_レ乃_レ無_レ從_レ起、內_レ索_レ出_レ國、必_レ身_レ自_レ執_レ其_レ度_レ量_レ、厚_レ者_レ虧_レ之_レ、薄_レ者_レ靡_レ之_レ、虧_レ靡_レ有_レ量_レ、母_レ使_レ民_レ比_レ周、同欺_レ其_レ上_レ、虧_レ之_レ若_レ月、靡_レ之_レ若_レ熱、節_レ令_レ謹_レ誅_レ、必_レ盡_レ其_レ罰_レ。

(字義) 上操度量とは、法度を以て下を制するを云ふ。○扶寸の扶は四指を並べたたけの寸法にて、一寸位を云ふ、古書往々庸寸に作る同義なり。○内索出國とは、索繩範圍の中に入ることにて、人主の身を法度の内外に置くを云ふ。○薄者靡之とは、臣下の勢力薄弱なるときは、人主の命令になびき従ふを云ふ。○靡之若熱とは、猶かの熨斗の熱を以て、衣服を自由に伸縮するが如く、君の刑賞を以て臣民を威服するを云ふ。

(講義) 昔黄帝の云へるには、かの上位は貴きもの故に、下位に居るもの常に羨欲の心あり、上はその位を失はざらんことを欲し、下は之を得んとを欲す、是れが爲めに上下の心一日に百戰す、然れば上たるものは、その上位を擁護すべき法度を固持して、その下の羨望の心を割くべし、然るときは下必らず上を伺ふの弊なし、故に上度を操れば、これぞ人主の寶と謂ふも可なり、下は其同類の増し、黨派の多き

を恃みて上を伺はんとするなれば黨與の多きその下の實たり何となれば臣のその君を弑せざる所以のものは同類黨與の小なればなり然れば上に位するものはその黨與を割くべき度量は一才一毛たりとも之を損失すべからずもし些少にても之を失ふときは下の利を得ると尋常數倍の利を得べし然れば國家を保有するところの君はその都邑領地を分外に與ふるとを爲さず又有道の臣は其家大夫の勢を増さずその臣を貴くせず若しも之を貴ひ之を富ます時はその勢必らず己に逼らんとす故にかく臣下の勢を割ぐは之が爲めなり若し人主にして危殆のことを恐れ後來万一のことを慮れば急にその世子たるころの太子を樹て置けよ然らざれば國の基固からざるが故に終に嫡庶位を争ひ奸臣たりにその謀を成すに至らん斯くして身を細索範圍の中に入れ且つ臣下を駕御するところの度量を自ら握りてその勢力の厚きものは之を虧き取りて之をして薄弱柔順ならしめて已れの命令權に服従風靡せしむるなりかく度量を虧靡操従する自ら限量あるときは下その威に畏れ敢て比周團結せざるなり若しも同心團結するときは其勢必らず上を籠絡愚視する故にその勢力聚まらざる前

に之を虧くと月の盈虧あるが如く又之を風靡して之に従はしむると火熨斗を以て衣服を伸縮するが如くに命令實施のときはその誅を加ふべき者は遺漏なく必らずその罰を盡く加ふべしと以上を五大段中の二小段とす二小段は前一小段の周合刑名の句を承けてその刑名を周合するは主人の法度を固持實施するに過ぎざるを云ふ即ち自執其度量の一句此の二小段の樞要のところなり。

母弛而弓一棲兩雄一棲兩雄其鬪嘯嘯豺狼在牢其羊不繫一家二貴事乃無功夫妻持政子無適從爲人君者數披其木母使木枝扶疎木枝扶疎將塞公闕私門將實公庭將虛主將墜圍數披其木無使木枝外疎木枝外拒將逼主處數披其木母使枝大本小枝大本小將不勝春風不勝春風枝將害心公子既衆宗室憂吟止之之道數披其木母使枝茂木枝數披黨與乃離掘其根本木乃不神填其洵淵母使水清探其懷奪之威上用之若電若雷

(字義) 母弛而弓の而は爾と通し「ナシ」訓すべし法度を緩漫にすべからざるを云ふ○一棲兩雄とは一つの棲時に二匹の雄雞の棲息することにて即ち大臣と人主との二人が國權を掌握するを云ふ○豺狼在牢其羊不繫とは奸臣の群羊の

如き柔順なる百姓を殘傷するを云ふ。○一家二貴事乃無功とは、一國の内に大臣と人主との二貴者ありて、その權分るゝ故に事の成らざるを云ふ。

(講義) 人君の法度を明にすべきことを今喩へ云へば弓の弛ぶべからざる如し、若しその弓を弛ぶるときは、一つの棲棚に二匹の雄雞あると同しく、大臣と人君と互に權を争ひ一國政を分ち、その争嘩々として止むべからず、彼の姦惡豺狼の如き奸臣の牢柵の中にあるときは、群羊の如き小民は豺狼の爲めに搏噬併吞せられて繁殖すると能はざるなり、一家にして二人の貴きものありて互に家政を取れば、その僕婢適從する事を知らざると同じく、その功無きに至らん故に人君たるものは屈強蟠横せるところの樹木は斬伐してその樹木の心幹を扶疎四布せしむるなかれ、もしも之を扶疎四布せしむる時は、奸臣の威權自ら主を覆ふて君の門閭を塞くに至り、臣下の私門反て繁盛ならんとす、故にその蟠屈せる奸臣の威力は悉く殺かざる可らず、又人主の庶腹の子多きときは、宗室自らその勢に逼られ憂吟するに至らん、故に人主は先づ自己の正脉たる所の公族の勢を盛にすると淵の水を蓄ふか如く、洵々涌たらしめば、庶子強族之に附隨してその威に服

するならん故に人主は先づ奸臣の胸懷を探り、その爪牙を奪ひ之を誅劔する。○と電雷の威あるが如くなるべしと、以上を五大段中の三小段とす、三小段は二小段を承け、法度刑罰を嚴行することを喩にて明にす、即ち母弛而弓と云ひ、若電若雷と云ひ、一棲兩雄豺狼在牢の字、面は皆法度を以て姦臣を御すべきに喩へて云ふなり、以上黃帝有言より、若雷若電の句までを六大段とす。

○八姦

この篇は冒頭の句、即ち凡、人、臣、之、所、道、成、姦、者、有、八、術、の、姦、の、字、と、八、の、字、とを探討して、篇題と爲せしなり。

○主意

この篇は主として人臣の姦惡なる手段八ヶ條を叙述せり、第一の姦は曰、在同牀、第二の姦は在旁、第三は父兄、第四は養殃、第五は民萌、第六は流行、第七は威驅、第八は四方と云へる等の大綱を叙列して、姦臣の人主に對する手段を探り述べ、以て人主をして省察する所あらしむ、故人臣之所道成、姦者有八術の二句、一篇の冒頭と爲し、結末に賢者懈怠而不勸、有功

者^〇隱^〇而^〇簡^〇其^〇業^〇此^〇亡^〇國^〇之^〇風^〇也^〇の三句を點出し、裏面より主意を歸宿したり、凡人臣之所道成、姦者有入術、一日在同牀、何謂同牀、曰貴夫人愛孺子、便僻好色、此人主之所惑也、託於燕處之虞、乘醉飽之時、而求其所欲、此必聽之術也、爲人臣者、內事之以金玉、使惑其主、此之謂同牀、二曰在旁、何謂在旁、曰優笑侏儒、在右近習、此人主未命而唯唯、未使而諾諾、觀察色以先主心者也、此皆俱進、俱退、皆應皆對、一辭同軌、以移主心者也、爲人臣者、內事之以金玉、玩好、外爲之行、不法、使之化其主、此之謂在旁、

(字義) 所道成姦者の道は由なり、ヨリテと訓すべし、○愛孺子とは愛する所の美少年なり、○便僻の僻の字は嬖の字と同じ、美好の色にて婦人を受するを云ふ、○燕處之虞とは、閑居無事の時を云ふ、○優笑とは俳優の能く嘲笑するものを云ふ、○一辭同軌とは、主君の言辭に違はず、その行ひ爲す所に同ふするを云ふ、

(講義) 抑人臣の或は人主の左右を誘引し、或は人主の百姓を籠絡して、その姦惡を成す所のものに於ての手段には、八ヶ條あり、その八ヶ條の中の一は、同牀とて貴夫人や、又は美少年等は、兎角美好の色を有する故に、人主の美好の尤物には、惑ふものなり、姦臣か王の好む所の尤物をして、その間居して無聊に苦しむ時と、又は

王の沈醉せる時とに乘せしめて、その己れの欲望するところを求めしむ、此れぞ必らず其説の聽き用ひらるゝの方畧なり、尙又人臣たるところのものが内は人主に事ふるに金玉の寶を以てして、その主を蠱惑籠絡する様に、先づ貴婦人愛孺子の心を獲て、それよりして人君に取り入るなり、之を同牀と云ふて、人主と床席を同ふするものゝ心を得ると云ふ、又俳優や侏儒や、左右近侍のものゝ平生人主の前後左右に侍すると、故人主の意中の在る所は、意に先たち旨を承け、外貌を觀て、その色を察して、人主の心を獲るものなれば、君の進めんと欲する所の人あるときは、左右近習俱に共に之を進め、君の退けんと欲する所のものは、左右近侍、共に之を退け、これを命すれば、應し、之を問ふあれば、皆對へ、辭を一にし、軌を同ふして、その所爲に違はずして、主の心を移すを在旁とて、君の左右近侍の傍側にあるものをして、その主を惑はするを云ふ以上を、大段中の一小段とす、一小段は、同牀の理由を述べ、二小段は、在旁の理由を論叙す、

三曰父兄何謂父兄、曰側室公子、人主之所親愛也、大臣廷吏、人主之所與度計也、此皆盡力、早識、人主之所必聽也、爲人臣者、事公子側室、以聲音子女、收大臣廷吏、以辭言處約、

事事成則進爵益祿以勸其心使犯其主此之謂父兄四曰養殃何謂養殃曰人主樂美宮室臺池好飾子女狗馬以娛其心此人上之殃也為人臣者盡民力以美宮室臺池重賦斂以飾子女狗馬以娛其主而亂其心從其所欲而樹私利其間此謂養殃五曰民萌何謂民萌曰為人臣者散公時以說民人行小惠以取百姓使朝廷市井皆勸譽己以塞其主而成其所欲此謂民萌

(字聲) 聲音子女とは婦女音楽を云ふ○收大臣廷吏とは朝廷の大臣や朝廷の役人を取り入るゝを云ふ○民萌の萌の字は氓と同字にて人民百姓のことを云ふなり

(講義) 人主にとり入るゝの第三は父兄なり何をか父兄と云ふに側室とて妾腹の支子公子は人主の親愛するところのものなり朝廷の大臣廷吏は人主の與に計り相談するところのものなり側室公子や大臣廷吏とは盡力して朝廷の相談に預かるときは人主の之を聞き入るゝものなるが故に姦惡の臣下の側室公子に事ふるには婦女音楽等を進め其心を穢んどし又大臣廷吏をとり入るゝには爵祿を増進することを約すらく事成るときは爵祿を増益せんとてその心を勸惑

し大臣廷吏を利を以てその心を動かしその心を收攝するものを姦惡なる父兄と云ふ又第四を養殃と云ふ何をか養殃と云ふに人主宮室臺池を美するを好み婦女狗馬を飾りてその心を娛樂すこれぞ人主の殃なり人臣たるもの民力を盡くして宮室臺池を美麗にし賦斂を重くして子女狗馬を飾りてその主を娛しめてその心を惑亂しその欲望する所に従ふて私勝手の手を爲すこれを養殃とて人主自己に不爲になるものを養ふと云ふなり又第五を民萌と云ふ民萌とは人臣たるもの朝廷の財貨を散じて民人を悦ばしめ小惠を行ふて百姓を横領し朝廷市井をして共に主の恩澤に浴せざらしめてその主を昏愚にしてその聰明を壅蔽してその欲するところの事を成す是を民萌とて人民百姓を横領すと云ふなり以上を一大段中の三四五小段とす三小段は父兄の理由四小段は養殃の理由五小段は民萌の理由を論述するなり

六曰流行何謂流行曰人主固壅其言談希於聽論議易移以辨說為人臣者求諸侯之辯士養國中之能說者使之以語其私爲巧文之言流行之辭示之以利勢懼之以患害施屬虛辭以壞其主此之謂流行七曰威疆何謂威疆曰君人者以群臣百姓爲威疆者也羣臣

百姓之所善、則君善之、非群臣百姓之所善、則君不善之、爲人臣者、聚帶劍之客、養必死之士、以彰其威、朋爲己者、必利不爲己者、必死、以恐其群臣百姓、而行其私、此之謂威疆。八曰四方、何謂四方、曰君子者、國小則事大國、兵弱則畏疆兵、大國之所索、小國必聽、強兵之所加、弱兵必服、爲人臣者、重賦歛、盡府庫、虛其國、以事大國、而用其威、求誘其君、甚者、舉兵以聚邊境、而制歛於內、薄者、數內、大使以震其君、使之恐懼、此之謂四方。凡此八者、人臣之所以道成、姦世主所以壅却失其所有也、不可不察焉。

(字義) 大國之所索とは、大國の要求する所なり。○制歛於内とは、國內のものを聚歛し取り上ぐるを云ふ。○内大使とは、大國より使者を遣はし畏とすなり。○流行とは、説士の雄辯、水の流行の如く、停滯なきを云ふ。○流行の辭とは、猶懸河の辯と云ふが如し。○施屬虛辭とは、誕漫浮虛の辭を云ふ。

(講義) 第六は流行とて、説士の雄辯を弄すること、水の流れ行くが如き能辯には、人主は固蔽壅塞せられて、大切の論議を聴くこと有らざるなれば、能辯の士こゝにつけ入りて、辯説を以て其君の心を移すこと、誠に易き故を以て、姦惡の臣は國中能辯の士と能説の人とを求めて之をして己れの私を語らしむるに、得意の言辭

と流水を立板に注ぐが如き辯説とを以て、人主に説き入り、其言論するところは、全く人主の利益になることを陽に唱へ、且つその言に従はざれば害になるとして、人主の心を感動するを第一とし、虚論浮辭を臆列して、大に人主を損傷すこれを流行と云ふなり。又第七は威を以て人主の心を動かし、己れの利を計らんとす、是を威疆と云ふ。元來人主は群臣を蓄へ百姓を有するを以て、威權強大なりと思慮するものなり、何となれば民は國の本なるを以ての故に、民無ければ君の君たる威こゝに無ければなり、故に人主は群臣百姓の善しとするところ之を亦善とし之を不善とするときは、亦之を不善と爲す、こゝの状況を洞察し居る姦惡の臣下は平生帶劍の客を聚めて必死の士を養ひ、己れ威あることを明かす、人主その威を平生畏るゝを知る故に、もし人主の人臣の言行のまゝに従ふところの人主には、之に利益することあるとも、己れの言行のまゝに従はざる人主は、必らず之が兵威を以て之に逼る、故に人主大にかく權臣を忌憚するなり、その忌憚するところに乗して、姦臣その私を行ふを威疆とて、君を威を以て脅かすと云ふなり。第八は四方とて、四方の大國や、又は四方の邊境に兵を置きてその本國の主君を畏脅

する術なり、元來人君のその司どるところの國小なるときは、勢必らず大國に事へざるべからず、又兵力弱きときは、強國に服せざるべからず、そこで姦惡の臣下は、賦歛を重ふし、府庫の財を費やし、その國の財源を空ふして、國力を弱め、大國に事へ、その威を以てその君を誘ひ、大國に服事して、その利を得んことを求む、甚しきは兵を擧げて、邊境に卒伍を聚め、威力と腕力とを以て國內に重歛せざれば、大國に通じてその使者をして先づ大國に服事すべきことを云はしめて、その君を震慄威怖せしめむるなり、かく四方の邊境に兵を置き、又は大國の威力を借りて、本國を四方より箝制して私を爲す故に、之を四方と云ふなり、以上論述するところの八術は、姦惡なる臣下の己れの惡事を爲す所以のものにて、人主のこれにて惑亂壅蔽されて、遂にその所有の本國をも失ふ義なれば、此の姦物の爲す所の八ヶ條は、充分洞察せざるべからずと、以上を一大段中の六七八小段とす、六小段は、説士流水の辯を以て、人主を惑亂する、流行の理由、七小段は、威を以て君を脅かす、威強の理由、八小段は、大國及び邊境より、威力を以て本國を制する、四方の理由を論叙す、即ち冒頭の凡人臣之所道成姦者有八術の句より、世主所以壅劫失其所有

也、不可不察焉の結句までを、一大段とす、一大段は姦臣の狀態を一より八まで歴陳して、下段之を制する方法を喚起す、

明君之於内也、娛其色而不行其謁、不使私請、其於左右也、使其身必責其言、不使益辭、其於父兄大臣也、聽其言也、必使以罰任於後、不令妄舉、其於觀樂玩好也、必令之有所出、不使擅進、不使擅退、群臣虞其言、其於德施也、縱禁財、發墳倉、利於民者、必出於君、不使人臣私其德、其於說議也、稱譽者所善、毀疵者所惡、必實其能、察其過、不使羣臣相爲語、其於勇力之士也、軍旅之功、無偷賞、邑闕之勇、無赦罪、不使羣臣行私財、其於諸侯之求索也、法則聽之、不法則距之、所謂亡君、非莫有其國也、而有之者、皆非己有也、令臣以外爲制於内、則是君人者亡也、聽大國爲救亡也、而亡亟於不聽、故不聽群臣、群臣知不聽、則不外市諸侯、諸侯之不聽、則不受臣之誣、其君矣、

(字義) 必使以罰任於後とは、罰を以て後日の責任を負はしむるなり、○其於德施とは、人主をして、德惠を以て、人民に施す時を云ふ、○縱禁財とは、朝廷の藏庫の財貨を發散するを云ふ、○墳倉の墳の字は、積の字の誤なり、

(講義) 明君の貴夫人や愛孺子に於ける好まざるにあらざ、唯その色を娛しむも貴

夫人愛孺子をしてその内諷を行はしめず、公請にあらざる以上は、私に婦人を媒介して私に願ひ出るを許さざるなり、是ぞ姦臣八術の中の同牀の患を防ぐ所なり、又その左右近侍の臣下の諛辭を入れ喋々と君の意を逢迎せんとするとき、はその身をして必らずその君に對し言ふ所は、一々責任を負はしむ、然るときは左右の士決して巧文の言流行の辭を爲し君の心を惑はさざるなり、是ぞ姦臣の左右在旁の士をして、君に禍するを防ぐ所以なり、又その臣下の父老として重ずべき臣下の言上すべきことは、一々その責任を負はしめて、他日その言上せし所と相當らざるときは之を罰するなり、然るときは、必らず妄りに言上したり、又は己れの氣に入り、人物を推舉せざるなり、是ぞ人臣父兄の姦を防ぐ所以なり、又宮室臺池や觀樂玩好のものも、その從來する所を極め、何故にかく人臣が己れの欲する所に従ふて、玩好の物を進むるか、その意何れにあるやを考へ、又人を進退するも君の掌中にありて、その進退の權を權臣に委ねざるときは、群臣その君意の在る所測り知るべからざるを以て、大に恐懼謹慎するなり、是ぞ養殃を防ぐ術の一なり、又その恩惠を國民に施すことあるときは、禁庫の財を散じ、積倉を發して

人民を利するときは、必らず人君の名義を以て之を行ひ、決して臣下をして其恩惠を施さしめざる様注意すべし、即ち齊の田氏の大斗を以て民に貸すが如く、民心遂に權臣に歸し、爲めに君威も之に奪はるゝに至るなり、又國家中の能辯說議者を以て、人臣その私を君に説き入れんとするとき、は稱譽者の善く譽める所と、毀疵者の惡み譏る所と、必らず双方ともに對照して、其能を考實して、その過を察する様にして、彼をして濫りに流行の浮辭を弄せざらしむ、是ぞ姦臣流行の辭を防ぐの手段なり、又人臣の勇力の士を以て君を威脅せんとするを防ぐ術は何如と云ふに、人君の勇力の士卒に對するや、軍功あるときは、賞與を苟倫にせず、必ず賞すべきものをば賞するとき、は兵士必らず君の爲めに死するを潔とせん若し然らざれば、必らず心を他に轉じて君に禍する姦臣の爲めに働かん、故に之を賞すべきには賞する時は公戰に勇むならん、又邑里鄉黨の一箇人と私闘するをば嚴禁せざれば、國家の秩序を亂し、弱は強の食と爲らん、かく勇力の士をして人君の爲めに働きて、他に心を散せざらしめざる様にするには、權臣をして私財を勇士に行はしめざること尤も肝要なり、是ぞ威強を禦ぐの一策なり、又諸侯群臣

の要求することあるときに際しては、之を法律上許るすべきは、之を許るし、許る
 ずべからざるべきは、之を許さざるなり、之を姦臣の威を大國に借り四方より國
 内を聚斂徴制するを防ぐと云ふなり、以上論じ來りし八姦を防禦する術を知ら
 ざるを亡君と云ふ、蓋し亡君なるものは、元來その國家を有せざるにあらざれど
 も到底己れの所有とする能はざるなり、何となれば、權臣をして外は民心を得て、
 威力を有せしめ、その威力を以て君の干預する所の内政を預り、司とらしむるな
 り、是の故に實權既に己に臣下に移るを以て、君は有れども亡きが如し、是に於て
 援助を大國に請ふ、大國その亡を救ふを名として要求すること、火の如く急に、一
 も厭き足るなし、然るにもし其要求を納れずして之に應ぜざるべきは一撃の下
 兵を率ひ來る、然らば亡滅の迅速なること、實に掌を反すが如し、其國家のかく大
 國に亡滅せらるゝ原因は、全く權臣に事を任せ、又政を一々相談するを以ての故
 のみ、人君こゝに注意して、人臣に事を聽き政を任せざるべきは、人臣必らず外交
 の心を生して、外は大國諸侯に結托せざるなり、大國諸侯に結托せざるべきは、大
 國諸侯決してその臣下の言を聽くに由なきを以て、他國の内情を探りて、我國を

制せんとすることあらざるなり、是ぞ姦臣の威を他國に借るを防ぐ所以の一策
 ならずやと、以上を二大段とす、二大段は、一大段、八姦の情態を陳述せしを承け、八
 姦を防ぐ方法を講じ述ぶるなり。

明主之爲官職爵祿也、所以進賢材勸有功也、故曰賢材者處厚祿、任大官、功大者有尊爵、
 受重賞、官賢者量其能、賦祿者稱其功、是以賢者不怨、能以事其主、有功者樂進其業、故事
 成功立、今則不然、不課賢、不肖論有功、用諸侯之重、聽左右之譏、父兄大臣、上請爵祿於
 上而下賣之、以收財利、及以樹私黨、故財利多者、買官以爲貴、有左右之交者、請謁以成重
 功、勞之臣、不論官職之遷失、謬是以吏偷官而外交、棄事而財親、是以賢者懈怠而不勸、有
 功者廢而簡、其業此亡國之風也。

(字義) 賦祿とは祿を賦與し授くるなり、○功勞之臣不論とは功勞ある臣下の選抜
 せられて、恩賞に預らざるなり、○官職之遷失謬とは官職を進め升すことの謬り
 て功無きものと有るものと、その進退を異にするを云ふ、○簡其業とはその職業
 を懈怠疎略にするを云ふ。

(講義) 明主の官職や爵祿を爲くり設くるは何等の必用ありて然るやと云ふに、是

は全く賢材を進め功名手柄あるものを賞して益その材能を盡させんが爲めなり、故に古の明主はこの處には注意して賢材のものは厚祿を與へしめ且つ大官に任む功の大なるものは尊爵を有し重賞を受けしめ又その賢者を官にするときはその材能を量りその俸祿を授くるときは其實功の何如を察して與ふるなり是の故に賢者は能を誣ひてその主に事ふるが如き簡忽疎漫の事を爲さるに至る又有功のものはその業を進むることを樂むを以て事業成り功名遂ぐるなり是ぞ明主の官職を以てその能を盡さしめ爵祿を以てその職責に全力を致さしむと云ふ今は然らず賢不肖を同一にし功勞ある者に賞を行はず諸侯の重んずる所と爲る蘇秦張儀の詭辯家の如き格別功勞無きものに忽ち六國の相印を佩與せしめたり又は左右近侍の私謁を信用したり其他父兄大臣の請求の儘に爵祿を與ふべからざる人物にだも之を與ふるを以てその父兄大臣は己れの信する所の小人の爲めに主君に請求したりし所の爵祿を與へて己れの恩恵を人に賣りて利益を收入し且つ己れの黨與を作る故に官職を欲する小人等は金錢を大臣父兄に與へ之を得んとするを以て大臣父兄は官職を賣りてその利

益を有すること少からず又左右の交あるものは己れの利の爲めに左右に請謁して重を爲すあるも功勞の士賢材の人物は反て選拔せられて俸祿恩惠の賞を被らずかく官職祿位の授受願與すること失謬亦甚しきを以て姦臣小吏は官職を偷んじ懈りて務めて父兄大臣の門戸に出入しその事務職責を放棄して財貨のみを親むに至る然る際において假令賢者能者ありと雖も既に己に自己の材能を彰さんとするも益なきを以て益々懈怠して勸み勉めず有功のものも愈々怠慢してその業務を打ち棄てて功業を立てんとするの念なしと以上を三大段とす三大段は古明主の能く功名の士賢能の人を待つと今の人主の然らざるを列叙して冒頭の八姦の作る原頭は全く人主の功名の上と賢能の人を持たざるにありとて一大段に願應して一篇を總結したり

○十過

過は失誤にて人君の政を行ひ人に任ずるに少しく注意せざるときは失錯過誤の事を生ずるなりその失錯過誤十ヶ條あり故に此篇は冒頭の十過の二字を探りて篇題と爲せしなり

◎大意

此篇は人君の政を行ひ人に任ずる上に於ての過失十件事を前頭に虚叙し、即ち一曰行小忠二曰顧小利三曰行僻四曰不務聽治五曰貪愎六曰耽女樂七曰離内八曰過而不聽忠臣九曰内不量力十曰國小而無禮等の綱領を置き、後頭に此の綱領を事實を以て解釋的に列叙せり、前頭は綱にして後頭は目の如し、故に傳一傳二として前頭の虚叙を傳を以て解釋したり、

十過一曰行小忠則大忠之賊也。二曰顧小利則大利之殘也。三曰行僻自用無禮諸侯則亡身之至也。四曰不務聽治而好五音則窮身之事也。五曰貪愎喜利則滅國殺身之本也。六曰耽女樂不顧國政則亡國之禍也。七曰離内遠遊而忽於諫士則危身之道也。八曰過而不聽於忠臣而獨行其意則滅高名爲人笑之始也。九曰内不量力外恃諸侯則削國之患也。十曰國小無禮不用諫臣則絕世之勢也。

(字義) 行僻自用とは其爲す所道理を外れて自ら事を恣に行ふを云ふ。○不務聽治とは政治を預り聽くを務めざるを云ふ。○離内遠遊とは國內を離れて遠方に遊歴するなり。○絶世之勢とは世を亡滅するの理勢あるを云ふ。

(講義) 人君の政治を行ひ人に任ずる上に於て注意せざるときは自然と失錯過誤の十件事あり、其一是即ち小忠義を行ひ爲すも大勢に着眼せざれば小忠義を爲せしがために大忠義を損することあり、故に小忠は大忠を賊ふものなりと、その二は小利の爲めに眩惑して之に心を奪はれて、反て大利益を殘ひ破ることあり、故に小利を顧みるは大利を殘ふの賊なりと、その三は人君の爲し行ふ所、放僻邪侈にして自ら用ひて諸侯に禮を失ふときは、大に怨を被り滅亡を招くもの故に、自を亡すの至りと云へり、四は政治を聽くことを務めずして、金石絲竹等の歌舞音曲を好み、之に心を奪はるゝは、身を窮し滅すのことなり、五は其心貪欲にして私利を喜むは國を滅し身を殺すの本なり、六は女樂に耽り、國家の政治を顧みざるは國を亡滅するの禍なり、七は國內を遠く離れて隔りたる地に巡遊して、諫言の士の忠言を聽かざるは、是ぞ一身を危殆にするの道なり、八は己れの過誤あるを蔽ふてその非を飾りて忠臣の言を聽かざるのみならず、勝手のみを爲し遂ぐるを以て、自ら高名の事と爲し、反て人の嘲笑を被るを厭はざるなり、九は内その國力を量らず、外諸侯のみを恃み、國內の疲弊たも顧みざるは、その國必ず

他國より削らるゝに至る、是ぞ國を削るの患なり、十已れの國の微小なるをも
恬として顧みず、諫臣の忠言を用ひず、唯己れの一所存のまゝに事を行へば、國必
ず亡滅を招くは、理勢上然るなり、以上を此篇の一大段とす、一大段は十過の箇條
を盡叙し、以下事實に徴し之を詳論、實叙せんとして、下段を喚ひ起す、

奚謂小忠。昔者楚共王與晉厲公戰於鄆陵。楚師敗而共王傷其目。酣戰之時。司馬子反渴
而求飲。堅穀陽操觴酒而進之。子反曰。噫。酒也。穀陽曰。非酒也。子反受而飲之。子反之爲
人也。嗜酒而甘之。弗能絕於口。而醉戰。既罷。其王欲復戰。令人召司馬子反。司馬子反辭以
心疾。其王駕而自往。入其幄中。聞酒臭。而還。曰。今日之戰。不穀親傷。所持者。司馬也。而司馬
又醉如此。是亡楚國之社稷。而不恤吾衆也。不穀無復戰矣。於是還師而去。斬司馬子反。以
爲大戮。故堅穀陽之進酒。不以警子反也。其心忠愛之而適足。以殺之。故曰。行小忠則大忠
之賊也。

(字義) 渴而求飲とは、口乾きて水を望むなり、○堅穀陽の堅は小使なり、○聞酒臭と
は酒氣をかぎしなり、○大戮とは大誅と云ふが如し、即ち斬罪に處するなり、

(講義) 何をか小忠と謂ふに、之を事實に徴し説明せんに、昔楚の共王が嘗て晋の厲

公と鄆陵に戦ひしことありしが、楚は大に敗績して、共王は其目を射られ傷きたり、當時戦亂正に盛なるときに、司馬子反と云へる大將渴して水を求めしかば、左右に侍し使はるゝ所の穀陽と云へるものが、杯に酒を盛りて之を子反に進上せしかば、子反その酒なるを知りて退けと云ひければ、穀陽は酒にあらずとて、之を進めんとするを以て、子反は受けて遂に之を飲みたり、元來子反の人と爲りて、飲酒を好みて平生酒に口に絶たざる人物なるを以て、之を飲みて遂に酔ふて臥したり、戦既に罷みて、共王復た戦を始めんとして人をして子反を召さしむ、子反辭するに心疾を以て之を斷りしかば、其王は自ら車に駕して去り、遂に陣屋の幕の中に入り酒の臭氣の甚しきをかきて還りて曰はるゝに、今日の戦争は大に敗績したりし上に、親ら傷を被る次第なるを以て、徒だ恃みとする所は、司馬子反なりしに、彼は酔ふて此くの如き有様なり、此の危急存亡の關する戰場に於て沈醉するは彼の吾が衆を恤ひ顧みざるなり、かくの如き大將を以て戦を爲さんとするは誠に覺束なしと、遂に師を還へして去り、大將たる子反を斬りて軍律に處せられたり、蓋し彼の穀陽の子反に酒を進めし心意は決して子反を仇として之を軍

律に處せんとの意ありて、然かせるにあらず、その酒を進めしは全く子反を受するの忠貞の心よりして然るなり、その忠貞懇篤の情よりして、遂に子反を過らせ之を殺すに至りたり、故に小忠は大忠を殘ふの賊とはこゝの義なりと、以上を二大段の一小段とす、一小段は一大段の行、小忠則大忠之賊也の句を子反の事蹟を引きて解釋せしなり。

奚謂願小利。昔者晉獻公欲假道於虞以伐魏。荀息曰：君其以垂棘之璧與屈產之乘。賂虞公。求假道焉。必假我道。君曰：垂棘之璧。吾先君之寶也。屈產之乘。寡人之駿馬也。若受吾幣不假之。道將奈何。荀息曰：彼不假我道。必不敢受我幣。若受我幣而假我道。則是寶猶取之內府而藏之外府也。馬猶取之內廐而著之外廐也。君勿愛君。曰：諾。九使荀息以垂棘之璧與屈產之乘。賂虞公。而求假道焉。虞公貪利。其璧與馬而欲許之。宮之奇諫曰：不可。許。夫虞之有魏也。如車之有輔。輔依車。車亦依輔。虞魏之勢正。是也。若假之。道則魏朝亡而虞夕從之矣。不可矣。願勿許。虞公弗聽。遂假之。道。荀息伐魏而還。反。處三年。與兵伐虞。又剋之。荀息牽馬操璧而報獻公。獻公說曰：璧則猶是也。雖然。馬齒亦益長矣。故虞公之兵殆而地削者何也。愛小利而不虞其害。故曰：願小利則大利之殘也。

(字義) 垂棘之璧とは垂棘と云へる所に美玉を出たせり故に云ふ。○屈産とは屈と云へる處に産出する馬なり。○我幣とは我の贈與する所の進物なり。○車之輔とは車の兩傍にある支へる木なり。○璧則猶是なりとは璧は依前の如くに他人の手に渡らざるなり。○馬齒亦益長とは馬の年齢を経て年老いたるなり。

(講義) 何をか小利を願みて大利を忘ると云ふに、昔晋の獻公は虞に道を假りて魏の國を征伐せんと欲せしことあり、然る時にその臣なる荀息と云へるもの垂棘に生ずる所の美玉と、屈の地に産出する所の馬とを以て、虞公に賂ふて魏を伐つ所の道を虞に假りなば、彼必らず我に之を許すならんと、獻公の曰く垂棘の璧は、吾か先君の大に寶とし貴重せらるゝ所のものなり、又屈産の乘は寡人の愛する所の駿馬なり、此の貴重ものを彼に與へて、彼もし我に道を假せざるときは之を如何せん、荀息の曰く、彼もし我に道を假さざるの意あらば、彼必らず我か進物を受けざるなり、若し彼にして我が進物を受けて、我に道を假すときは、是の貴重物の垂棘の玉は、一旦之を内藏より取り出して之を外藏に移し置くも同様なり、馬も國內の厩より引き出たして、之を外厩に入れ置くも同じことにて、決して虞

の國に與ふると云ふ譯にあらざる故に、此の段は君よ愛る勿れと、獻公大に之を信じ、遂に荀息をして、虞公に垂棘の璧と屈産の乘とを賂ひて道を假ることを爲したり、公虞之を利として遂にその請求に應じ己れの國を經過せしめんことを許さんとせしかば、宮之奇と云へるもの、虞公を諫言して云へらく、必らず之れを許るすべからず、夫れ虞と虢とは國境相接する處なれば、譬へば車の兩傍を夾む木あるか如し、輔にして、車に依らざれば物を運ぶ能はず、車にして輔なければ、車必ず顛覆するならん、虞と虢とは輔車唇齒の國にて、必らず相輔導せざるべからず、然るにもし、晋の重賂を貪りて之に征伐の路を借し許るときは、虢は朝に亡ひて、虞は夕に亡滅せられん、必らずその請を許すなかれと、諫めたれども、虞公之を聽き入れず、遂に之を許せしかば、荀息は遂に兵を引き、先づ虢を征伐して、還り、三年を歴て、虞を伐ち、之に剋ちたり、然る際に、荀息は前年虞に賂ひし所の馬を率き、又垂棘の璧を操り返へして、獻公に報したり、獻公大に悦ひて云はるゝ、機垂棘の璧は格別昔の通りに異變なければども、屈産の乘馬は年老いたりと云ひたり、以上の事實に因れば、かく虞公の兵は晋に破られ、地は晋に削奪せらるゝ、所以の

ものは何ぞと云ふに他なし、是ぞ晋より贈遺せし所の小利を愛して、その他日の大書を顧慮せざればなり、故に小利を顧みるるときは、大利を殘ふとはこゝのとならずやと、以上を二大段中の二小段とす、二小段は、顧小利則大利之殘也の句を事實を以て解釋せしなり、

奚謂行僻、昔楚靈王爲申之會、宋太子後至、執而囚之、狎徐君、拘齊慶、中射士諫曰、合諸侯不可無禮、此存亡之機也、昔者桀爲有戎之會、而有緡叛之、紂爲黎丘之蒐、而戎狄叛之、由無禮也、君其圖之、君不聽、遂行其意、居未朝年、靈王南遊、群臣從而劫之、靈王餓而死、乾溪之上、故曰行僻自用、無禮諸侯、則亡身之至也、

(字義) 申之會とは申と云へる地にて、諸侯の親睦會を爲せしを云ふ、○狎徐君とは徐の君を輕侮せしなり、○中射士とは、射手の徒なり、○黎丘之蒐とは、黎丘と云へる所にて、春の時節に於て獵を爲せしなり、○乾溪之上とは、乾溪と云へる地の邊と云ふが如し、

(講義) 何をか人君の行爲の放僻なるやと云ふに、昔楚の靈王は申と云へる地に諸侯と會合して親睦を圖らんとせしに、當時宋の太子その會合に遅刻して至りし

かば靈王怒りて之を囚執し、又徐の君に無禮を加へ、且つ齊の慶封と云へる大夫を拘留せしかば、中射士之を諫言すらく、諸侯の親睦を圖る會合たるに、かく無禮なる事を爲しなば、楚國の存亡にも拘はるならん、昔夏の梁王は有戎と云へる所に、會合を爲せしに有繒と云へる諸侯の叛きしことあり、又殷の紂王は黎丘と云へる地にて、春獵を試みたりしとき、戎狄の背叛せしことあり、是は全くその行爲亂暴にして、諸侯戎狄に無禮を加ふればなり、故に君こゝに注意して無禮を諸侯大夫に加ふべからずと、靈王聽かず、遂に己れの意思のまゝに任せて之を行ひしかば、一年ならずして楚王南を巡遊の時にあたりて、從者群臣之に反對して王を却かし弑せんとせしかば、王遂に逃れて乾溪と云へる所に、饑死するに至りたり、是ぞ其行爲の亂暴にして自ら用ひ諸侯に無禮を加へ身を亡すの禍を招けるものなりと、以上を一大段中の三小段とす、三小段は行僻自用の句を事實的に解釋せるなり。

奚謂好音昔者衛靈公將之晉至濮水之上稅車而放馬設舍以宿夜分而聞鼓新聲者而既之使人問左右盡報弗聞乃召師涓而告之曰有鼓新聲者使人問左右盡報弗聞乃召

師涓而告之曰有鼓新聲者使人問左右盡報弗聞其狀似鬼神子爲聽而寫之師涓曰諾因靜座撫琴而寫之師涓明日報曰臣得之矣而未習也請復一宿習之靈公曰諾因復留宿明日而習之遂去之晉晉平公聽之於施夷之臺酒酣靈公起公曰有新聲願請以示平公曰善乃召師涓令坐師曠之傍操琴鼓之未終師曠撫止之曰此亡國之聲不可遂也

(字義) 鼓新聲とは新曲を彈するなり、○絕夷之臺とは絶夷宮と云へる宮殿の名なり、○撫止とは琴を撫て、その曲を止むるなり、

(講義) 何をか音楽を愛し好むと云ふに、昔衛の靈公は晋の國に往かんとして濮水と云へる流の邊に至りしとき、その風景を愛し車を脱し馬を釋き舍を設けて一宿されたり、その夜酣なる頃にあたりて新らしき音曲を奏するものありしかば、靈公は耳を傾けて之を聽き大に之を悦ひ、人をして左右に彼音曲の談せられしに左右のものは之を耳にせざりしと云ふを以て、音樂師の師涓を召して狀を告げて云はるゝ様、彼の新聲は左右のもの聞かずのことなれども、其曲の優に雅美なること、人間の爲し奏する所にあらで鬼神の奏するならん、汝篤とこゝに注意してこれを聽きてその曲調を寫し取れよと、師涓之を諾し靜座して琴を撫し

これを寫し、明日報して曰く、臣之を得たり、然れども未だその曲調に熟練せざれば、一宿して之を習ひ、然後奏せんと、明日靈公と共に濮水を去りて晋に至る。晋の平公大に之を善ひ、絶夷台に酒宴を張る。宴酣にして、靈公起座して、平公に謂つて曰く、我に新曲調あり、請ふ一曲を示さんと、平公曰く善しと、乃ち師涓をして師曠と云へる晋の音楽家の側に座せしめながら、一曲を奏せしめしが、師曠忽ち其琴を抑へ、音曲を止めて曰く、是ぞ國を亡ぼせるの音調なれば、此宴會の席上に於て、遂ぐべからずと、以上を二大段中の四小段の一小節とす、一小節は衛の靈公師涓と共に晋に於て音楽を奏せしことを叙す。

平公曰く此道奚出師曠曰く此師延之所作、與紂爲靡々之樂也、及武王伐紂、師延東走、至於濮水而自殺、故聞此聲者必於濮水之上、先聞此聲者、其國必削、不可遂、平公曰、寡人所好者、音、子其使遂之、師涓鼓究之、平公問師曠曰、此所謂何聲也、師曠曰、此所謂清商也、公曰、清商固最悲乎、師曠曰、不如清徵、公曰、清徵可得而聞乎、師曠曰、不可、古之聽清徵者、皆有德義之君也、今吾君德薄、不足以聽、平公曰、寡人之所好者音也、願試聽之、師曠不得已、援琴而鼓、一奏之、有玄鶴二八、道南方來、集於郎門之境、再奏之、而列三奏之、延頸而鳴、舒翼

而舞、音中宮商之聲、々聞於天、平公大悅、座者皆喜、平公提觴而起、爲師曠壽、反座而問曰、音莫悲於清徵乎、師曠曰、不如清角。

(字義) ○此道奚の道は、從にて、由りと訓す、奚は何にて(いつれ)と訓す、○撫止とは、琴の絃を撫で止むるなり、○靡靡之樂とは、淫奔の曲なり、○郎門之境の境は、危と通す、即ち棟の極上の處を云ふ、郎は廊と通す、廊下ある門を云ふ。

(講義) 師涓の琴を鼓せしを師曠止めて曰く、此の音は亡國の調なれば、この席にて遂ぐべからずと、平公曰く、此の亡國の調は、何れの處より傳來せしものか、師曠對へ云ふ、此れは昔般の紂時代の音楽家の師延の作るものにて、紂の遊逸して淫蕩せるとき、奏せし淫奔の作なり、武王の紂を伐つに當りて、師延は東に奔り、濮水に投じて死せり、故にこの音楽を聞くものは、必ずこの水の上に於てするなり、そこで先づこの聲を聞くものは、必ずその國削らる故に、此の亡國の調は爲し遂ぐべからざるなりと、平公曰く、然らば寡人好む所の音楽を請ふ奏せよと、師曠因て一曲を終へたり、平公問ふて曰く、此は何の音楽ぞ、師曠曰く、此は清商なり、公曰く、清商と云へる音楽は、悲しきものなるか、曰く、それは清徵と云へる樂に如かさるな

り、古の清徵の音楽を聴く、人君は、皆徳義ある人君なり、今吾か君は徳薄し未た之を聴くへからざるなり、公曰く、寡人の好ものは音楽の理にあらて、その調子なり、願くは試に之を彈せよと、師曠止むを得ず、琴をとりて鼓す、玄き頭を爲せし、鶴十六羽ほど、この音曲に感じ、南方より飛ひ來り、廊下付きの門の棟に止まりたり、師曠今猶一曲を奏するや、彼の鶴悉く頸を延へ鳴き、羽翼を舒はして舞ふ、その音は宮商の聲に中りて、天にも徹するほどの明かなる聲なるを以て、平公大に悦ひ、師曠に酒觴を取りて酒を盛り、之か壽を爲し了りて、更に問ふて曰く、音調の悲哀なるが、清徵よりも甚しきか爲めに、かく玄鶴まで來り舞ふたるかと、師曠曰く、悲哀の甚しきは清角と云へる音調を以て第一とすとて、以下清角の悲哀なる理由を述ぶ、以上二大段中の四小段の二小節とす、二小節は靈公の師曠と清徵の樂を論せしことを敘述す、

平公曰、清角可得而聞乎、師曠曰、不可、昔者黃帝合鬼神於泰山之上、駕象車而六蛟龍、畢方並轄、蚩尤居前、風伯進掃、兩師灑道、虎狼在前、鬼神在後、騰蛇伏地、風凰覆上、大合鬼神、作爲清角、今主君德薄不足聽之、將恐有敗、平公曰、寡人老矣、所好者音也、願遂聽之、師曠

欠

MISSING

小節は趙襄子晉陽城を苦守することを叙す。

張孟談曰、臣聞之、亡弗能存、危弗能安、則無爲貴智矣。君失此計者、臣請試潛行而出見韓魏之君。張孟談見韓魏之君曰、臣聞唇亡齒寒、今知伯率二君而伐趙、趙將亡矣。趙亡、則二君爲之次。二君曰、我知其然也。雖然、智伯之爲人也、蠶中而少親、我謀而覺、則其禍也必至矣。爲之奈何。張孟談曰、謀出二君之口、而入臣耳、人莫知之也。二君因與張孟談約三軍之反。與之期曰、夜遣孟談入晉陽、以報三軍之反于襄子。襄子迎孟談而再拜之。且恐且喜。二君以約遣張孟談、因朝知伯而出。遇智過於轅門之外。

〔字義〕 二君は韓魏の君主を云ふ。○蠶中而少親とは、其人と爲り粗勵にして、仁愛の少きを云ふ。○轅門とは陣門なり。

〔講義〕 張孟談その主襄子の問に答へて云く、亡國を存する能はず、危を安する能はざるは、智慮才覺無きことなり。君は此の危きを安然に爲し、亡を引き廻す能はざるものなれば、臣請ふ潛行して出で、韓魏の君に見えんとて、韓魏の君に見えて曰く、臣聞く唇亡れば齒寒しとの古言あり、然るに今知伯は韓魏二君を率ゐて趙を伐たんとせり。趙亡ぶときは、韓魏二君之が次と爲り亡されん。二君の曰く、我を

の然らんとを知る。然れども知伯の人の爲り、中心粗暴に親愛の心なし、我謀りて覺れば、彼必らず怒り、吾に兵を向くるならん。然らば之を爲すこと奈何と、張孟談曰く、謀計二君の口より出で、臣一人の耳に入る、人之を知るなし、願くは共に之を計畫せんと、二君因て張孟談と共に韓魏の軍勢をして、知伯に反せんことを約束し、日限を期し、一夜張孟談を遣はし、晋陽城に還り、韓魏の知伯に反せんことを約状を襄子に報せり、襄子乃ち張孟談を迎へて再拜し、一は喜ひ一は恐れたり、後張孟談因て知伯に朝し、面謁し畢りて、知過に陣門外に遇ひたり、以上二大段中の六小段の六小節とす、六小節は張孟談の韓魏二國に韓旋し、晋陽の圍を弛へんとするを叙す、

智過恠其色、因入見智伯曰、二君親將有變、君曰何如、其行矜而意高、非他時之節也、君不如先之、君曰吾與二主約謹矣、破趙而三分其地、寡人所以親之、必不侵欺、兵之著於晋陽三年、今日暮將拔之而嚮其利、何乃將有他心、必不然、子釋勿憂、勿出於口、明且二主又朝而出、後見智過於轅門、智過入見曰、君以臣之言告二主乎、君曰何以知之、曰今日二主朝而出、見臣而其色動、而視屬臣、此必有變、君不如殺之、君曰子置勿微言、智過曰不可、必殺

之若不能殺遂親之、君曰親之奈何、智過曰魏宣子之謀臣曰趙莜、韓康子之謀臣曰段規、此皆能移其君之計、君與其二君約、破趙國、因封二子者各萬家之縣一、如是則二主之心、可以無交矣、智伯曰破趙而三分其地、又封二子者各萬家之縣一、則吾所得者少、不可、智過見其言之不聽也、出、因更其族爲輔氏、至於期日之夜、趙氏殺其守隄之夷、而決其水、灌智伯軍、救水而亂、韓魏翼而擊之、襄子將卒犯其前、大敗、知氏之軍而禽知伯、知伯身死、軍敗、國分爲三、爲天下笑、故曰貪懷好利、則滅國殺身之本也、

(字義) 二君親將有變とは、韓魏の君の變心せんとする顔色あるを云ふ、○子釋勿憂とは、釋然と心を和けて心配するなかれと慰めしなり、○視屬臣とは、視力の注ぎしを云ふ、○國分爲三とは、智伯の領地を韓魏趙の三國が分割せしを云ふ、

(評義) 趙襄子の臣なる張孟談の智伯に面謁して去るや、智伯の一族なる智過と云へるもの、その顔色の常に異りしを見て、彼の韓魏二君をして應援せしめしを察し、其主智伯に謂つて曰く、彼の韓魏二君は必らず君に變心して反對するならん、其行ふ所無禮にして、意氣傲慢なり、彼の舉動常と異れり、彼必らず反するならん、其反するを知らば、君疾く之を伐つべしと、智伯曰く、吾は韓魏二君と約すらく、彼

の趙國を征伐して事成るの日は其地を三分せんとて平生之を約し且つ二國とは親密にすることなれば彼必らず反對に立つ如きなし子必らず憂ふるなかれ此事は心配なきこと故必らず口より出すなかれと、その翌日に韓魏の君朝して去りし後、智過また智伯に謂つて曰く、臣昨日言上せし事を韓魏二君に話されたりや、智伯曰く汝何故にこの間を發せしか、曰く今日韓魏の二主君の朝して去る時、色動き且その視力は臣に注きたり、此れ必らず異變あるならん、君速に之を殺すべしと、智伯曰く子置け復た言ふなかれと、智過曰く君にして若し之を殺す能はざれば、宜しく之を親むべし、智伯曰く之を親むは如何して可なる、曰く魏主宣子の謀臣に趙殺と云へる者あり、韓康子の臣には段規と云ふ謀臣あり、この謀臣は皆君の計を移し君に害を與ふるものなり、君二主と約して趙國を破りし日には先づ此の二子に萬家の縣一を與へなば、二臣も君の心意に感心して反對すること無るべし、智伯曰く若し然かするときは吾一旦趙を破るもその得る所の土地を三分すること故に、吾得る所の少からんとその説を聽き入れざりしかば、智過その説の行はれざるを以て、出て其族姓を更めて輔氏と爲れり、其意智伯の必

らす亡ひんことを知ればなり、韓魏二國はその知伯を攻めんとするの期日の夜に至り、果して晋陽城の隄防を守る所の吏を殺して水を決して、知伯の軍に灌ぎしかば、知伯急遽狼狽して水を救はんとして亂る、その時韓魏の軍はその亂雜せるに乗し、兩方より相夾攻せり、襄子亦己の卒を率ゐてその前を犯し、大に智伯の軍を破り、遂に智伯を禽にしたり、是に於て智伯身死し、軍敗れ、國分れて韓魏趙の三氏と爲り、大に天下の笑と爲れり、故に余曰くその人と爲り傲戻貪復にして、私利私慾に趨れば、國を滅し身を殺すに至るなりと、以上を二段中の七小段の七小節とす、七小節に智過の諫を用ひしして、智伯その身及び國を滅せしを叙す、即ち奚謂貪復より、故曰貪復好利、則滅國殺身之本也、までを二段とす、二段は諫臣の忠言を用ひず、唯利のみ計りて、遂に國を滅せしを述ぶ、冒頭一句と結句一句だけ理論を用ひ、其外悉く之を事實に徴して、貪復國を滅し身を殺すことを云へり。

奚謂耽於女樂、昔者戎王使由余聘於秦、穆公問之曰、寡人嘗聞道而未得目見之也、願聞古之明主、得國失國、何以由、余對曰、臣嘗得聞之矣、嘗以儉得之、以儉失之、穆公曰、寡人不

辱而問道於子。子以儉對。寡人何也。由余對曰。臣聞昔堯有天下。飯於土簋。其地南至交趾。北至幽都。東西至日月之所出入者。莫不賓服。堯禪天下。成舜受之。作為食器。斬山水而射之。削錫脩之。迹流漆墨其上。輸之於宮。以為食器。諸侯以為益。侈國之不服者十三。舜禪天下。而傳之於禹。禹作為酒器。墨染其外。朱畫其內。綬帛為茵。蔣席額緣。觴酌有采。而樽俎有飾。此彌侈矣。而國之不服者三十三。夏后氏沒。般人受之。作為大輅。而建九旒。食器雕琢。觴酌刻鏤。四壁聖壘。茵席彫大。此彌侈矣。而國之不服者五十三。君子皆知文章矣。而欲服者彌少。臣故曰。儉其道也。由余出。

(字義) 戎王とは、山戎として長城外の朝主なり。○使由余聘於秦の聘の字は、聘に作るへし、即ち秦國に好を通するが爲めに使用するなり。○嘗以儉得之の嘗の字は、常と普通す(ツチ)と訓すへし。○土簋とは(ツチカワラケ)にて飯器を云ふ。○土錮とは(ツチカメ)にて即ち飲器なり。○綬帛とは、細き目の帛なり。○蔣席額縁とは、蔣と云へる草にて、席を作りて其縁邊を飾るを云ふ。

(講義) 何をか人主たるもの政に怠りて女樂に耽るやと云ふに、昔し戎狄の王嘗て由余と云へるものをして、秦國に好を通せしめんとして使し來りしとき、秦主穆

公は由余に問ふて曰く、寡人嘗て古の道を聞けり、然れども目未だ之を見らんとを得ざるなり、古の明主は國を得、暗主は之を失ふ、その理由如何なる義なりしやと、由余對へて曰く、その所謂明主と云へるものは、平生國家に對するに、節約儉素を旨とする所のものは、國を治め、之に反し驕奢淫逸を以て政治に怠る所のものは、之を失へりと、穆公曰く、寡人耻を顧みず、足下に質問するに、古の興敗存亡の事を以てす、然るに子は之を對へずして、儉素節約の事を以てするは何如と、由余對へて曰く、臣聞く昔堯の天下を治めし時は、その服食は何如と云ふに、土簋にて食し土錮にて飲む、誠に質素千万の至なり、當時その領邑せる所の地は、南は交趾に北は幽都に及び、東西は日月の出入する所まで悉く來服せざると云ふことなし、かく其威至りたり、堯老い天下を虞舜に讓る、舜食器を作り、山木を斬伐して之を裁作製造するに何如せしと云ふに、其斧の跡や鋸の痕を削りて、漆墨を其下に流布し、之を宮に輸して、食器を作為せしかば、諸侯益、侈り、國の服せざるもの十三ヶ國の多きに及び、舜天下を禹に傳ふ、禹酒器を作為し、酒器の外を墨にて染め、其内を朱にて塗り、細帛を茵褥とし、蔣草の席に額縁を布飾し、觴酌は文采を施し、樽俎

また飾を爲せり、是れ舜より視れば彌々侈れり、而るに國の服せざるもの三十三の多きに及へり、夏后氏没し、殷人之を受け、大輅の軍を作り、九旒の旗を立て、食器は美麗に雕琢し、觴酌は刻鏤し、四壁は白土にて塗り、茵席等も文藻を施せり、此れは彌々侈れり、○然るに國の服せざるもの五十三の多きに至る君子文章を知れり、かく驕奢の人主を敷くを欲せず、服せんとするもの彌々少し、臣故に曰く、儉素こそ、人主の奉行すべき道なれど、以上三大段の一小段とす、一小段は儉素節約を以て國を奉ずべきを云ふ、

公乃召内史瘞而告之曰、寡人聞隣國有聖人、敵國之憂也、今山余、聖人也、寡人患之、吾將奈何、内史瘞曰、臣聞戎王之居、僻陋而道遠、未嘗聞中國之聲、君其遺之女樂、以亂其政、而後爲由余請期以疏其諫、彼君臣有聞而後可圖也、君曰、諾、乃使史瘞以女樂二八遺戎王、因爲山余請期、戎王許諾、見其女樂而說之、設酒張飲、日以聽樂、終歲不遷、牛馬半死、由余歸、因諫戎王、戎王弗聽、由余遂去之、秦穆公迎而拜之上卿、問其兵勢與其地形、既以得之、舉兵而伐之、兼國十二、開地千里、故曰耽於女樂、不顧國政、亡國之禍也、
(字義) 女樂二八とは伎女十六人なり、○牛馬半死とは、水草の利を逐はざる故に牛

馬多く死するなり、○既以の以の字は已と通す、故に(すでに)と訓すべし。

(講義) 山余去りし後、穆公乃ち内史瘞を召し、之に告げて曰く、隣國に山余の如き聖人あるは、我が國の害なり、如何せば可なる、と、内史瘞曰く、臣聞く戎王の居は僻陋にして我國との距離は甚だ遠し、彼未だ嘗て中國の音樂聲韻を聞かざるならん、君宜しく之に女樂を遺し、その政を亂し、且つ由余の歸期を留めて遣歸せしめさせ、れば、彼生平戎王に諫言するとなからん、かく成王との間を疏遠にして圖るべきなりと、君曰く諾、乃ち史瘞をして女樂十六人をして戎王に送らしめ、且つ山余の爲めに滞在の期を請へり、戎王許諾し、其秦より送りし所の女樂を見て之を悦び、酒を設け、飲を張り、女樂のみに耽り、終歲其一場所に滞在して遷らざる爲め、牛馬水草の利なきが爲め、大抵死亡せり、由余歸り因て戎王を諫む、戎王聽かざるが爲め、遂に去りて秦に至る、穆公迎へて之を上卿に拜し、戎の兵勢及びその地形を詳に聞くを得、遂に國を合せ、地を開くこと千里の廣に及へり、これ戎王は女樂に耽り、身を亡すに至れり、故に女樂に耽り、顧みざるは、亡國の禍なりと、以上を三大段の二小段とす、二小段は戎王の女樂に耽る國政を顧みず亡滅を取るを云ふ、即

○三○大○段○中○の○主○意○の○在○る○所○た○り、

爰謂離内遠遊。昔者田成子遊於海而樂之。號令諸大夫曰。言歸義死。顔涿聚曰。君遊於海而樂之。奈人有圖國者何。君雖樂之。將安得。田成子曰。寡人布令曰。言歸者死。今子犯寡人之令。拔戈將擊之。顔涿聚曰。昔桀殺關龍逢而紂殺王子比干。今君雖殺臣之身。以三之可也。臣言爲國非爲身也。延頸而前曰。君擊之矣。君乃釋戈趣駕而歸。至三國而問國人。有謀不内田成子者矣。田成子所以遂有齊國者。顔涿聚之力也。故曰離内遠遊則危身之道也。
(字義) 言歸者死とは、歸らんとするものは殺さんと。○離内遠遊とは、國內を棄て、遠く遊出するを云ふ。

(講義) 何をか國を離れ遠遊すと謂ふ、之を事實に徴するに、昔田成子は海濱に遊んで其風景を樂み諸大夫に號令して曰く、吾に従屬するものにして、もし歸らんと云ふものあれば、殺さんと、顔涿聚と云へるもの云へるあり、君海濱に遊んで樂みて歸るを忘る、若しも、人一旦本國を圖る者あらは、之を奈何せん、君然る時は何如程之を樂むと雖も安ぞ得んや、田成子云く、寡人已に歸るを言ふものは之を殺さんとの命令を發せり、子今寡人の命令を犯せりとて、已に之を擊ち殺さんとせり、

顔涿聚曰く、昔桀は關龍逢を殺し、紂は王子比干を殺せり、今君は、臣の身を殺し、身を三分にするも吾辭せざるなり、何となれば、吾は國の爲に言ふて、身の爲めに言ふにあらざればなりと、頸を延きて前んで曰く、君擊てよと、君乃干戈を釋て、駕を趣かして歸る、三國に至り、國人田成子の政に怠るを怨み、之を内るゝなからんと謀るものあり、田成子遂に齊國を有ちし所以の義は他にあらざ、全く顔涿聚の力を以てなりとて、以上四大段の主意を歸宿して曰く、離内遠遊則危身之道也と。

奚謂過而不聽於忠臣。昔者齊桓公九合諸侯。一匡天下爲五伯長。管仲佐之。管仲老不能用事。休居於家。桓公從而問之曰。仲父家居有病。即不幸而不起。政安遷之。管仲曰。臣老矣。不可問也。雖然。臣聞之。知臣莫若君。知子莫如父。君其試以心決之。君曰。鮑叔牙何如。管仲曰。不可。夫鮑叔爲人剛愎而上悍。剛則犯民以暴。愎則不得民心。悍則下不爲用。其心不懼。非弱者之佐也。公曰。然則豈刁何如。管仲曰。不可。夫人之情。莫不愛其身。公妬而好内。豈刁自猶以爲治内。其身不愛。又安能愛君。公曰。然則衛公子開方何如。桓仲曰。不可。齊魏之間。不過十日之行。開方爲事君。欲適君之故。十五年不歸。見其父母。此非人情也。其父母之不親也。又能親君乎。公曰。然則易牙爲君主味。君所未嘗食。唯人肉耳。易牙蒸其首子而進之。

君所知也、人情莫不愛其子、今蒸其子、以爲膳、於君其子弗愛、又安能愛君乎、公曰然、則孰可、管仲曰、隰朋可、其爲人也、堅中而廉外、少欲而多信、夫堅中則足以爲表、廉外則可以大任、少欲則能臨其衆、多信則能親隣國、此弱者之佐也、君其用之、君曰諾。

(字義) 剛愎而上悍の悍は、心中人を容るゝなく寛大ならざるを云ふ。○妬而好内とは嫉妬心ありて女色を好むを云ふ。○堅刁自猜とは堅刁と云へる人物は君の寵を得んか爲めに、自ら勢即ち男根を殺しなり。○爲治内とは王の寢所并に女官の出入を司るを云ふ。○十日之行とは、里程の十口位かゝる距離あるを云ふ。○蒸其首子とは、己の長男を蒸し焼きにして進めしなり。○堅中而廉外とは、心中堅固にして、品行の廉宜なるを云ふ。○足以爲表とは、人の儀表軌範たるべきなり。○大任とは、國家の樞機に參せしむべきを云ふ。

(講義) 管仲その君桓公の質問に應じて曰く、臣は年老い氣力衰へ、君の間に答ふる價値なし、然しなから臣之れを聞きしことあり、子を知るは父に如くはなし、臣を知るは君に如くはなしと、今日多くの臣下の中に、君の鑑識すべき人物を試に擧げられよと、桓公曰く、然らば鮑叔の人物は汝何如と思ふ、其能不能の所を汝論

せよと、曰く彼の鮑叔の人と爲りは、其氣象剛愎にして、寛大に容るゝの局量なし、其結果如何と云ふに、剛なるときは百事疏暴に流れ、遂に民を犯すに至る、局量寛裕ならざるときは、万事苛察に失し、之か下流に居るもの心服して、その用を爲さず、此の如きものは弱者の佐にあらざるなり、然らば堅刁は何如ぞ、曰く彼も不可なり、抑、人の情として己の一身を愛せざるものはなし、公は性質嫉妬にして、女色を好まるゝなり、刁そこで己の男根を断ちて、公の嫉妬を避けて、寢所并に女官の事を司とれり、かく男根迄も割きて、君の寵を固めんとする野心家なれば、安そ君を愛するの心底あらんや、然らば公子開方は何如、曰く彼公子の封地なる衛と齊との間は、里程十日位の距離に過ぎず、かく近々の間にありても、開方は表面上、君に忠義立を装ひ、君の心を得んが爲、十五年歴過しても、其父母を歸省せざるは、是そ人情に非ず、又その父母を親まざる次第なり、公の曰く然らば易牙は何如、曰く彼は君の爲めに食味を司とる膳部掛なり、彼は食味を以て君の心を得んが爲めに、君の未だ人間の肉を味ひ食はざりしを幸とし、己れの長男を殺し、その肉を炙り焼きして之を君に進めしは、君の知られしところなり、夫れ人情その子を愛せ

ざるはなし、然るに今その子を蒸し焼きにして、君に進むるか如き、我が子に於ける實に薄情の人物なれば、安そ能く君を愛せんや、公の曰く、然らば何人が可なるぞ、隰朋こそ然るべし、その人と爲りや、心中堅固にして、外に發する品位は、廉直にして内外共に毅然たる人物なり、夫れ中堅固なるときは、人の儀表とするに足る、外廉直なれば、諸事万端公平なる故に、樞機に參すへし、殊に直道と多信とを平生心掛くる人物なれば、國民は無論隣國までも信任和睦することを得べきなりと、桓公是に於て大に管仲の言を信じ、その如く隰朋を用ひんと云はれたり、以上を六○大○段○中○の○一○小○段○と○す、一○小○段○は○桓○公○と○管○仲○と○の○問○答○を○叙○し、その中、自ら齊國の臣下に於ける人物の優劣を言外に見せり、

居一年餘、管仲死、君遂不用隰朋、而與堅刁、刁蒞事三年、桓公南遊、堂阜、堅刁率易牙衛公子開方及大臣爲亂、桓公渴餒而死、南門之寢、公守之、室身死、三月不收、蟲出於戶、故桓公之兵橫行天下、爲五伯長、卒見殺於其臣、而滅高名、爲天下笑、者何也、不用管仲之過也、故曰、過而不聽於忠臣、獨行其意、則滅其高名、爲人笑之始也、

(字義) 與堅刁とは、政權を堅刁に與へるを云ふ、○渴餒とは、饑餓するを云ふ、○公守、

之室の公の字は兵の字の誤なり、○五伯の伯字は、諸侯に長たるものを云ふ、即ち齊の桓公、宋の義公、晋の文公、楚の莊王、秦の穆公なり、○高名とは、著名なる聲譽を云ふ、

(講義) 桓公は管仲の言を聞かれて、一年程歴て後、管仲遂に死せしかば、桓公遂に管仲の言を棄て、用ふべき隰朋をば棄て、堅刁に政を與へり、是に於て堅刁政に參し事を乗ること殆ど三年の久に及へり、偶、桓公南の方堂阜に遊ぶ、當時堅刁不軌の心を蓄へ、易牙并に衛の公子開方及び大臣を率ゐて、桓公を襲撃せんとせり、桓公遂に流離間關饑餓の餘、漸く己の南門に還り宮に入らんとせしかば、堅刁己に宮を閉鎖して入れざるを以て、その儘死するに至れり、桓公死すると同時に群公子互に位を争ひ、公の在世の如くにして、喪を秘し兵を以て其の室を守りしかば、死屍久しきを歴て、臭氣甚しく腐敗の餘、屍に蟲生し戶外まで溢るゝに至れり、初め桓公は征伐の權を有し、南征北伐して天下に横行し、五伯の長となり、卒にその臣下に殺されて高著なる聲譽を失ひ、天下の笑と爲る、然る理由は何そや、則ち管仲を用ひざるの過失より來たれるなり、余故に曰く、過ちて忠臣に聽かず、獨り

己れの意見に任し事を行ふときは、その高名を滅没して、天下後世の醜辱を招く
と。以上を六〇大段中の二〇小段とす。二〇小段は、一〇小段管仲の隰朋を推舉せしに反し
て、桓公の堅刁に任せし結果を叙列し、以て過而不聽於忠臣の句を呼應結束せし
なり。

案、謂内不量力昔者秦之攻宜陽韓氏急公仲朋謂韓君曰與國不可恃也豈如因張儀爲
和於秦哉因賂以名都而南與伐楚是患解於秦而害交於楚也君曰善乃警公仲之行將
西和秦楚王聞之懼召陳軫而告之曰韓朋將西和秦今將奈何陳軫曰秦得韓之都而驅
其練甲秦韓爲一以南鄉楚楚此秦王之所以廟祠而求也其爲楚害必矣王其趣發信臣多
其車重其幣以奉韓曰不殺之國雖小卒已悉起願大國之信意於秦也因願大國令使者
入境視楚之起卒也韓使人之楚楚王因發車騎陳之下路謂韓使者曰報韓君言弊邑之
兵今將入境矣使者還報韓君韓君大說止公仲公仲曰不可夫以實告我者秦也以名救
我者楚也聽楚之虛言而輕輕疆秦之實福則危國之本也韓君弗聽公仲怒而歸十日不
朝宜陽益急韓君令使者趣卒於楚冠蓋相望而無至者宜陽果拔爲諸侯笑故曰内不量
力外恃諸侯者則國削之患也

(字義)

内不量力とは國內の何如を顧みざるを云ふ、○與國不可恃とは隣國の依頼
す可らざるを云ふ、○警公仲之行とは韓國の使者公仲の行路を護衛するを云ふ、
○驅其練用とは其精兵を驅逐するを云ふ、○廟祠とは祖先の廟所を祭祀して事
情を告ぐるなり、所謂大事必告于廟是なり、○信臣とは王の信任せる臣下なり、○
奉韓の奉の字、一本臻に作る、從ふべし、○願大國之信意於秦の信の字、伸の字は音
通して、ノアと訓すべし、即ち己れの意を伸へ、力を張るを云ふ、○冠蓋相望とは使
者の衣冠を着け、車に乗せし様を冠蓋と云ふ、即ち使者の行くと、歸るとか、相連り
續くなり、

(講義)

何をか國力の何如だも顧みず、唯強諸侯にのみ依頼すと云ふに、之を事實に
徴するに、昔秦國の西方に兵を出し大に韓の宜陽を攻むるや、韓主は之に恐懼避
易の際、その臣下の公仲朋と云へる一人、其君に對へて曰く、吾か山東諸國の同盟
の力は、此の危急の際、恃むに足らず、寧ろ秦國の信任せる張儀に因りて和を秦國
に入るゝに如かず、若し果して和を入れんとなれば、秦に賂ふに名都を以てして、
南方楚國征伐に應援せん、然るとき秦人我か韓國征伐の鋒を楚に轉せん、是ぞ韓